

坂城町都市計画マスタープラン

SUSTAINABLE DEVELOPMENT  GOALS

令和6年3月
坂 城 町

〈目 次〉

第1章 はじめに.....	1
1. 計画の位置づけ.....	1
2. 都市計画マスタープランの概要.....	2
(1) 都市計画マスタープランとは.....	2
3. 計画の対象区域.....	3
4. 計画期間.....	3
5. 計画の対応関係.....	4
第2章 坂城町の現況.....	5
1. 坂城町の概要.....	5
(1) 位置・地勢.....	5
(2) 歴史.....	6
(3) 地形・気象.....	6
2. 人口.....	7
(1) 総人口・世帯数の推移.....	7
(2) 人口の分布の現況と将来の見通し.....	9
(3) 通勤・通学流動.....	11
(4) 産業別就業人口.....	12
3. 土地利用.....	13
(1) 法規制状況.....	13
(2) 土地利用現況.....	14
(3) 新築建物の動向.....	15
4. 都市施設.....	16
(1) 都市計画道路の整備状況.....	16
(2) 公園.....	18
(3) 下水道処理区域.....	19
(4) その他の都市施設.....	19
5. 都市交通.....	20
(1) 交通量・混雑の状況.....	20
(2) 公共交通.....	21

6. 都市機能	22
(1) 行政系施設	22
(2) 保健・福祉施設	23
(3) 子育て支援施設の分布	24
(4) 商業・産業系施設の分布	25
(5) 医療施設の分布	26
(6) 教育・文化系施設の分布	27
(7) 町営住宅の分布	28
7. 地価	29
8. 災害リスク	30
(1) 洪水災害	30
(2) 土砂災害	31
第3章 上位・関連計画の整理	32
1. 坂城町第6次長期総合計画	32
2. 国土利用計画第4次坂城町計画	34
3. 坂城町人口ビジョン／第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略	36
第4章 坂城町の課題	38
1. 分野別の課題	38
(1) 人口からみた主要課題	38
(2) 土地利用からみた主要課題	38
(3) 都市施設からみた主要課題	39
(4) 都市交通からみた主要課題	39
(5) 都市機能からみた主要課題	39
(6) 経済活動からみた主要課題	39
(7) 財政からみた主要課題	40
(8) 地価からみた主要課題	40
(9) 災害からみた主要課題	40
(10) 住民意向からみた主要課題	40
2. 都市づくり(土地利用・都市基盤)上の主要課題	41
第5章 住民意向の把握	43
1. 住みやすさについての満足度・重要度(問5)	43
2. 坂城町がまちづくりにおいて重点的に取り組むべきこと(問6)	44
3. 坂城町を更によくするために力を入れる施策(問7)	44
4. 今後の居留意向(問9)	44
5. 坂城駅周辺で維持・充実すべき施設(問12)	45

6.	中之条地域で維持・充実すべき施設（問 13）	45
7.	防災マップ（ハザードマップ）の認知度（問 14）	46
8.	防災・減災対策で重視すべき取組み（ハード対策）（問 15-1）	46
9.	防災・減災対策で重視すべき取組み（ソフト対策）（問 15-2）	46
10.	住民意向調査結果の考察	47
第6章	全体構想	48
1.	まちづくり理念と将来都市像	48
2.	都市づくりの目標と基本方針	49
	（1）都市づくりの目標	49
	（2）目標の達成に向けた基本方針	50
3.	将来フレーム	52
	（1）将来推計人口の見通し	52
	（2）坂城町人口ビジョンにおける人口の将来展望	53
	（3）坂城町都市計画マスタープランにおける目標人口	53
4.	将来都市構造	54
5.	土地利用の方針	57
6.	道路・交通の方針	60
7.	自然環境の保全と都市環境整備の方針	63
8.	景観保全・育成の方針	64
9.	都市防災の方針	65
第7章	地域別構想	67
1.	地域区分の設定	67
2.	坂城地区の整備方針	68
3.	中之条地区の整備方針	72
4.	南条地区の整備方針	76
5.	村上地区の整備方針	80
第8章	実現化方策	84
1.	用途地域の見直し	84
2.	都市計画道路の見直し	85
3.	立地適正化計画との連携	86
4.	まちづくりの推進方策	87
5.	進行管理と計画の見直し	87

第1章 はじめに

近年、全国的に少子高齢化や人口減少等が進み、社会情勢は大きく変化しつつあります。坂城町においてもこのような状況に対応していくため、「坂城町都市計画マスタープラン」及び「坂城町立地適正化計画」を策定し、まちづくりを進めていきます。

1. 計画の位置づけ

「坂城町都市計画マスタープラン」及び「坂城町立地適正化計画」は、町の最上位計画である「坂城町第6次長期総合計画」や、長野県が定める「坂城都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（坂城都市計画区域マスタープラン）」に即して、本町が進める様々な施策・事業のうち、主に都市計画の分野に関する取組について定めます。

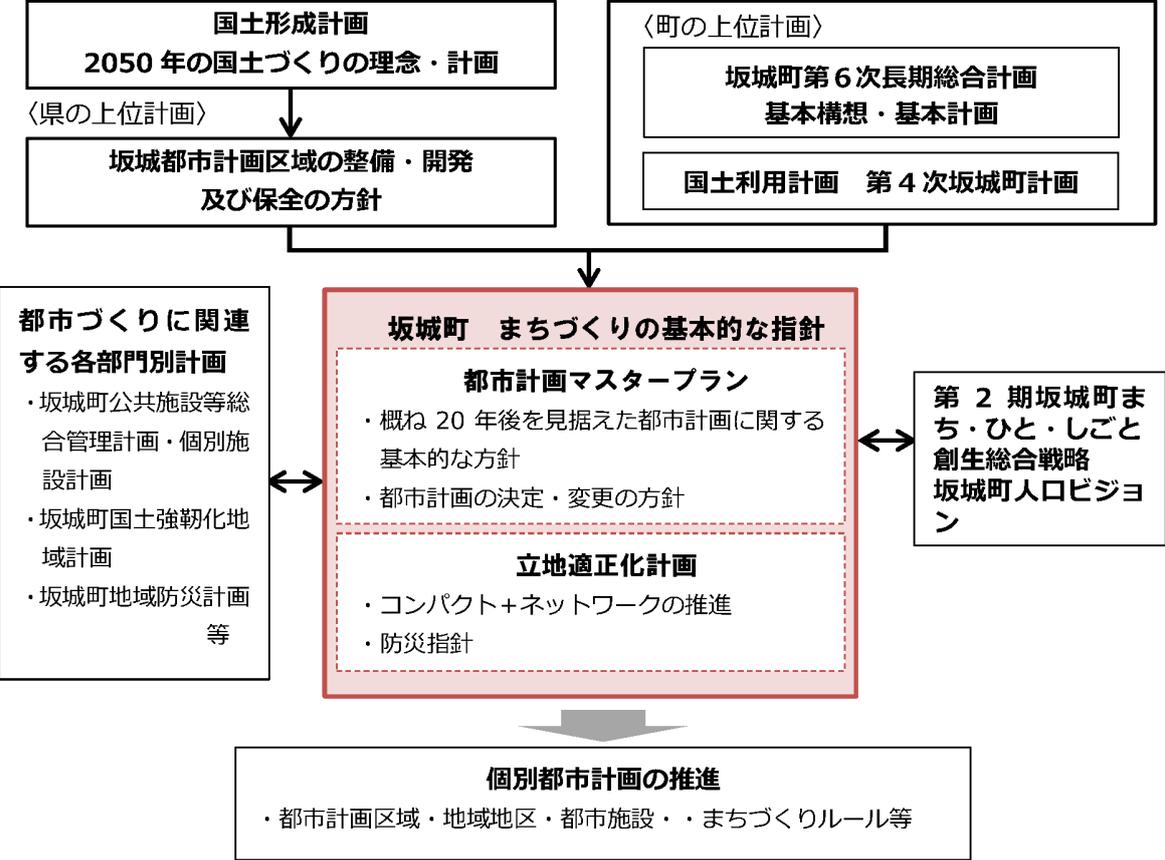


図 計画の位置づけ

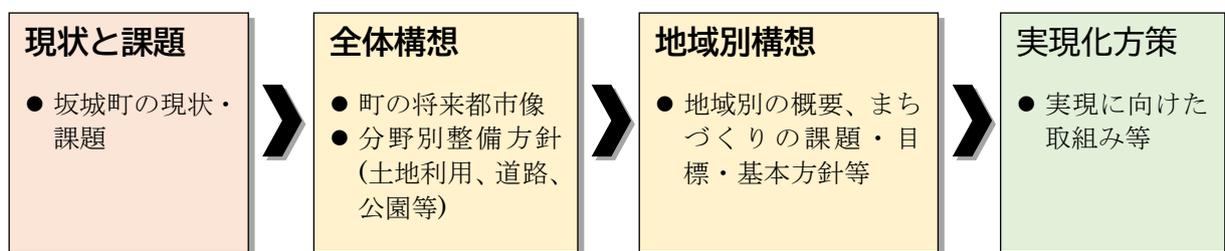
2. 都市計画マスタープランの概要

(1) 都市計画マスタープランとは

土地利用や建物の建て方のルール、道路や公園等の計画を定めるものが「都市計画」であり、より良いまちをつくっていくために、**総合的な指針としてまとめたものが「都市計画マスタープラン」**です。(都市計画法第18条の2に基づく、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」)

都市計画マスタープランでは、**概ね20年後の長期的視点に立って、都市の将来都市像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明示**します。(具体的な都市計画決定や事業計画を定めるものではなく、都市計画の“基本的な方針”を定める)

《都市計画マスタープランの構成》



《都市計画マスタープランの役割》

- ① 実現すべき具体的な都市の将来像を示します。
- ② 坂城町が定める都市計画の方針を示します。
- ③ 土地利用、都市施設（道路、公園等）の配置など、個々の都市計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりを進めます。
- ④ 都市づくりの課題や方針について、町民の理解を深め、個々の都市計画の決定・実現を円滑に進めます。

3. 計画の対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、都市計画区域外も含む「町全域」を基本として、全体構想や地域別構想を策定します。



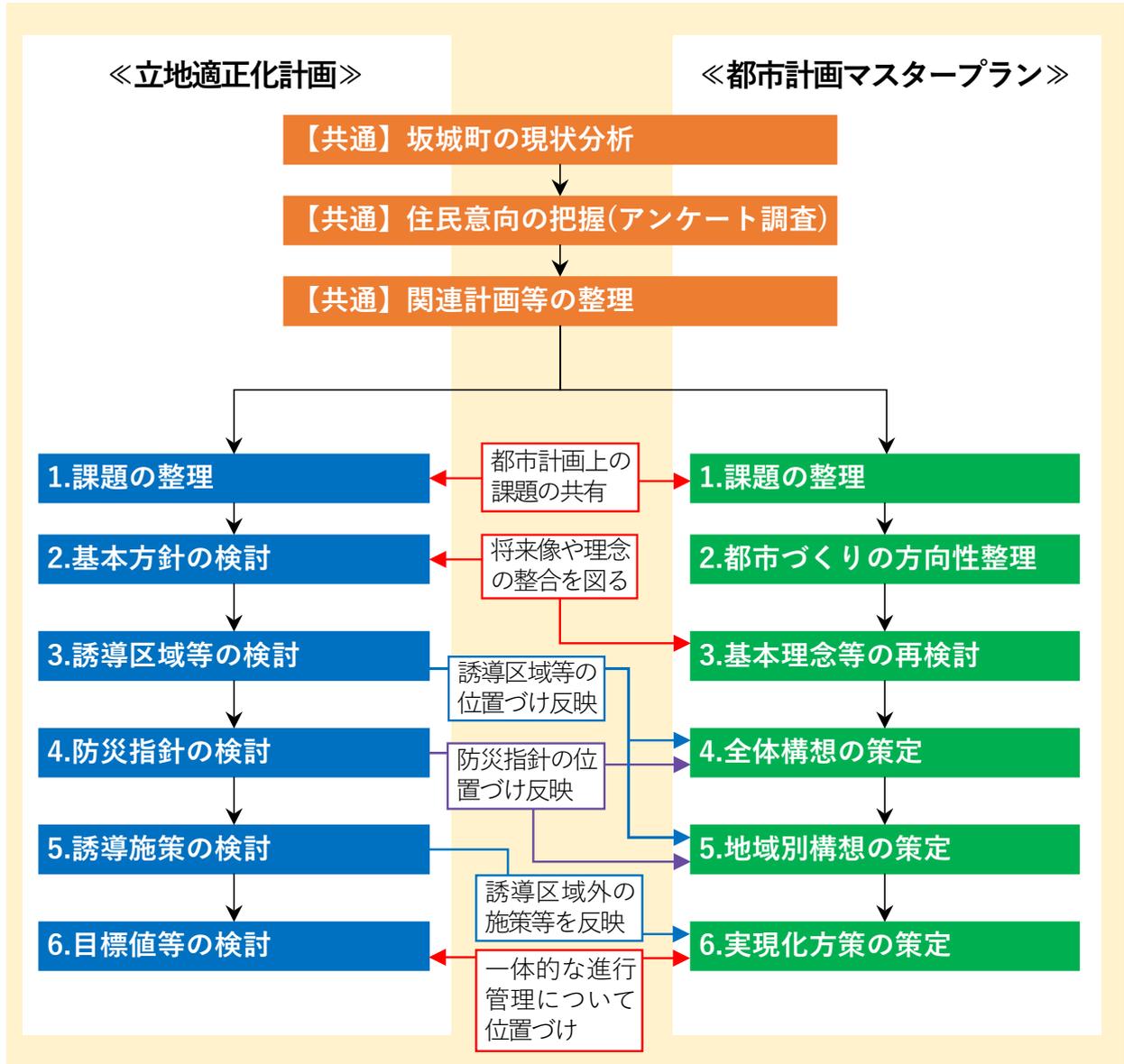
4. 計画期間

都市計画マスタープランの計画期間は、「令和6年度(2024年度)」を初年度として、目標年度を概ね20年後の「令和25年度(2043年度)」とします。

なお計画の進行管理にあたり、概ね10年後に社会情勢やまちづくりの方向性を確認し、計画の見直しや変更等を行うものとします。

5. 計画の対応関係

都市計画マスタープランと立地適正化計画は以下のように一体的な関係にあります。



第2章 坂城町の現況

1. 坂城町の概要

(1) 位置・地勢

本町は、旧北国街道の交通の要衝に位置し、現在では、千曲川の東側にしなの鉄道、国道 18 号、上信越自動車道、北陸新幹線(トンネル通過)、西側に国道 18 号上田篠ノ井バイパス、主要地方道長野上田線(カ石バイパスを含む)がほぼ平行に走り、長野・上田両地域とのネットワークを形成しています。

広域的にみると、東京や名古屋から約 200km の圏域、飯田市から 100km 圏域の位置にあります。

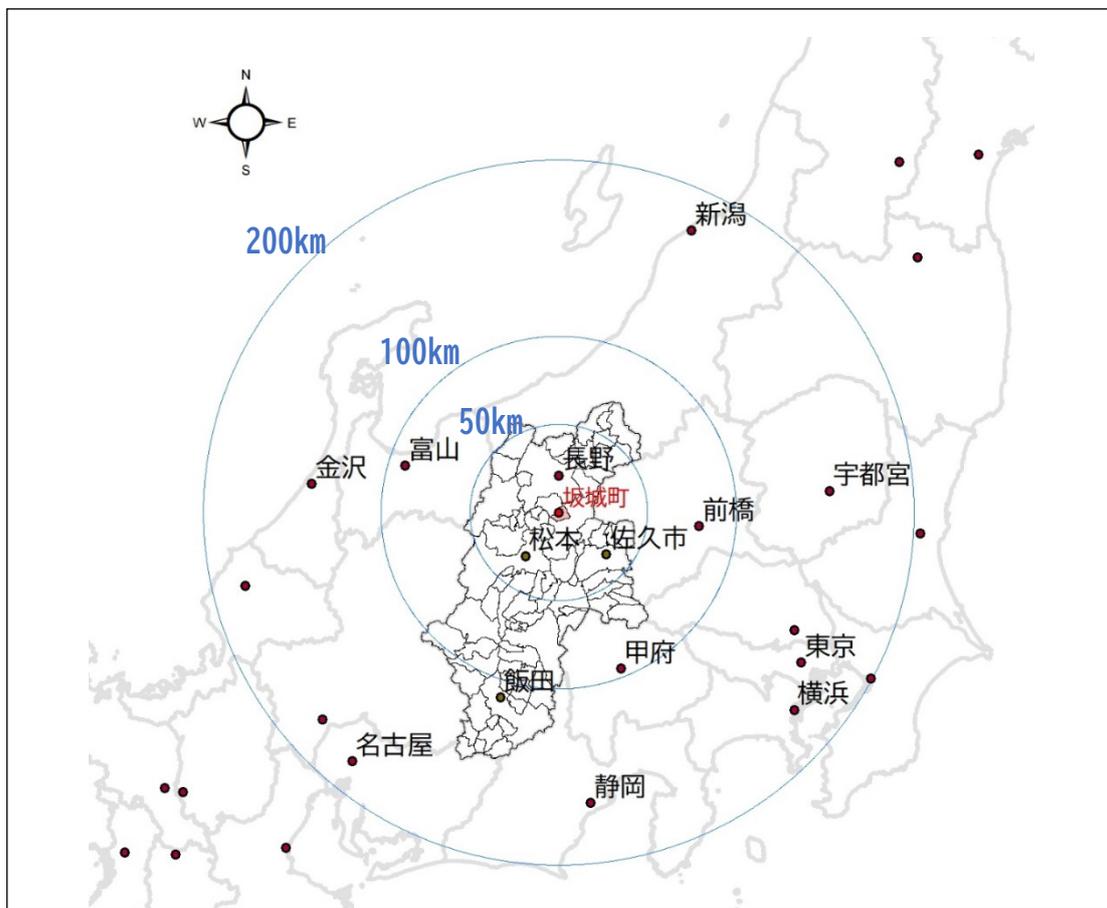


図 坂城町の位置・地勢

(2) 歴史

町内には、古代の遺跡や古墳群が存在し、古くから集落が栄えていたことが推察されます。また、戦国時代には、村上義清が本城(葛尾城)を構え、江戸時代に入ると、北国街道の宿場町として栄え、長い歴史の営みの中で、多くの史跡や文化財が郷土に受け継がれています。

昭和の頃には、人間国宝・故宮入行平刀匠が日本刀の作刀において目覚ましい業績を残すとともに、数多くの門下生を育てており、現在に至るまで日本刀の文化が受け継がれ、「刀匠の町」としても広く知られています。

(3) 地形・気象

本町は周囲を標高 1,000m級の山々に囲まれた盆地であり、町のほぼ中央を南北に千曲川が流れています。周辺の山々から千曲川に向かって、谷川、御堂川、日名沢川、福沢川などの河川が流れ込み、扇状地を形成しており、集落はこの扇状地の上に位置しています。

町の気候は、内陸盆地特有の年間降水量が少なく、晴天日が多い典型的な中央高原型の気候で、昼夜の気温差が大きく、国内でも雨量の少ない地域の一つとなっています。

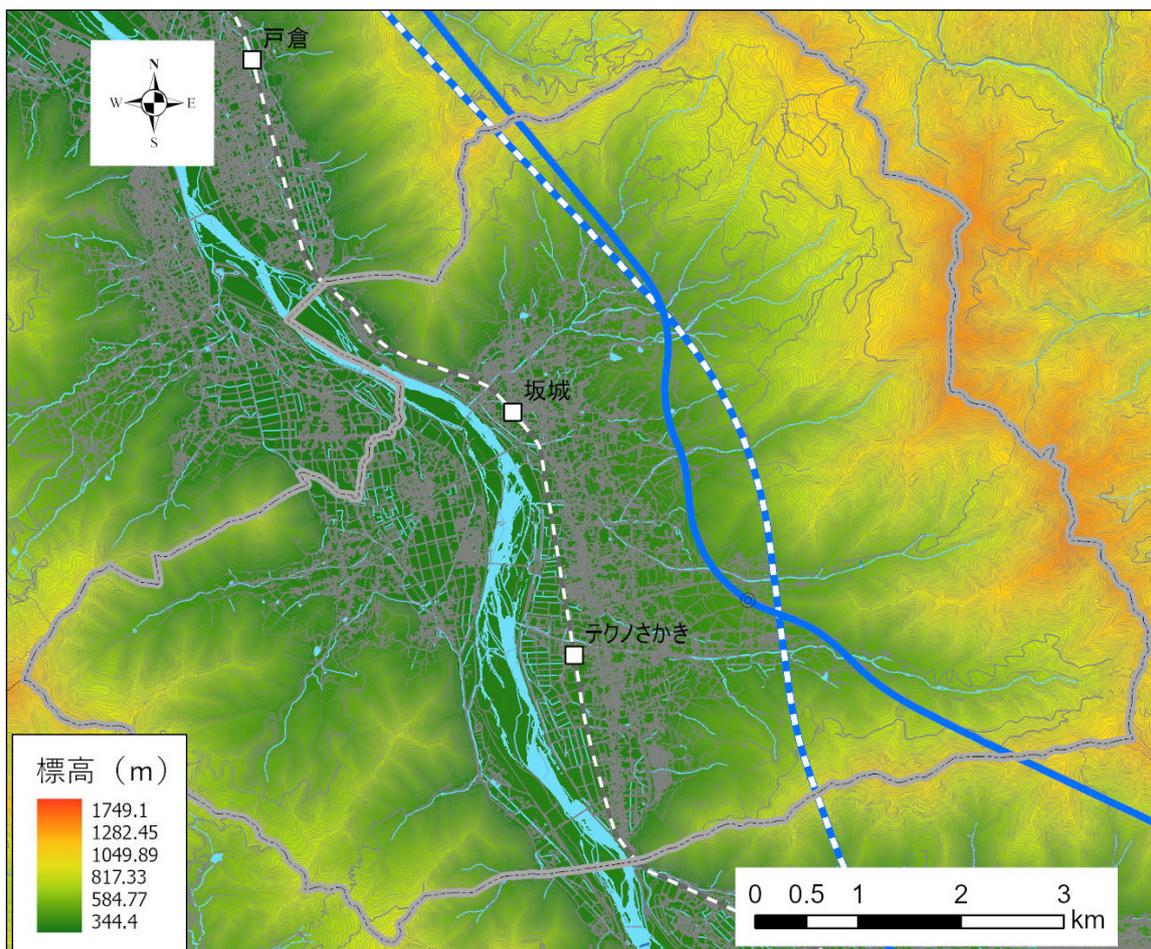


図 標高地形図

出典：国土地理院「基盤地図」

2. 人口

(1) 総人口・世帯数の推移

① 総人口・年齢3区分別人口の推移と将来見通し

本町の総人口は、昭和60年(1985年)の「16,918人」をピークに減少傾向にあり、直近の令和2年国勢調査による総人口は「14,004人」となっています。それに対して、社人研による将来推計人口をみると、概ね20年後の令和22年(2040年)には、総人口が「10,207人」と、約3,800人減少すると予測されています。

また、高齢化率(65歳以上人口の割合)は上昇傾向にあり、令和2年(2020年)時点で36.2%、令和22年(2040年)には43.5%となっています。

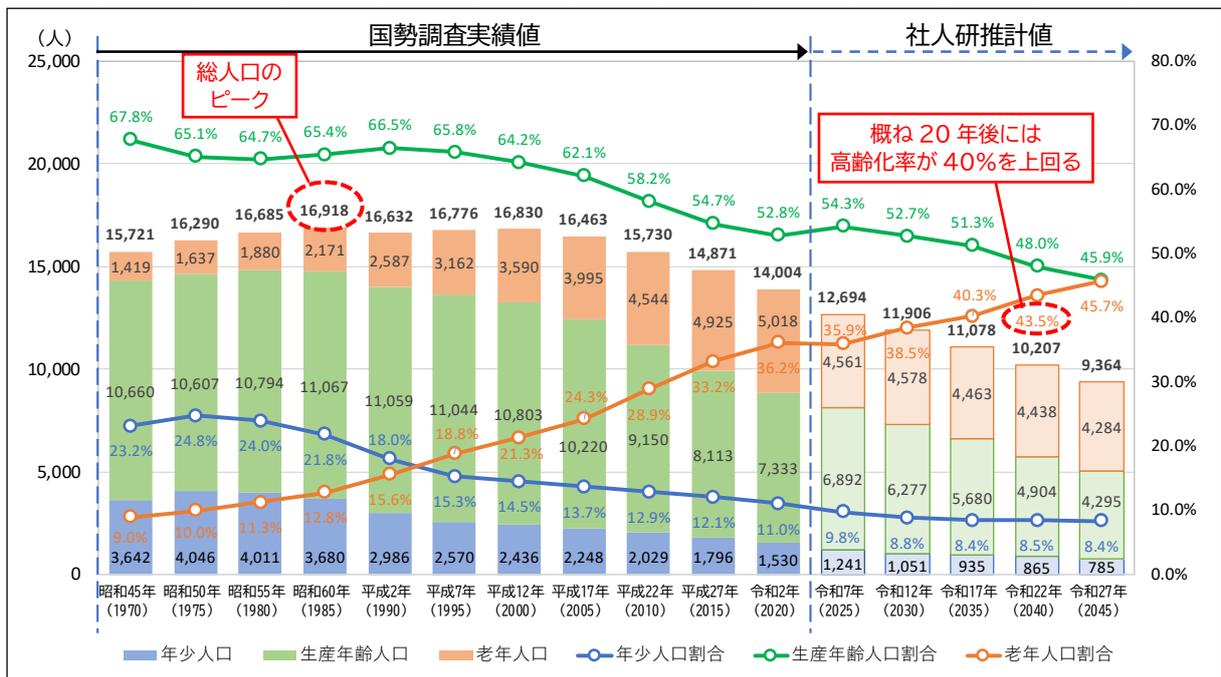


図 坂城町の総人口・年齢3区分別人口の推移と将来見通し

※総人口は「年齢不詳」を含む

出典：[1970～2020年] 総務省統計局「国勢調査」

[2025～2045年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

②人口動態（自然増減、社会増減）

本町の人口動態をみると、自然増減では死亡数が上回っており自然減の傾向が続いています。

その一方、社会増減をみると、平成17年、平成27年は転入者が増加、平成22年、令和2年は減少と増減を繰り返しながら推移しています。

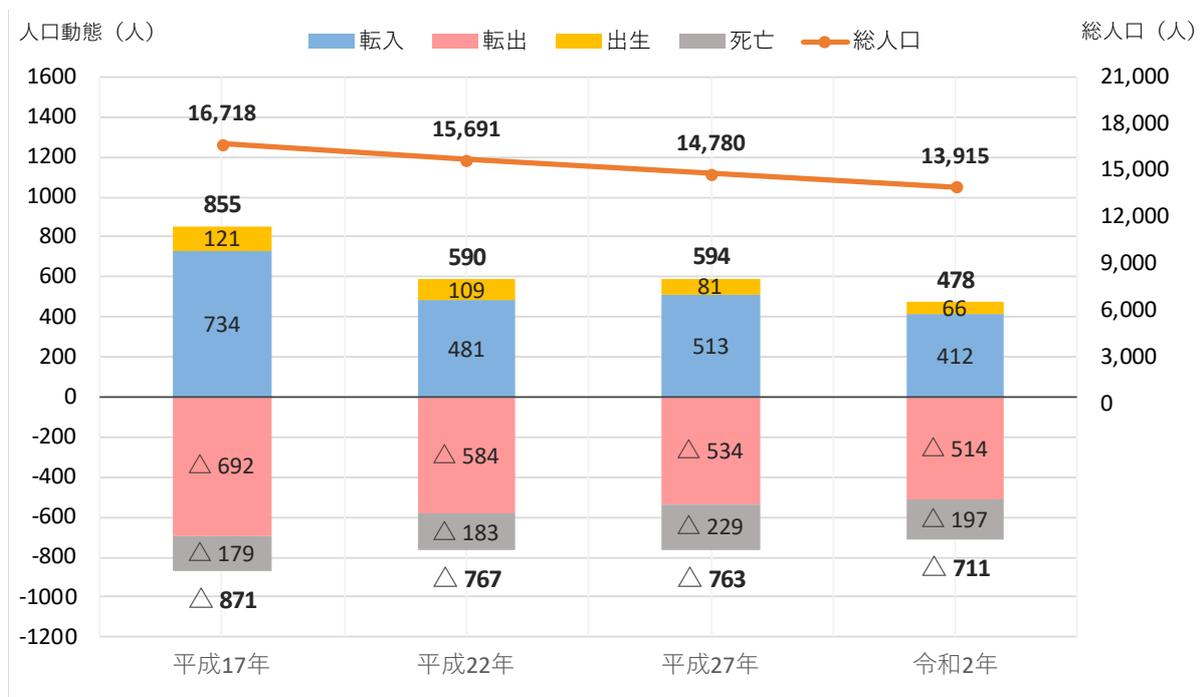


図 人口動態（自然増減・社会増減）の推移

出典：坂城町「坂城町統計書」

③人口集中地区（DID）の指定状況

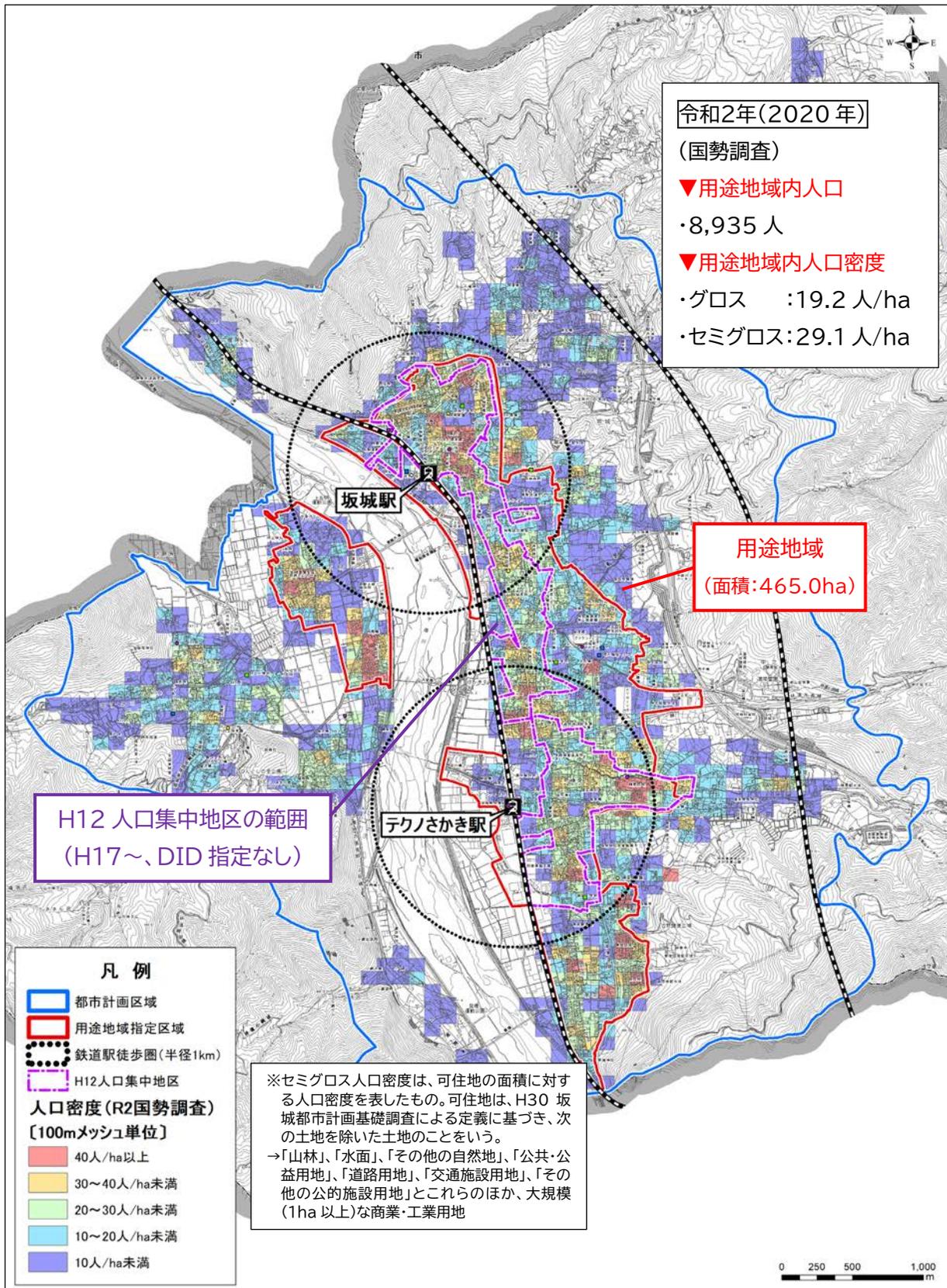
本町では、平成12年までは人口集中地区(DID)[※]が指定されていましたが、平成17年以降は人口集中地区(DID)が指定されていません。

[※]人口集中地区(DID) 国勢調査による統計に基づき、人口密度が4,000人/km²以上(40人/ha以上)の基本単位区が隣接し、5,000人以上を有するエリアが指定される。

(2) 人口の分布の現況と将来の見通し

①100mメッシュ別人口分布（令和2年）

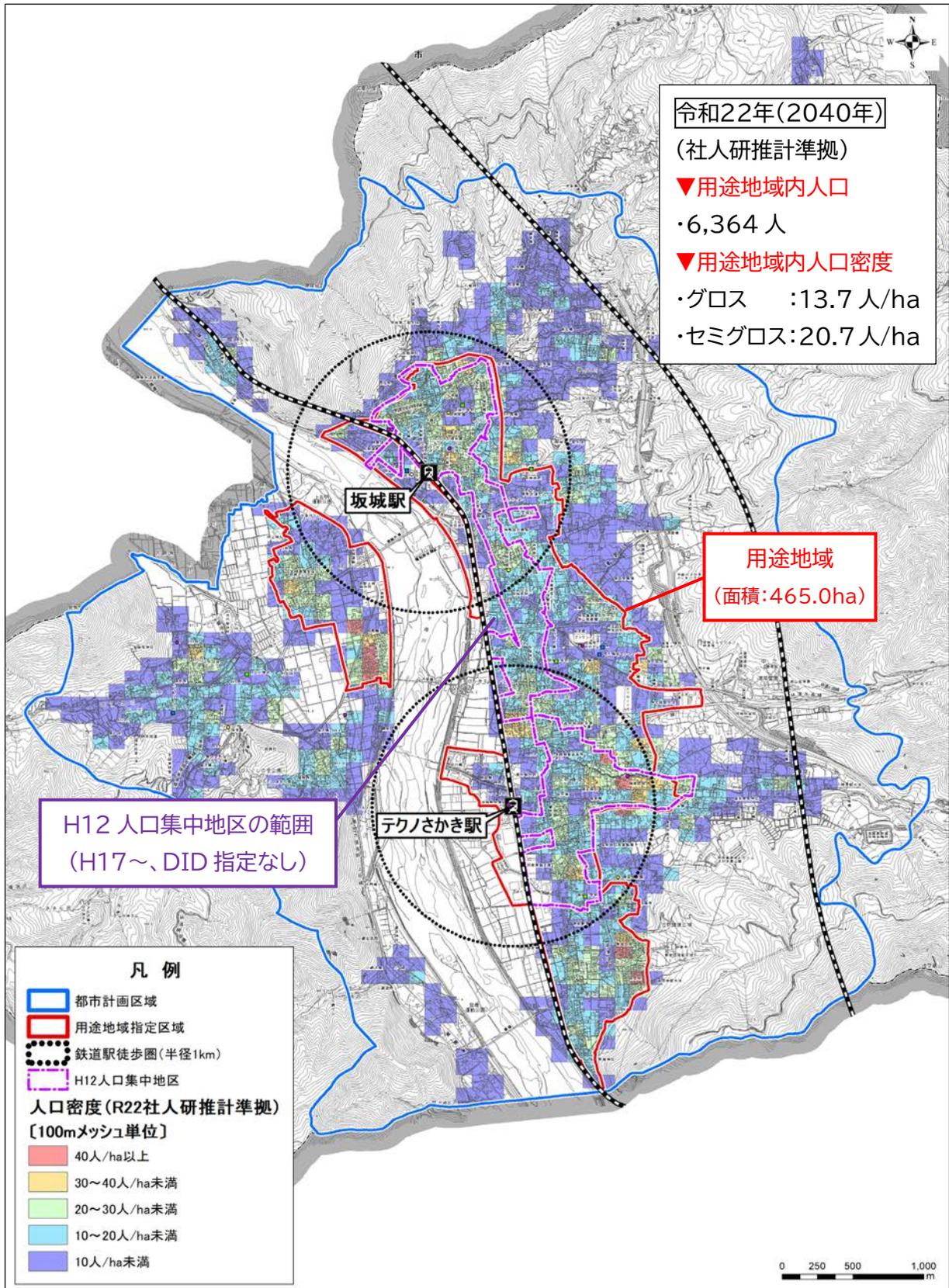
令和2年国勢調査による100mメッシュ別人口分布を以下に示します。



出典：総務省統計局「令和2年国勢調査地域メッシュ統計(500mメッシュ)」を基に作成

②100m メッシュ別人口分布（令和 22 年）

国立社会保障・人口問題研究所による推計（社人研推計）に準拠した令和 22 年の 100m メッシュ別人口分布を以下に示します。



出典：国土交通省「国土数値情報[500m メッシュ別将来推計人口データ(H30 国政局推計)]」を基に作成

(3) 通勤・通学流動

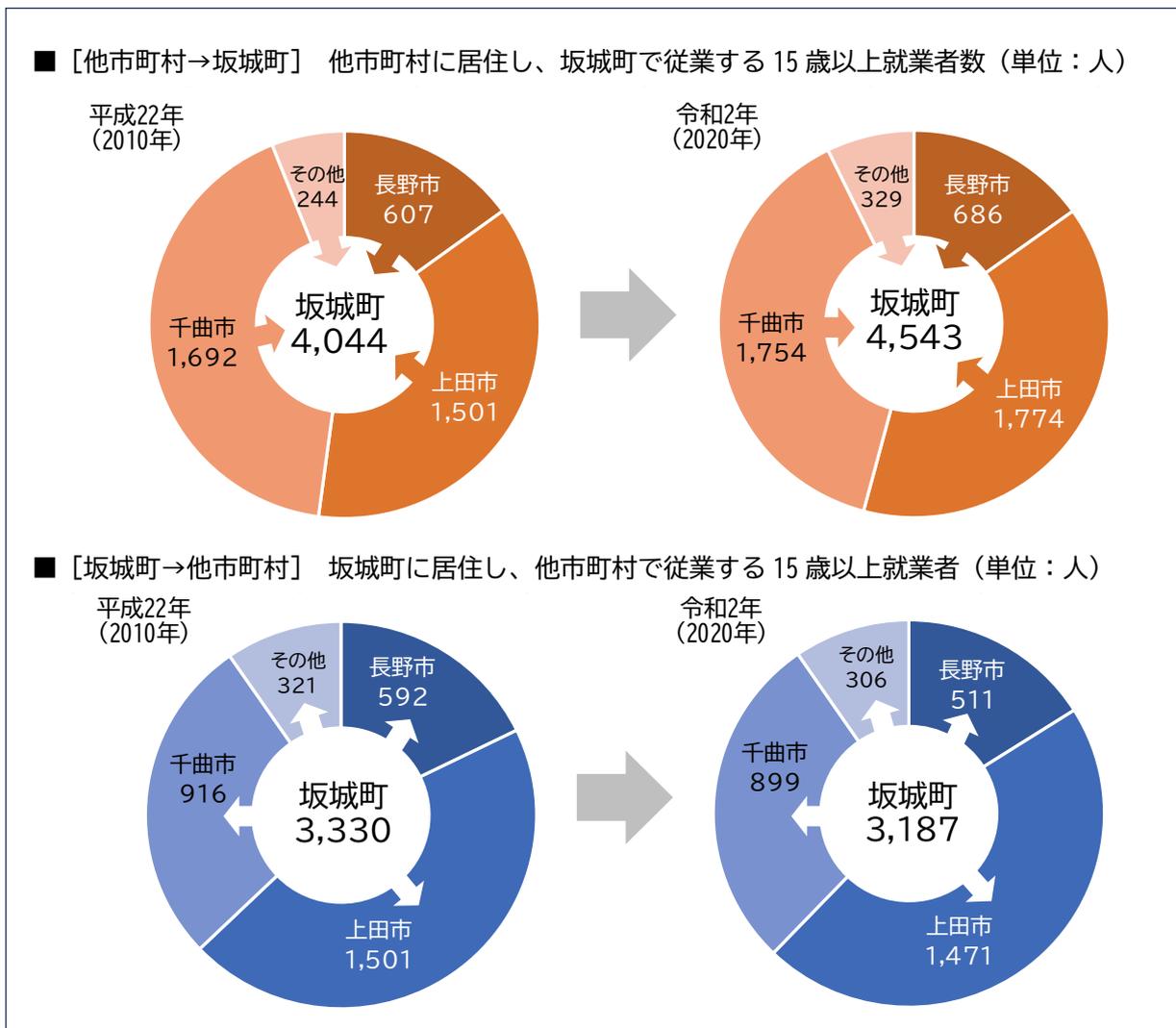
居住地・従業地別の就業者数をみると、平成22年（2010年）と令和2年（2020年）のいずれにおいても、「町外からの流入」が「町外への流出」を上回っています。

他市町村に居住し、坂城町で働く就業者（町外からの流入者）は、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）までの10年間で、4,044人から4,543人へ約12%増加しています。

居住地別に就業者数の推移をみると、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）までの10年間で、長野市からの就業者数は607人から686人へ約13%増加し、上田市からの就業者数は1,501人から1,774人へ約18%増加しています。千曲市からの就業者数は1,692人から1,754人へ約4%増加しています。

坂城町に居住し、他市町村で働く就業者（町外への流出者）は、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）までの10年間で、3,330人から3,187人へ約4%減少しています。

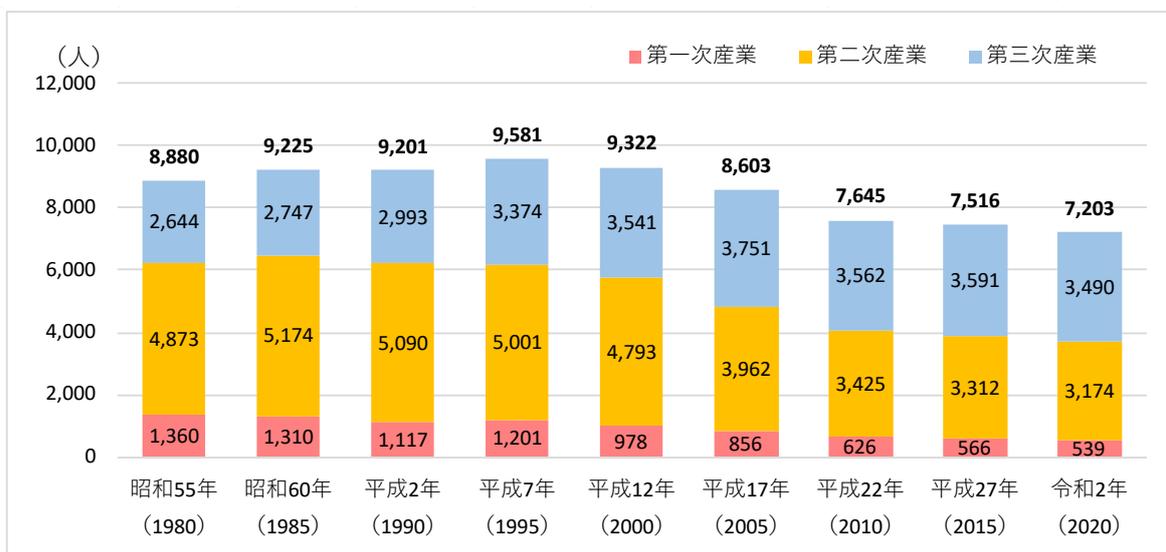
従業地別にみると、上田市への就業者数が最も多いですが、従業地別に就業者数の推移をみると、長野市、千曲市、上田市のいずれも減少しています。



出典：総務省統計局「国勢調査」

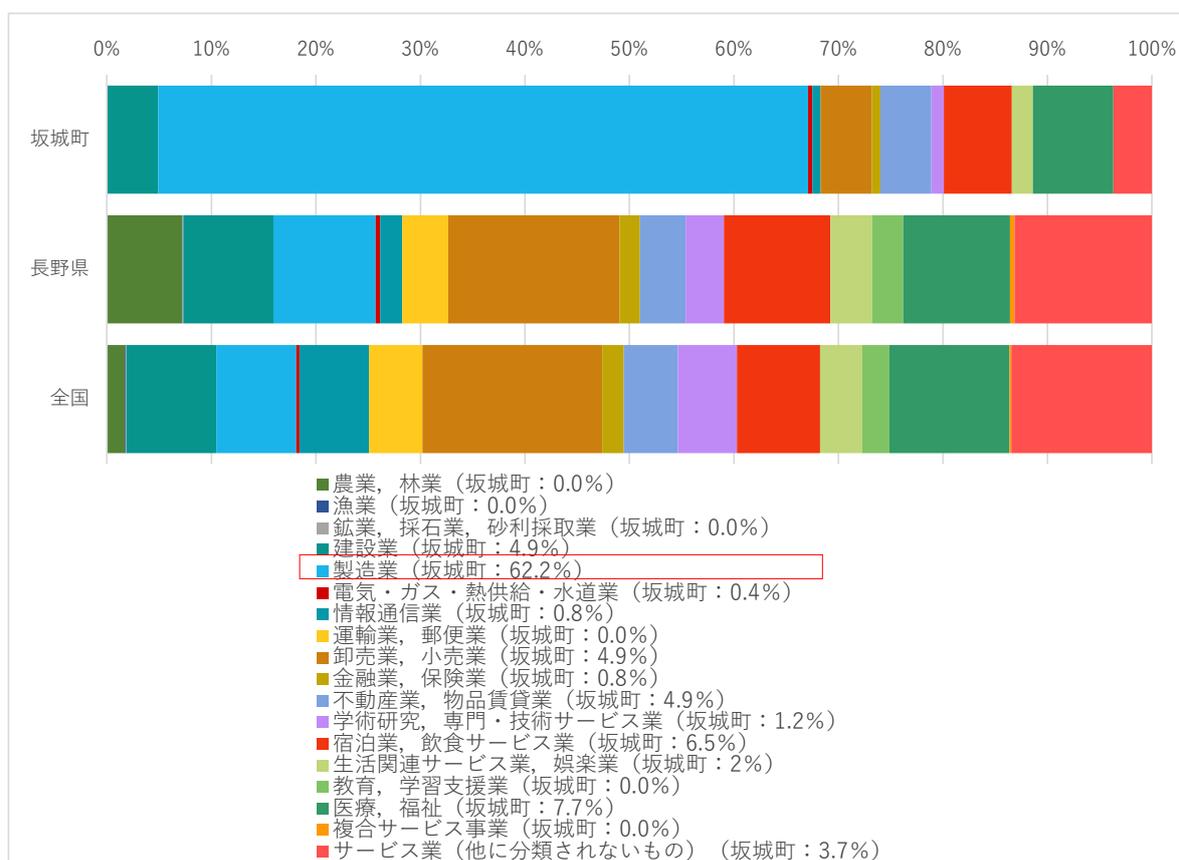
(4) 産業別就業人口

産業3部門別の就業者数をみると、第一次産業と第二次産業は減少傾向となっています。第一次産業は昭和55年(1980年)以降、減少が続いています。第二次産業は昭和60年(1985年)をピークに減少が続いています。第三次産業は平成17年(2005年)まで増加を続け、平成22年(2010年)以降は緩やかに減少傾向となっています。



出典：総務省統計局「国勢調査」

令和元年(2019年)の産業分類別に見た従業者数の構成比では、製造業が62.2%を占めており、モノづくりの町としての特徴を有しています。



出典：総務省統計局「経済センサス」

3. 土地利用

(1) 法規制状況

①都市計画関連の法規制

坂城町の都市計画区域は、昭和47年(1972年)に指定、平成6年(1994年)の変更を経て現在2,613haとなっています。

用途地域は昭和52年(1977年)に指定され、平成7年(1995年)の変更を経て現在465haが指定されています。

都市計画 区域名	当初 決定 年月日	最終 決定 年月日	第1種 低層 住居 専用 地域	第2種 低層 住居 専用 地域	第1種 中高 層住 居専 用地 域	第2種 中高 層住 居専 用地 域	第1種 住居 地域	第2種 住居 地域	準住 居地 域	田園 住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工 業地 域	工業 地域	工業 専用 地域	計 (ha)
坂城	昭52.2.7	平7.12.18	40	0	46	23	190	5	26	0	7.3	0	44	77	7	465

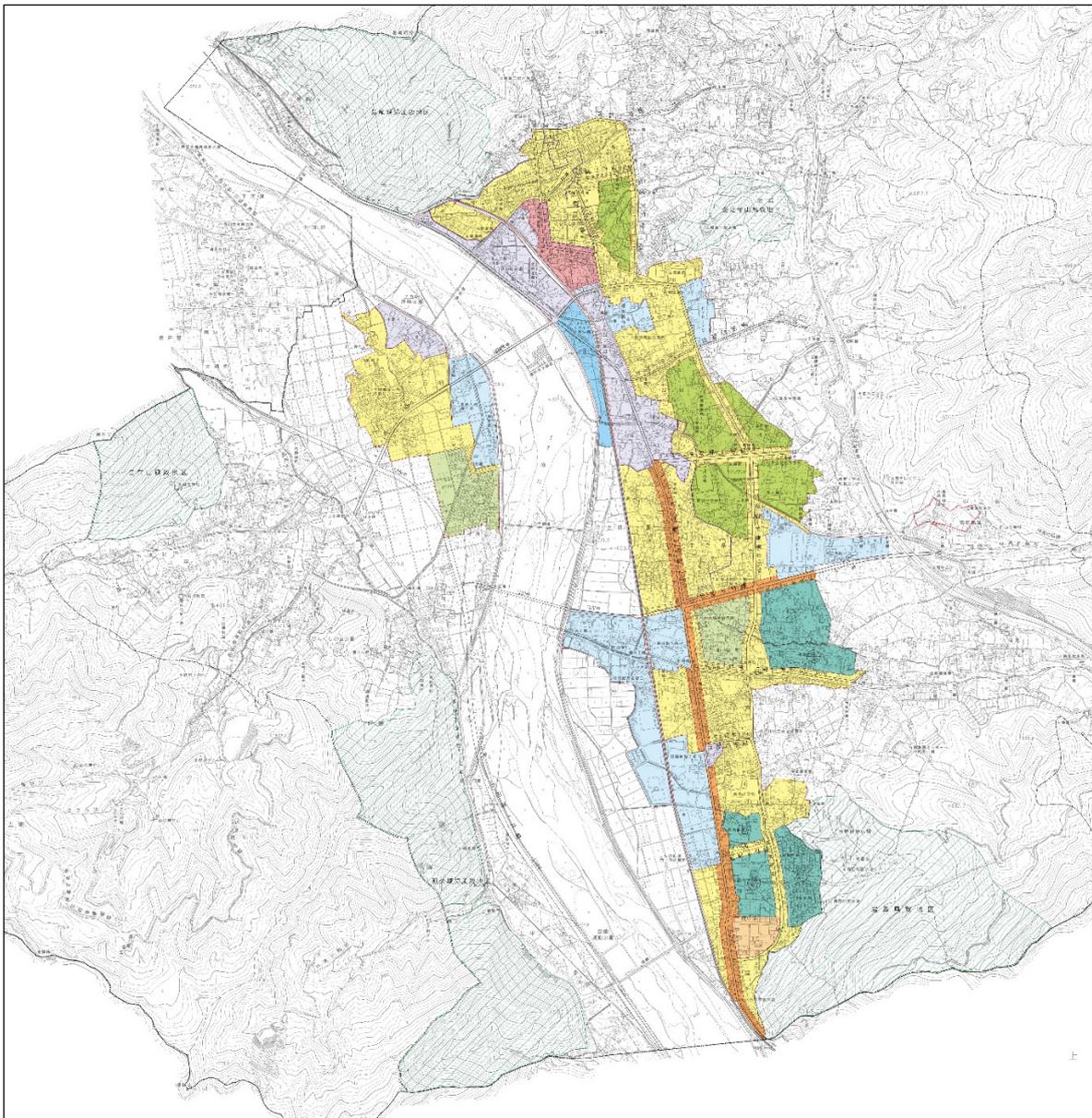


図 地域地区の指定状況

出典：坂城町「坂城都市計画基礎調査(平成6年3月)」

(2) 土地利用現況

土地利用の状況を土地利用区別別にみると、行政区域面積 5,364ha のうち農地が 12.9%、山林が 65.8%を占めています。また、水面等を含めた自然的土地利用は 85.4%、都市的土地利用は 14.6%となっています。

都市計画区域における土地利用の状況は、区域面積 2,613ha の 71.6%が自然的土地利用であり、都市的土地利用は 28.4%となっています。

用途地域指定区域においては、区域面積 465ha のうち都市的土地利用が 74.8%を占め、自然的土地利用は 25.2%です。また、可住地面積は区域面積の 66.0%にあたる 306.7ha となっています。

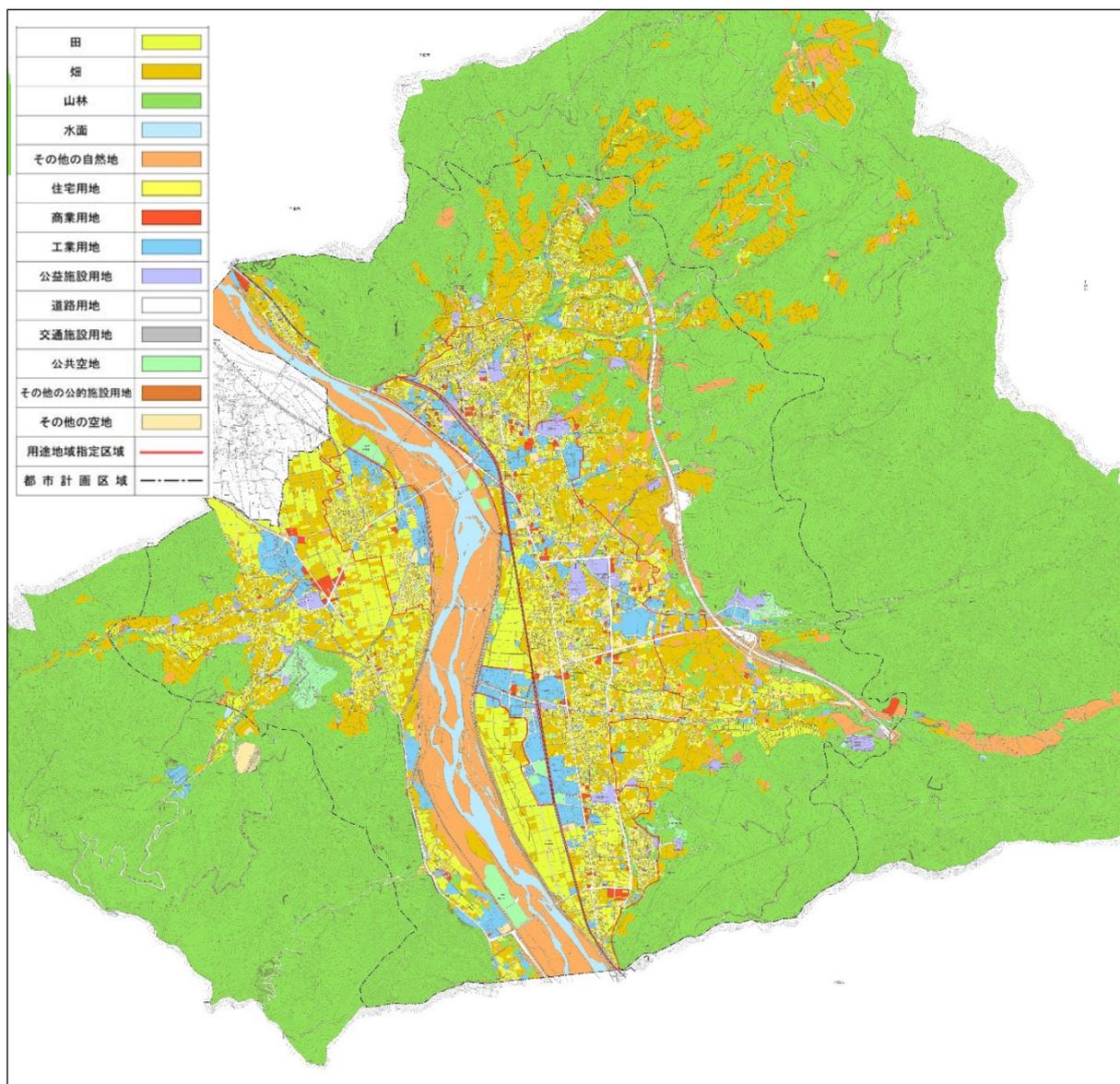


図 土地利用現況図

出典：坂城町「坂城都市計画基礎調査(令和6年3月)」

(3) 新築建物の動向

平成30年度から令和4年度にかけて都市計画区域における新築件数は266件で、敷地面積が172,716㎡でした。用途別にみた件数の比率は住宅84.6%、商業4.1%、工業7.5%、その他3.8%となっています。また、非線引き用途地域の新築状況は、件数183件のうち住宅が159件(86.9%)を占めています。非線引き用途白地地域においても、新築件数83件のうち住宅が66件(79.5%)を占めています。

新築件数を地区別にみると中之条地区が56件で最も多く、次いで四ツ屋地区が20件となっています。

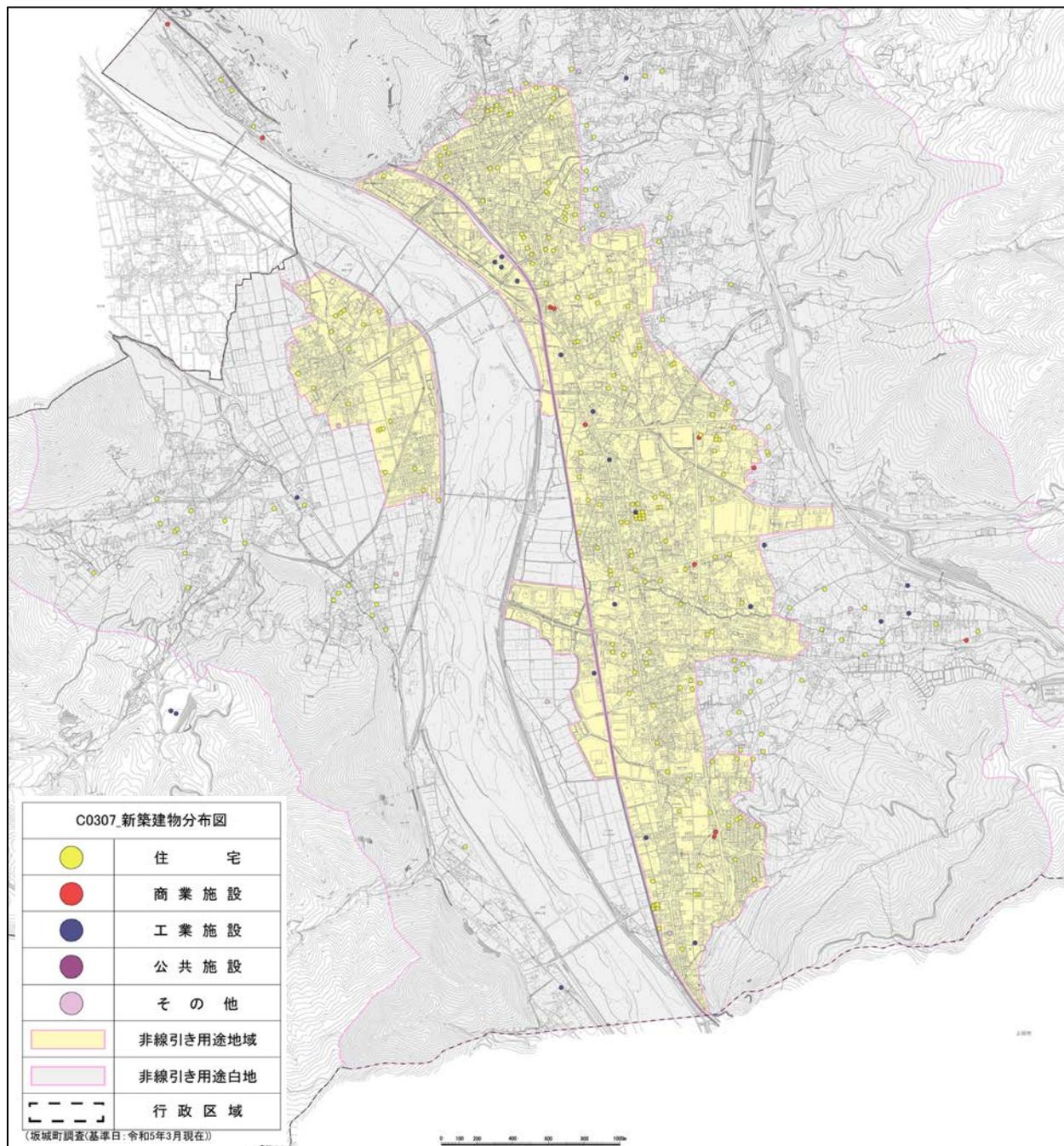


図 新築建物の分布

出典：坂城町「坂城都市計画基礎調査(令和6年3月)」

4. 都市施設

(1) 都市計画道路の整備状況

都市計画道路は13路線、28,800mが都市計画決定され、7,770mが整備済みで、改良率は26.98%となっています。

表 都市施設(道路)の整備状況

決定年月日	都市施設名称	都市計画決定事項	備考
県 昭和52年2月7日	坂都1号線	L = 6,620m, W=16m	完了 L=4,070m
〃 〃	坂都2号線	L = 2,190m, W=12~16m 平成18年3月6日変更	完了 L = 180m
〃 〃	坂都3号線	L = 950m, W=16m	
〃 〃	坂都4号線	L = 810m, W=16m	完了 L = 540m
〃 〃	坂都5号線	L = 2,760m, W=12~18m 平成3年3月22日変更	完了 L = 1,880m
〃 〃	坂都6号線	L = 280m, W=16m	
〃 〃	坂都7号線	L = 7,000m, W=12~15m	
町 〃	坂都11号線	L = 520m, W=12m	
〃 〃	坂都12号線	L = 430m, W=12m	
〃 〃	坂都13号線	L = 1,120m, W=12m 昭和59年3月5日変更	
〃 〃	坂都14号線	L = 960m, W=12m	
〃 〃	坂都15号線	L = 250m, W=12m	
県 平成3年3月22日	上田篠ノ井線	L = 4,910m, W=25m	完了 L = 1,100m
計		L = 28,800m	完了 L = 7,770m

出典：坂城町「坂城都市計画基礎調査(平成6年3月)」

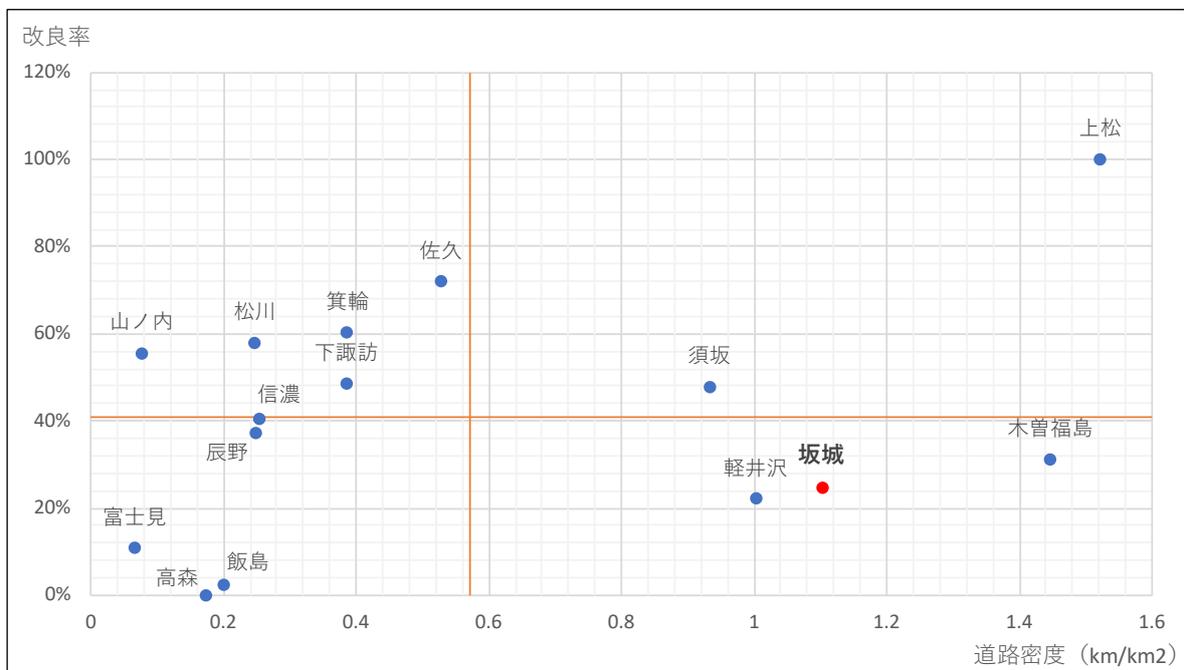


図 都市計画道路の整備率 (県内自治体との比較)

出典：長野県「2023年 長野県の都市計画 資料編」

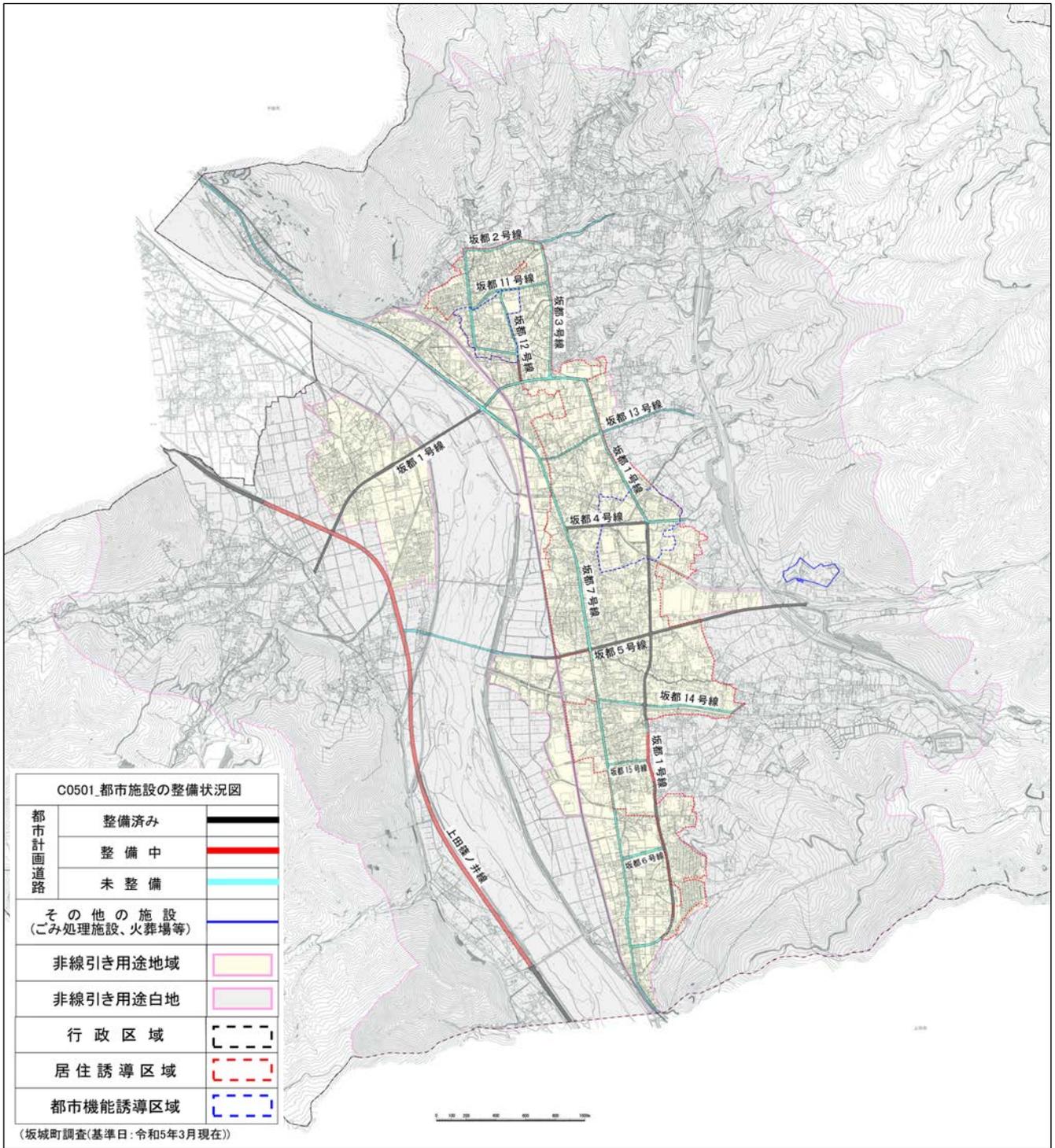


図 都市施設(道路)の整備状況

出典：坂城町「坂城都市計画基礎調査(令和6年3月)」

(2) 公園

本町には都市計画決定した公園はありませんが、都市公園（都市計画決定していない都市公園）は7箇所あり、都市計画区域人口1人あたり公園面積は14.13㎡/人（令和5年3月31日現在）となっています。

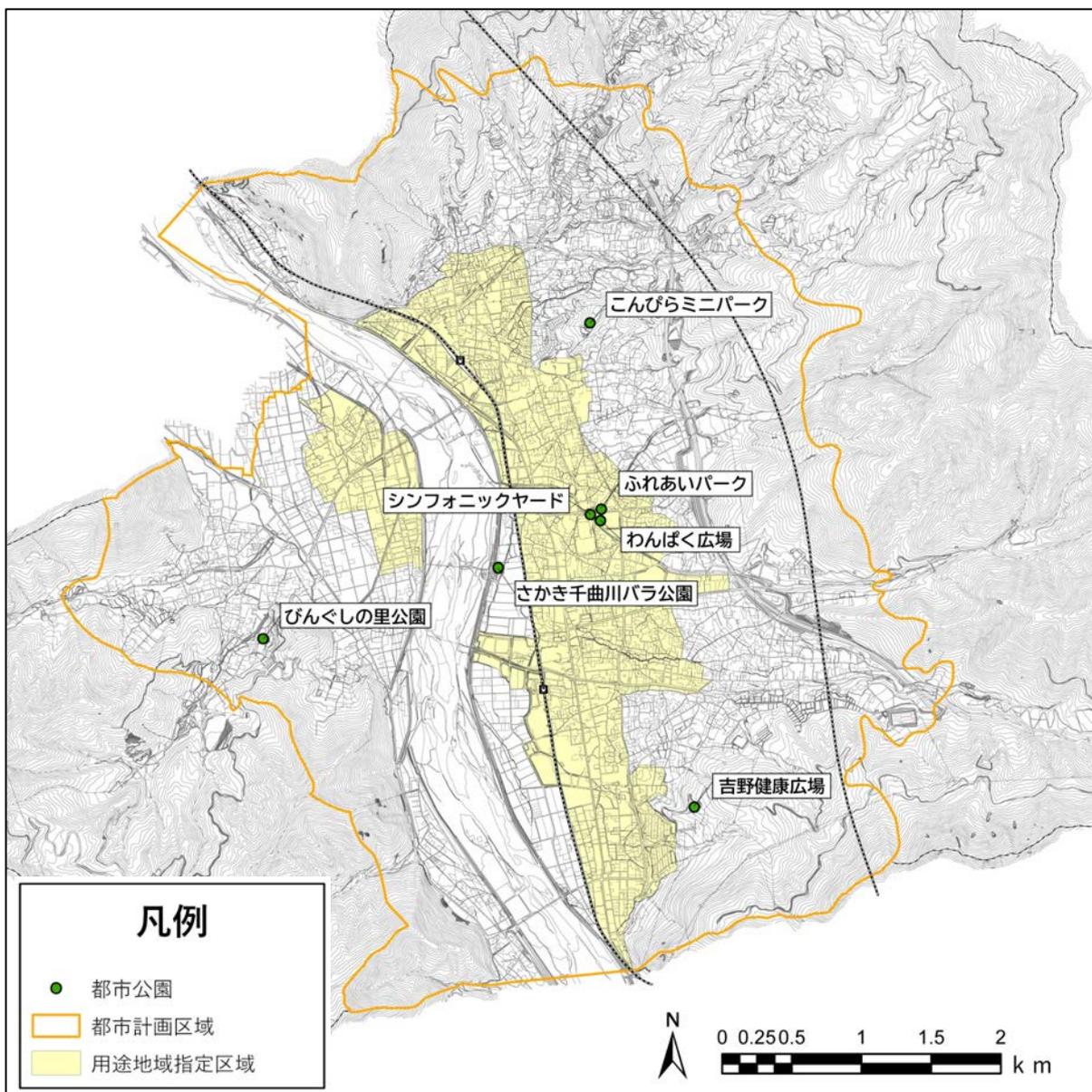


図 都市公園の分布

出典：坂城町「公式ホームページ」

(3) 下水道処理区域

本町の下水道は、流域下水道に接続して終末処理場で処理する「千曲川流域下水道」で、2市1町で構成される上流処理区に入っています。

本町の下水道は汚水と雨水を別々に処理する分流式下水道で、汚水のみ処理を行っています。

表 坂城町の下水道計画

	全体計画	事業認可
目標年次	令和 27 年度	令和 9 年度
計画面積	601.0ha	601.0ha
計画人口	8,806 人	12,253 人
計画汚水量	3,820 立方メートル/日	4,800 立方メートル/日

出典：坂城町「坂城町の下水道計画（町 HP）」

(4) その他の都市施設

その他都市施設として、葛尾組合火葬場（2.2ha）が整備されている他、ごみ処理場（葛尾組合リサイクルセンター）（約 2.8ha）が都市計画決定されています。

表 その他の都市施設の状況

決定年月日	都市施設名称	都市計画決定事項
町 昭和52年11月14日	火葬場	2.2ha 葛尾組合火葬場
町 令和6年3月26日	ごみ処理場	2.8ha 葛尾組合リサイクルセンター

出典：坂城町「坂城都市計画基礎調査(令和6年3月)」

5. 都市交通

(1) 交通量・混雑の状況

令和3年度道路交通センサスによる24時間交通量及び混雑度をみると、千曲市方面の国道18号が18,312台/日（混雑度1.23）、（主）長野上田線が11,920台/日（混雑度1.02）でした。

一般道の中でも交通量が多く、混雑度が1.0～1.25未満となっていることから、「道路が混雑する可能性は昼間12時間のうちピーク時の1～2時間程度」と見込まれます。

また、その他の調査地点では混雑度が1.0未満となっており、「昼間12時間を通して、道路が混雑することなく円滑に走行できる」状況です。

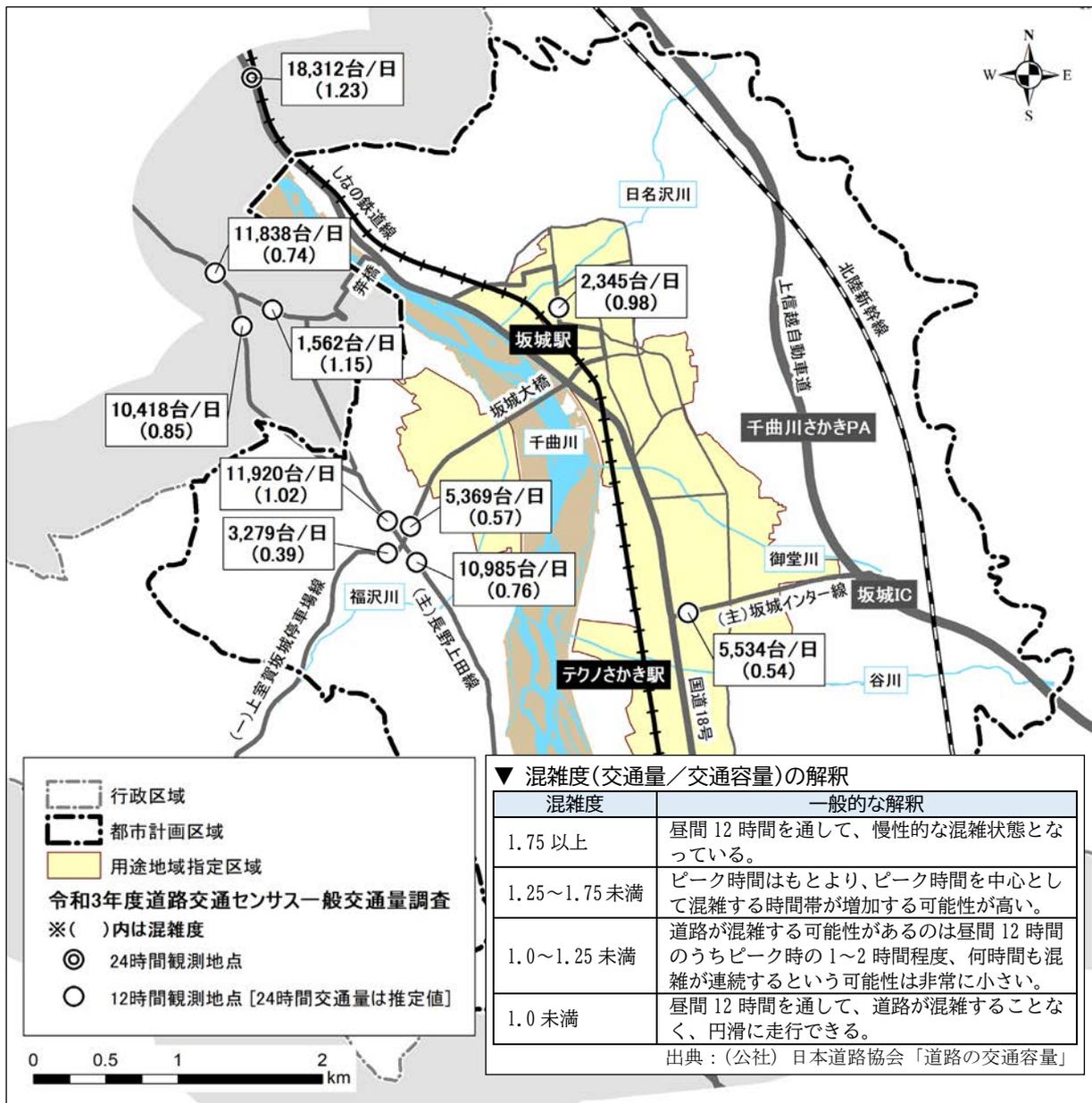


図 24時間交通量・混雑度の状況

出典：長野県「信州くらしのマップ（令和3年度交通量調査）」再編加工

(2) 公共交通

①しなの鉄道

本町には、しなの鉄道があり、坂城駅とテクノさかき駅の2つの駅があります。

坂城駅では毎年約30万人、テクノさかき駅は約17万人が利用しています。

令和元年(2019年)から令和2年(2020年)にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者が落ち込んでいましたが、令和3年(2021年)は回復の兆しが伺えます。

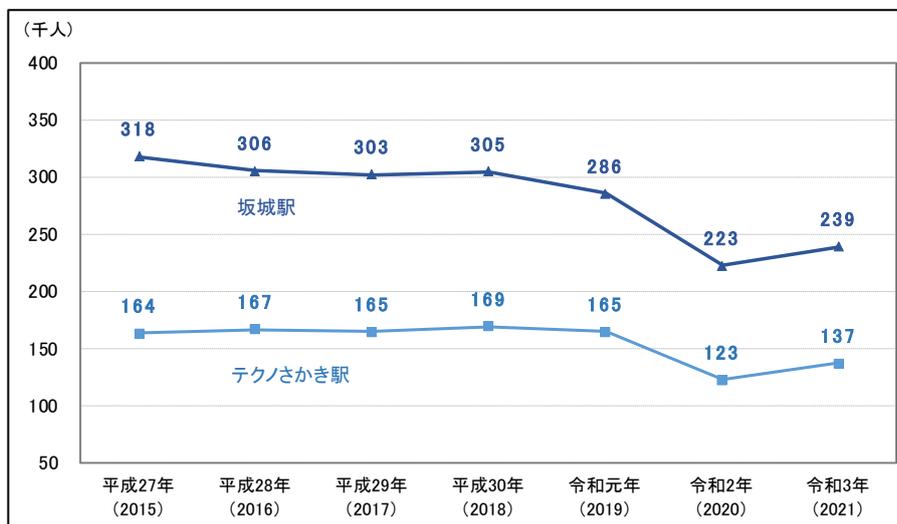


図 駅別乗降客数の推移(坂城駅、テクノさかき駅)

出典：坂城町「坂城町統計書」

②バス・デマンド交通

本町には循環バス(どこでものれーる)とデマンド交通(乗り合いタクシー)があり、自動車を運転できない町民の足として生活を支えています。

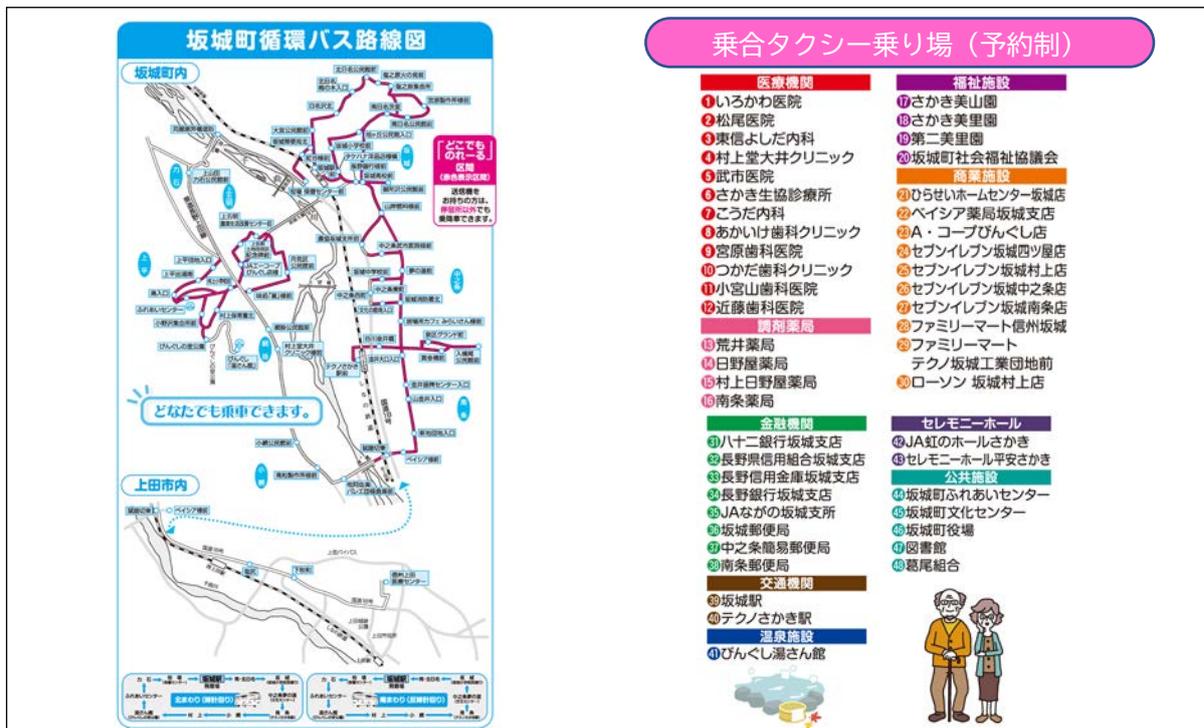


図 坂城町循環バス路線図、乗合タクシー乗り場

出典：坂城町「坂城町循環バス路線図(R5.4.3 改正)、乗り合いタクシー運行エリア」

6. 都市機能

(1) 行政系施設

本町における行政機能を有する施設（役場）の分布を整理しました。

坂城駅周辺に坂城町役場が立地している状況です。

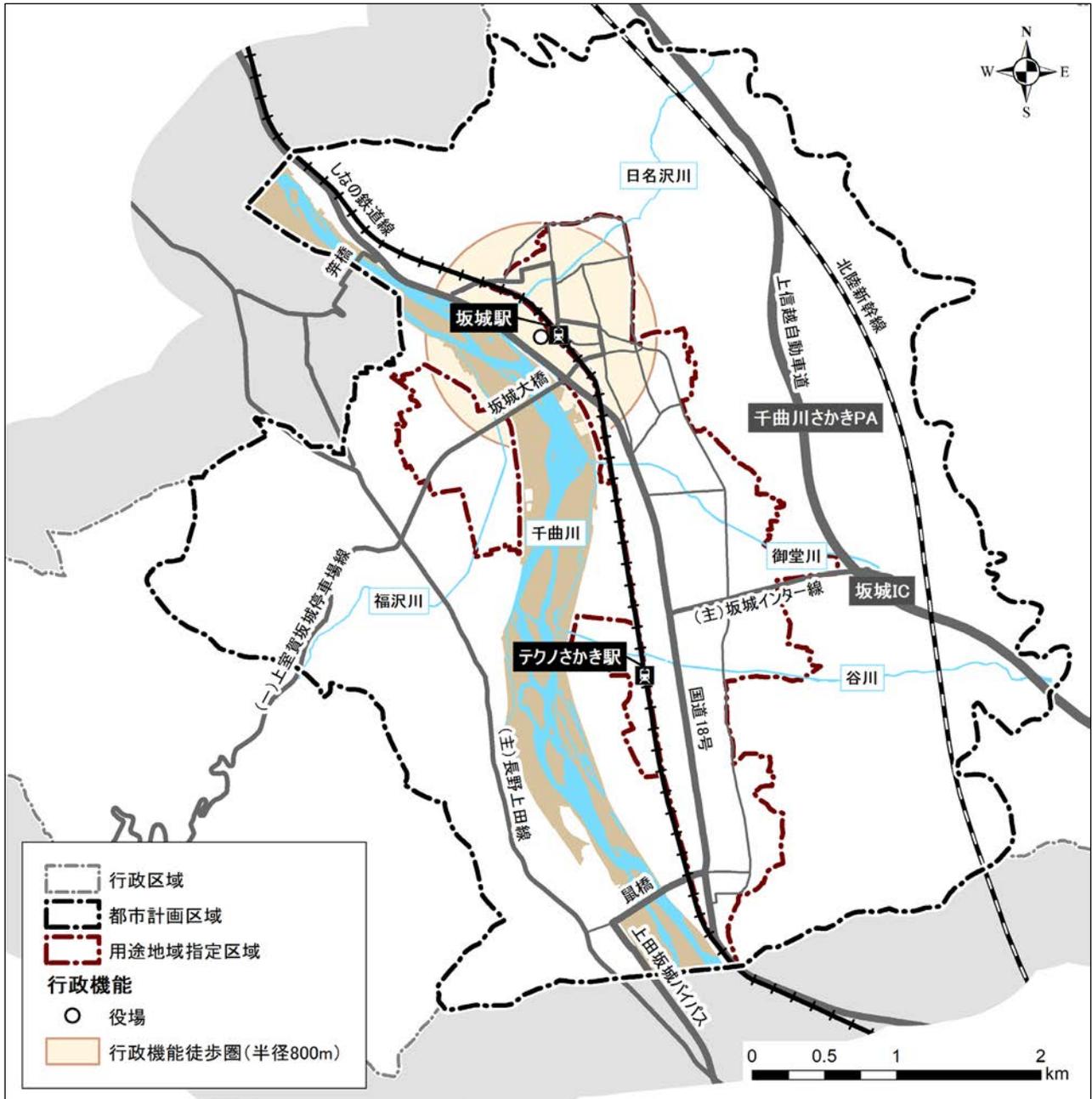


図 行政機能を有する施設の分布及び徒歩圏の状況

出典：坂城町「坂城町公共施設等総合管理計画 巻末資料」再編加工

(2) 社会福祉施設

本町における社会福祉機能を有する施設（保健センター、老人福祉センター、社会福祉施設（通所・入所））の分布を整理しました。

各地域に社会福祉施設が分布しており、用途地域のほぼ全域が徒歩圏でカバーされている状況です。

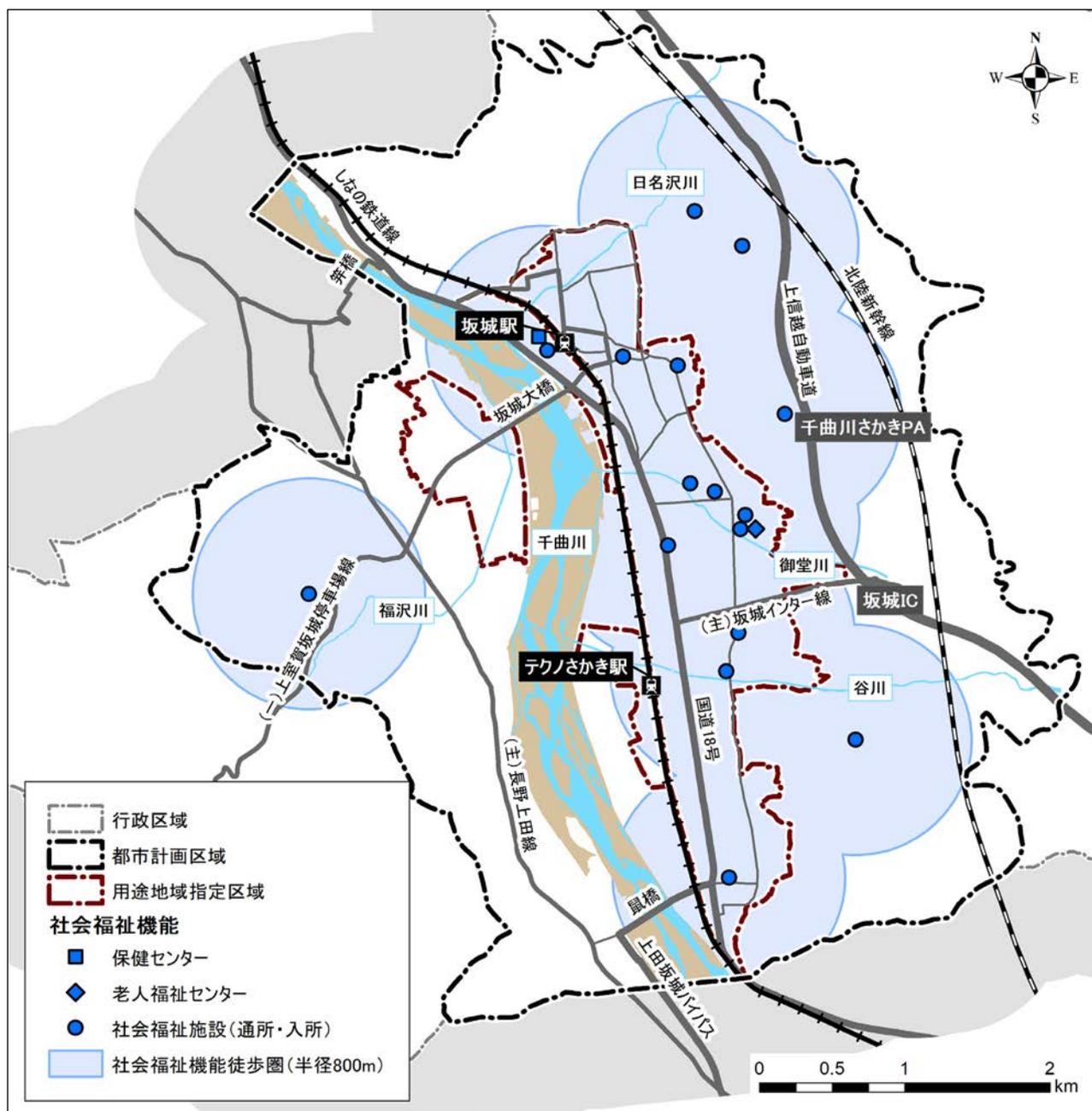


図 社会福祉機能を有する施設の分布及び徒歩圏の状況

出典：長野県「令和5年度社会福祉施設名簿」再編加工

(3) 子育て支援施設の分布

本町における子育て支援機能を有する施設（子育て支援センター、保育園・幼稚園、児童館・児童クラブ）の分布を整理しました。

各地域に保育園・幼稚園が分布していますが、用途地域の一部エリアが徒歩圏外となっています。

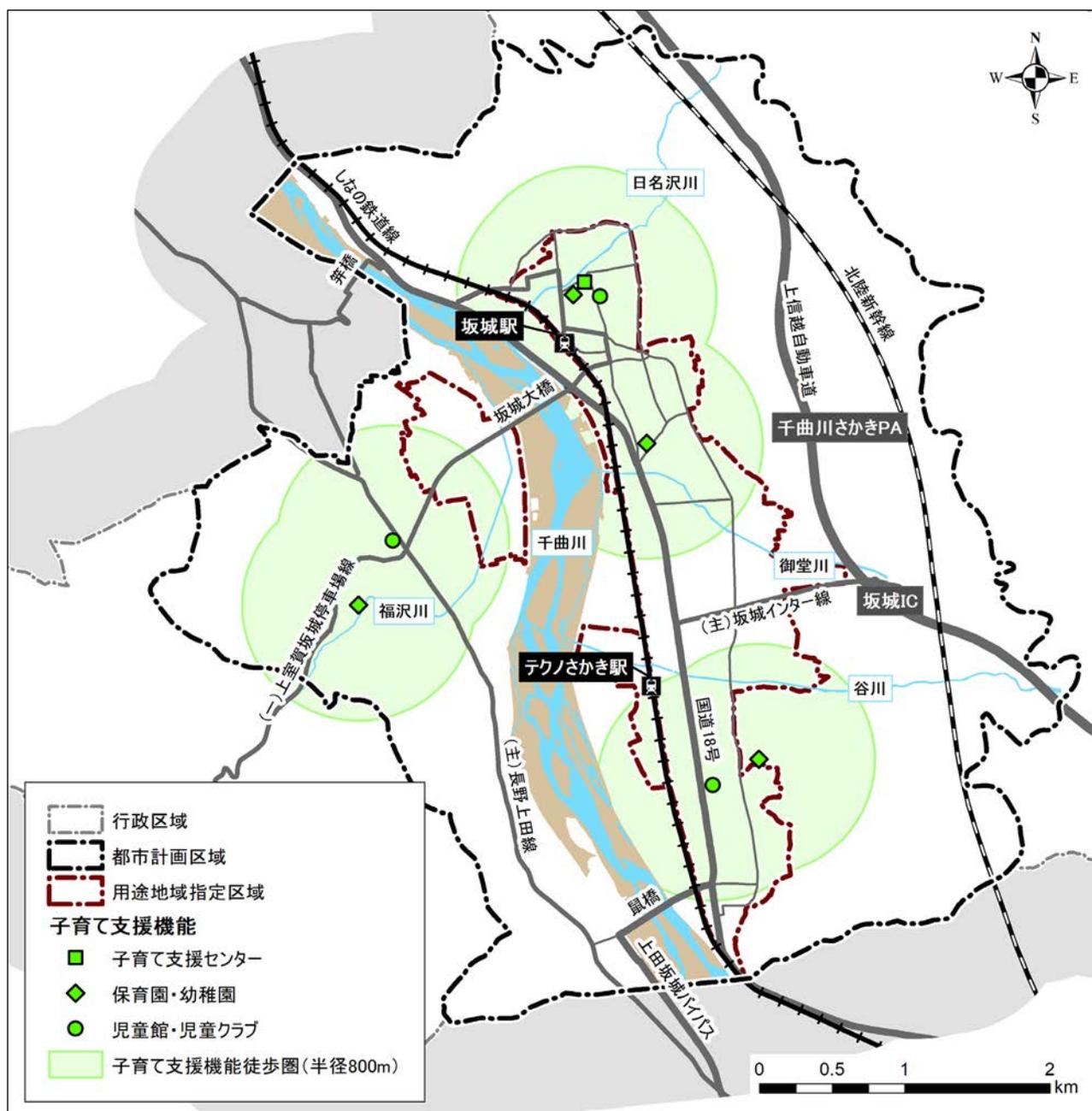


図 子育て支援機能を有する施設の分布及び徒歩圏の状況

出典：坂城町「坂城町公共施設等総合管理計画 巻末資料」再編加工

(4) 商業施設の分布

本町における商業機能を有する施設（スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア）の分布を整理しました。

各地域でコンビニエンスストアが分布していますが、スーパーマーケットは2店舗のみとなっています。用途地域のほぼ全域が徒歩圏でカバーされている状況です。

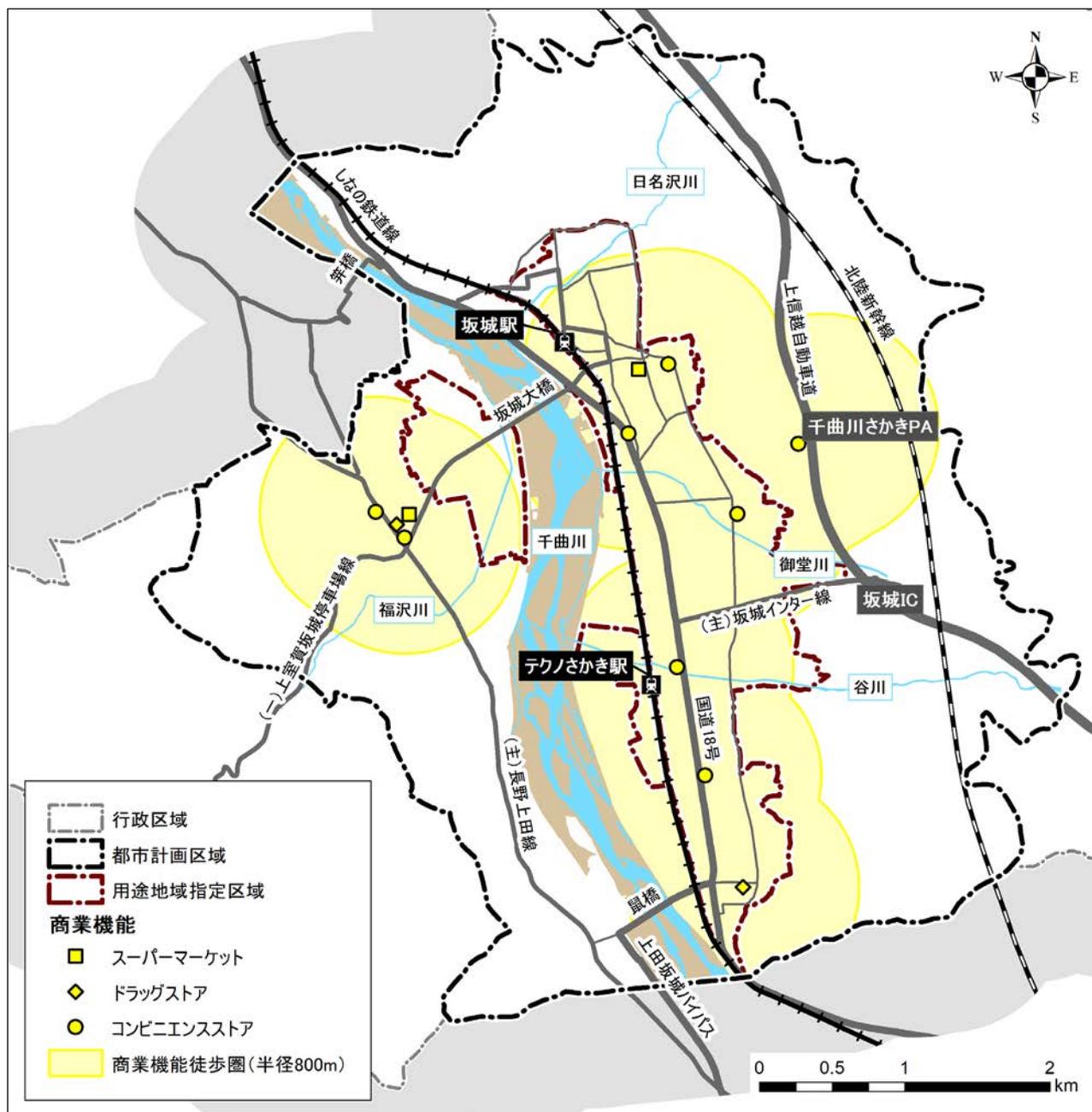


図 商業機能を有する施設の分布及び徒歩圏の状況

出典：NTTタウンページ株式会社「iタウンページ」再編加工

(5) 医療施設の分布

本町における医療機能を有する施設（診療所）の分布を整理しました。

各地域に診療所が分布しており、用途地域のほぼ全域が徒歩圏でカバーされている状況です。なお、病院は町内に立地しておらず、最寄りの病院（信州上田医療センター）は上田市に立地しています。

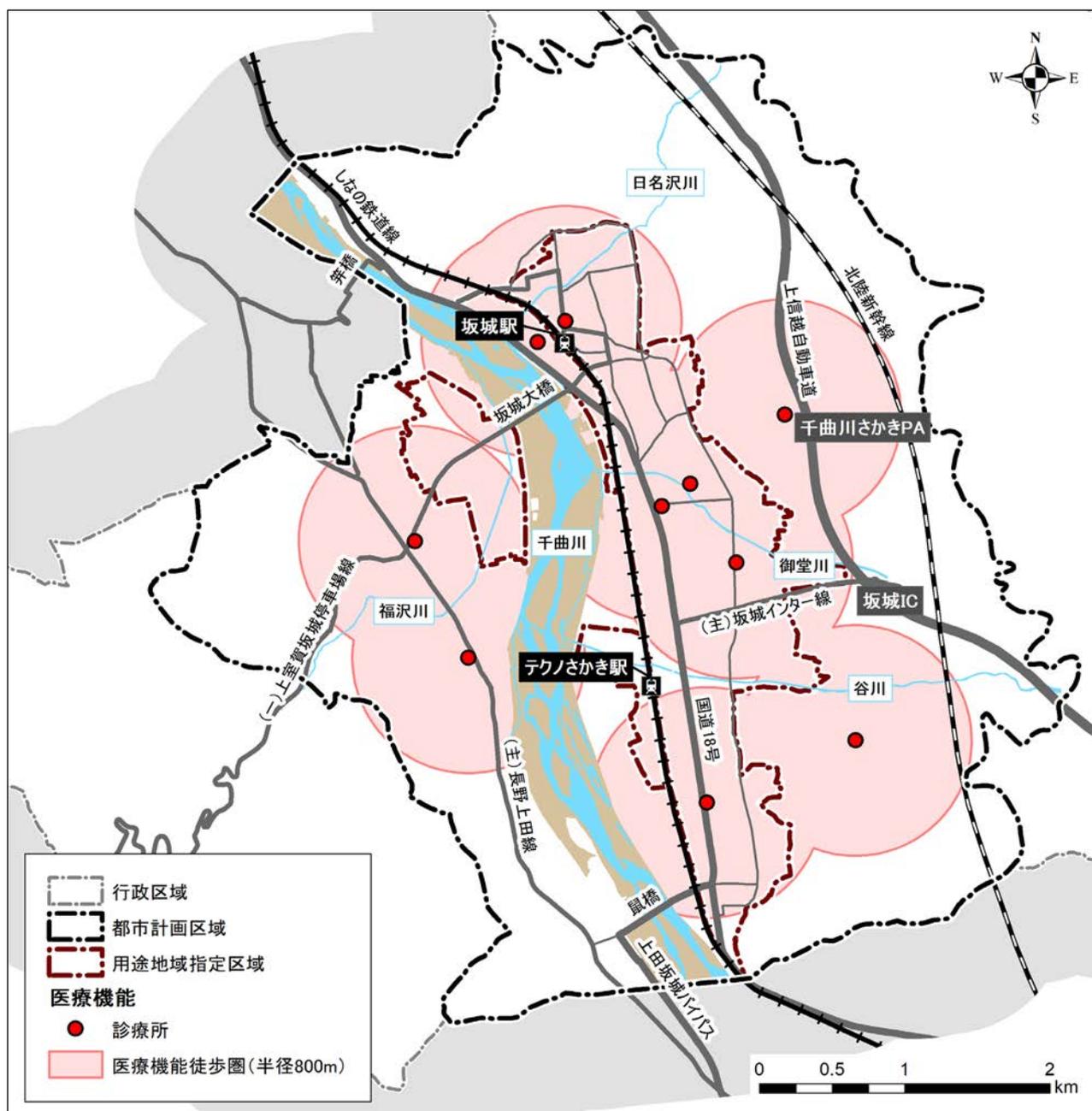


図 医療機能を有する施設の分布及び徒歩圏の状況

出典：長野県「ながの医療情報 Net」再編加工

7. 地価

本町の地価公示※及び都道府県地価調査※による地価の推移をみると、全ての地点で地価が下落傾向となっています。

地価が低下することで税収の減少等にもつながるおそれがあり、居住や都市機能の集約等による地価の維持が課題となっています。

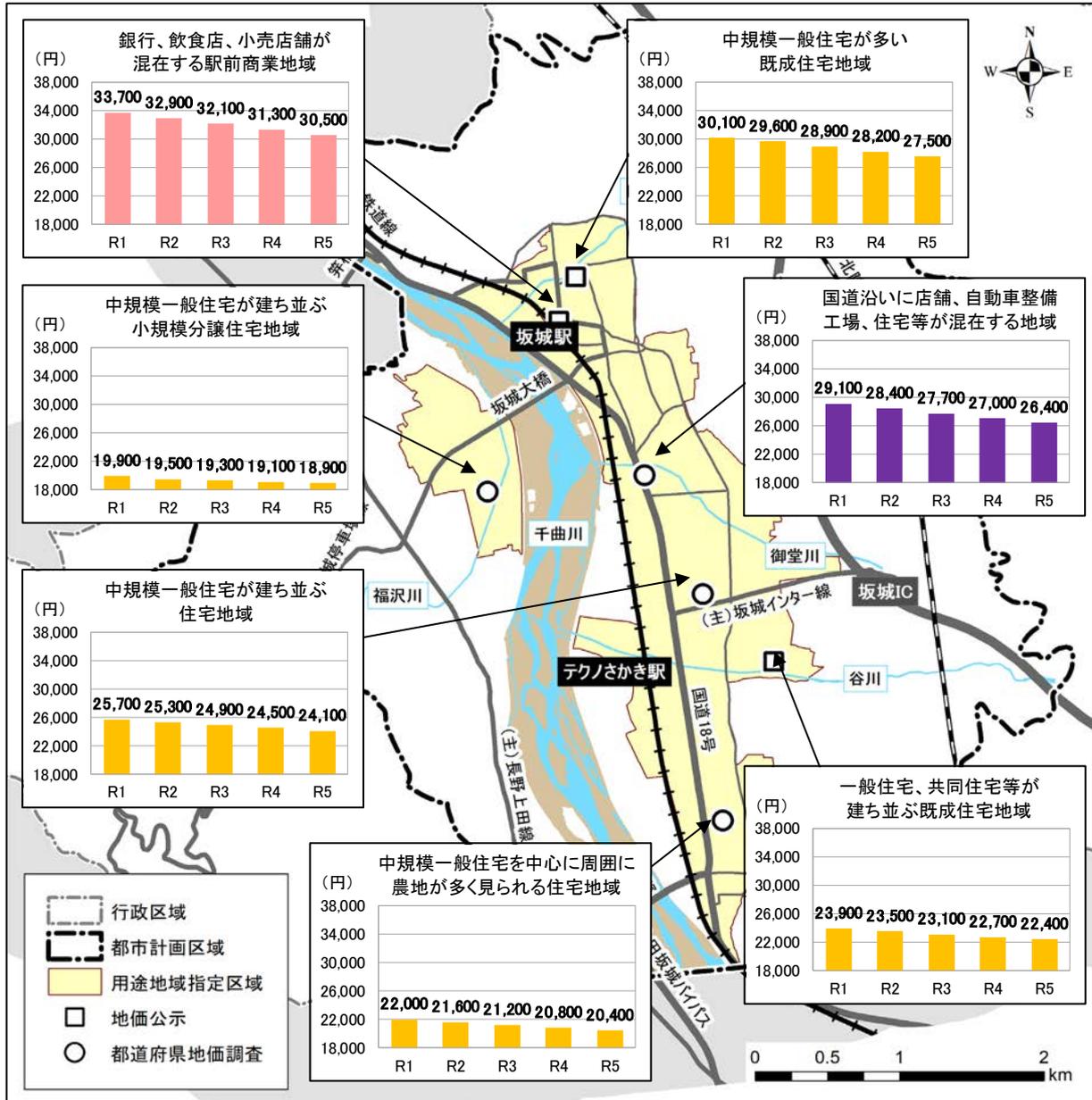


図 地価の推移（地価公示・都道府県地価調査）

出典：国土交通省「国土数値情報[地価公示・都道府県地価調査データ]」再編加工

※**地価公示** 地価公示法に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日における全国の標準地の正常な価格を判定し、公示するもの。

※**都道府県地価調査** 国土利用計画法に基づき、都道府県知事が毎年1回、各都道府県の基準地について、基準日（7月1日）における標準価格を判定し、公表するもの。

8. 災害リスク

(1) 洪水災害

水防法に基づき作成された千曲川及び中小河川（日名沢川、福沢川、御堂川、谷川）の「洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）※」を整理しました。

千曲川沿いでは浸水深3.0m以上のエリアが広く分布しており、洪水災害のリスクが高い状況となっています。また、用途地域内の中小河川周辺では浸水深3.0m未満のエリアが広く分布している状況です。

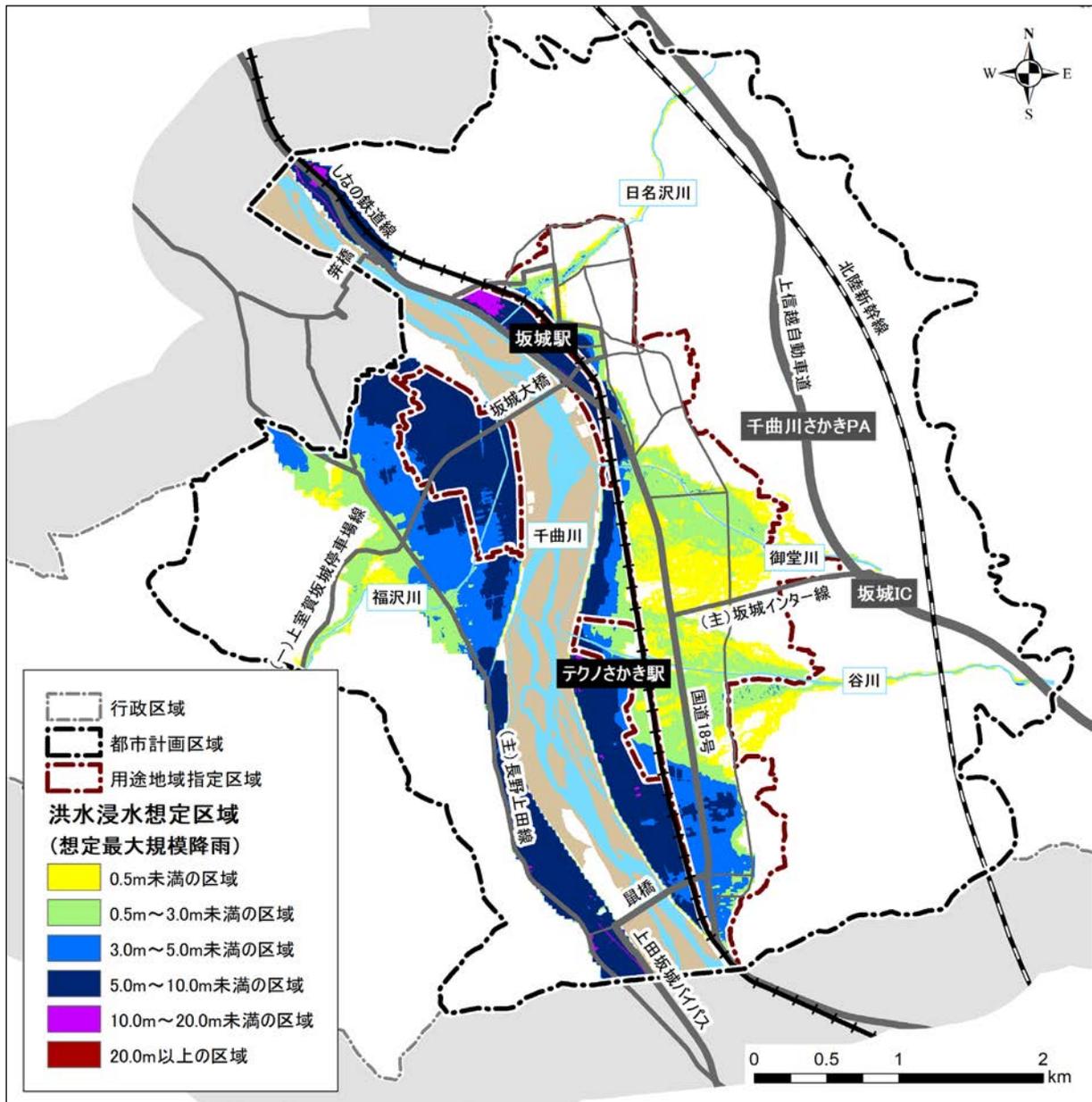


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）の指定状況

出典：国土交通省「国土数値情報 洪水浸水想定区域データ（想定最大規模降雨）（H28.5.30公表）」再編加工
千曲建設事務所「中小河川における想定最大規模の洪水浸水想定区域図（R4.2.18公表）」再編加工

※洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨） 年超過確率 1/1000（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/1000(0.1%)）の降雨により浸水した場合に想定される浸水範囲と浸水深を示したものの。

第3章 上位・関連計画の整理

1. 坂城町第6次長期総合計画

策定年次	令和3年(2021年)3月策定								
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想 令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度) [10年間] ■ 基本計画 <ul style="list-style-type: none"> 【前期基本計画】 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度) [5年間] 【後期基本計画】 前期基本計画の5年間が終了する令和7年度(2025年度)を目的に、社会情勢の変化を踏まえ、基本計画の見直しを行う。 ■ 実施計画 3か年の計画であり、計画期間中、毎年度見直しを行う。 								
基本構想	<p>■ まちづくりの基本理念</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">未来へと躍動するまち</td> <td>暮らしと産業を支える交通網などの基盤整備を進め、「ものづくりのまち」の更なる発展と地域経済の成長を目指します。</td> </tr> <tr> <td>みんなの笑顔輝くまち</td> <td>誰もが幸せで笑顔あふれ、健康でいきいきと輝き、次世代を育む文化あふれるまちを目指します。</td> </tr> <tr> <td>つながるあんのまち</td> <td>豊かな自然環境と調和し、人のつながりと助け合いによる、災害に強く安心なまちを目指します。</td> </tr> <tr> <td>共通テーマ</td> <td>「SDGsの達成」と「デジタル変革への取組み」を、各施策が共通して取り組むべき共通テーマとして位置づけます。</td> </tr> </table> <p>■ 町の将来像</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">輝く未来を奏でるまち</p> <p>■ 基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 暮らしと産業、安心の基盤づくり ② 健康でいきいきと暮らせるまちづくり ③ 技術と魅力が集うものづくりのまち ④ 災害に強く、環境にやさしいまちづくり ⑤ 未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり ⑥ すべての人がとものつくるまち <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> </div>	未来へと躍動するまち	暮らしと産業を支える交通網などの基盤整備を進め、「ものづくりのまち」の更なる発展と地域経済の成長を目指します。	みんなの笑顔輝くまち	誰もが幸せで笑顔あふれ、健康でいきいきと輝き、次世代を育む文化あふれるまちを目指します。	つながるあんのまち	豊かな自然環境と調和し、人のつながりと助け合いによる、災害に強く安心なまちを目指します。	共通テーマ	「SDGsの達成」と「デジタル変革への取組み」を、各施策が共通して取り組むべき共通テーマとして位置づけます。
未来へと躍動するまち	暮らしと産業を支える交通網などの基盤整備を進め、「ものづくりのまち」の更なる発展と地域経済の成長を目指します。								
みんなの笑顔輝くまち	誰もが幸せで笑顔あふれ、健康でいきいきと輝き、次世代を育む文化あふれるまちを目指します。								
つながるあんのまち	豊かな自然環境と調和し、人のつながりと助け合いによる、災害に強く安心なまちを目指します。								
共通テーマ	「SDGsの達成」と「デジタル変革への取組み」を、各施策が共通して取り組むべき共通テーマとして位置づけます。								

第1章 暮らしと産業、安心の基盤づくり

- 国土利用計画第4次坂城町計画
- 坂城町都市計画
- 舗装長寿命化修繕計画
- 坂城町農業振興地域整備計画
- 橋梁長寿命化修繕計画

第2章 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 坂城町障害者計画
- 坂城町障害福祉計画・坂城町障害児福祉計画
- 坂城町子ども・子育て支援事業計画
- 坂城町健康づくり計画
- 坂城町母子保健計画
- 坂城町食育推進計画
- 坂城町自殺対策推進計画
- 坂城町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)
- 坂城町国民健康保険特定健康診査等実施計画

第3章 技術と魅力が集うものづくりのまち

- 坂城町農業振興地域整備計画
- 坂城町土地改良施設インフラ長寿命化計画
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 坂城町森林整備計画
- 人・農地プラン
- 坂城町松くい虫被害対策実施計画

第4章 災害に強く、環境にやさしいまちづくり

- 坂城町地域防災計画
- 坂城町一般廃棄物処理基本計画
- 坂城町都市計画
- 坂城町空家等対策計画
- 坂城町耐震改修促進計画
- 坂城町「水循環・資源循環のみち」構想
- 一般廃棄物処理実施計画
- 坂城町都市公園施設長寿命化計画
- 公営住宅等長寿命化計画

第5章 未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり

- 坂城町教育大綱
- 各小中学校教育計画
- 坂城町男女共同参画計画
- 坂城町子ども・子育て支援事業計画
- 坂城町学校施設長寿命化計画

第6章 すべての人がともにつくるまち

- 坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 坂城町男女共同参画計画
- 坂城町障害者活躍推進計画
- 坂城町土地開発公社経営健全化方針
- 坂城町公共施設等総合管理計画
- 坂城町人口ビジョン
- 長野県多文化共生推進指針2020
- 公共施設個別施設計画

広域的な連携を推進するための計画

- 長野広域連合広域計画
- 長野地域連携中枢都市圏ビジョン
- 上田地域広域連合広域計画
- 上田地域定住自立圏共生ビジョン

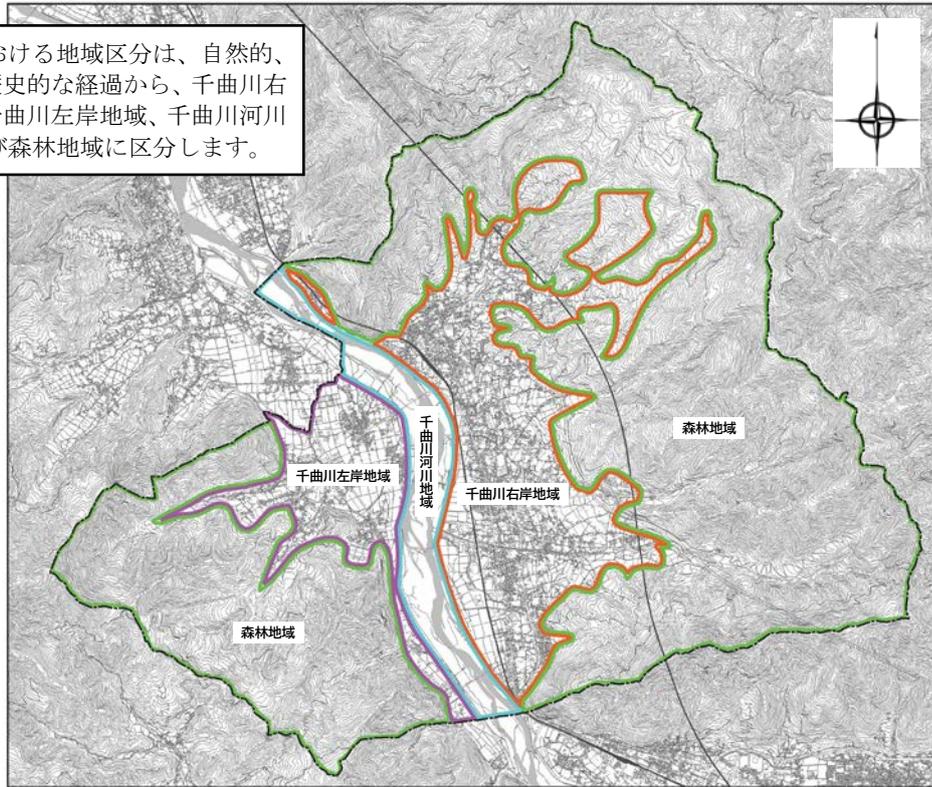
共通テーマ ■SDGsの達成 ■デジタル変革への取り組み
 (関連計画の策定・見直しに当たっては、共通テーマを最大限反映することとします)

2. 国土利用計画第4次坂城町計画

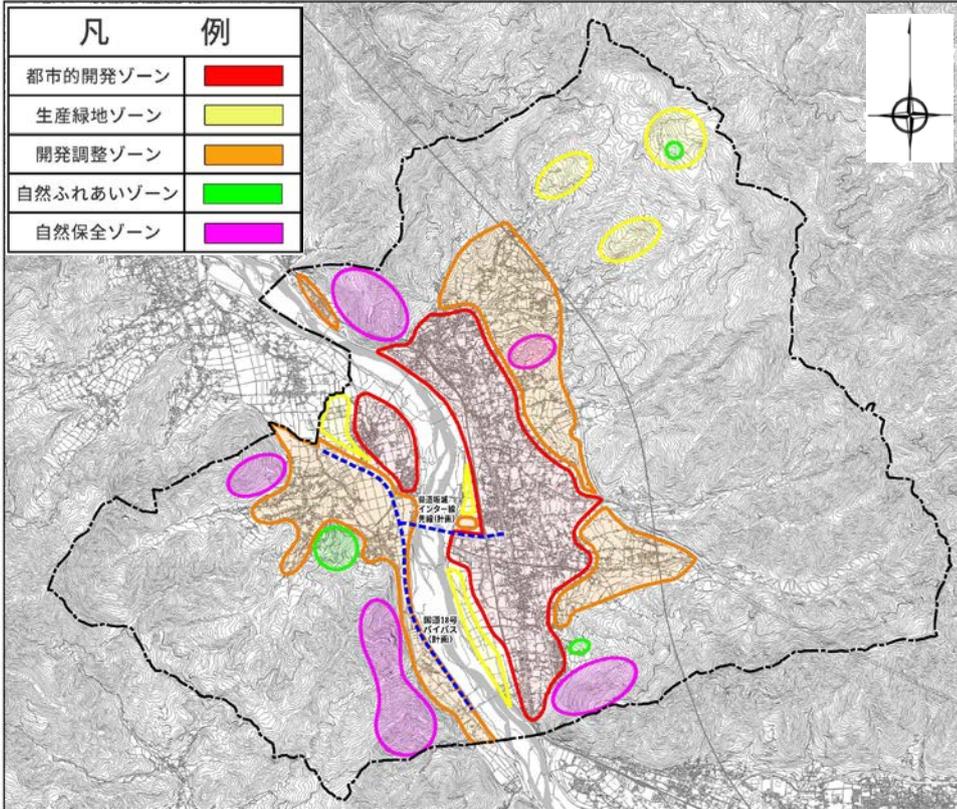
策定年次	令和3年(2021年)3月策定												
計画期間	令和元年(2019年)～令和12年(2030年)												
町土の利用に関する基本構想	<p>■ 基本理念</p> <p>町土は、現在と将来における住民そして広く国民にとっての限られた大切な資源であるとともに、生活、産業などの諸活動の共通基盤です。</p> <p>町土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、豊かな自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮した町土全体の均衡ある発展を図ります。また、将来にわたり安全で豊かな活力ある町土を維持するため、町土を適切に管理し、町土の有効活用と土地利用の質的向上を図ることを基本理念とします。</p> <p>■ 町土利用の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な町土管理の実現 2 自然環境、景観等の保全・活用 3 安心・安全の実現 4 活力ある産業と暮らしの基盤づくり 5 複合的な施策の推進 6 多様な主体との連携・協働による町土管理 												
町土利用の基本方向	<p>■ 地域類型別の町土利用の基本方向</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域類型</th> <th>町土利用の基本方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市的開発ゾーン</td> <td>人口減少下においても必要な都市機能の確保を図り、環境負荷の小さい、安全で誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。</td> </tr> <tr> <td>生産緑地ゾーン</td> <td>生産緑地ゾーンは、農業の生産基盤の整備により、農地が面的に確保された区域であり、果樹、水稻など農業生産活動が行われています。</td> </tr> <tr> <td>開発調整ゾーン</td> <td>開発調整ゾーンは、都市的開発ゾーンの周辺において、農業や自然的土地利用と集落が共存する区域です。この区域においては、地域全体の均衡ある発展を図るため、地域の実情を踏まえ、周辺の環境に配慮しながら商工業施設や公共施設などの都市的土地利用の用途としても有効活用を図ります。</td> </tr> <tr> <td>自然ふれあいゾーン</td> <td>網掛びんぐし山周辺、坂城和平地籍、南条吉野地籍については、豊かな自然の保全を図りながら、レクリエーションや健康増進のための施設を活用し、住民の福祉と健康を増進するとともに、自然とふれあう場としての活用を図る地域とします。</td> </tr> <tr> <td>自然保全ゾーン</td> <td>良好な自然景観を形成し、歴史的な遺産としても価値のある、葛尾城跡、金比羅山、岩鼻、狐落城跡、自在山の5区域については、風致地区の指定により開発行為を規制することで歴史的遺産を保存し、その周辺の自然環境と景観の保全を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	地域類型	町土利用の基本方向	都市的開発ゾーン	人口減少下においても必要な都市機能の確保を図り、環境負荷の小さい、安全で誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。	生産緑地ゾーン	生産緑地ゾーンは、農業の生産基盤の整備により、農地が面的に確保された区域であり、果樹、水稻など農業生産活動が行われています。	開発調整ゾーン	開発調整ゾーンは、都市的開発ゾーンの周辺において、農業や自然的土地利用と集落が共存する区域です。この区域においては、地域全体の均衡ある発展を図るため、地域の実情を踏まえ、周辺の環境に配慮しながら商工業施設や公共施設などの都市的土地利用の用途としても有効活用を図ります。	自然ふれあいゾーン	網掛びんぐし山周辺、坂城和平地籍、南条吉野地籍については、豊かな自然の保全を図りながら、レクリエーションや健康増進のための施設を活用し、住民の福祉と健康を増進するとともに、自然とふれあう場としての活用を図る地域とします。	自然保全ゾーン	良好な自然景観を形成し、歴史的な遺産としても価値のある、葛尾城跡、金比羅山、岩鼻、狐落城跡、自在山の5区域については、風致地区の指定により開発行為を規制することで歴史的遺産を保存し、その周辺の自然環境と景観の保全を図ります。
地域類型	町土利用の基本方向												
都市的開発ゾーン	人口減少下においても必要な都市機能の確保を図り、環境負荷の小さい、安全で誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。												
生産緑地ゾーン	生産緑地ゾーンは、農業の生産基盤の整備により、農地が面的に確保された区域であり、果樹、水稻など農業生産活動が行われています。												
開発調整ゾーン	開発調整ゾーンは、都市的開発ゾーンの周辺において、農業や自然的土地利用と集落が共存する区域です。この区域においては、地域全体の均衡ある発展を図るため、地域の実情を踏まえ、周辺の環境に配慮しながら商工業施設や公共施設などの都市的土地利用の用途としても有効活用を図ります。												
自然ふれあいゾーン	網掛びんぐし山周辺、坂城和平地籍、南条吉野地籍については、豊かな自然の保全を図りながら、レクリエーションや健康増進のための施設を活用し、住民の福祉と健康を増進するとともに、自然とふれあう場としての活用を図る地域とします。												
自然保全ゾーン	良好な自然景観を形成し、歴史的な遺産としても価値のある、葛尾城跡、金比羅山、岩鼻、狐落城跡、自在山の5区域については、風致地区の指定により開発行為を規制することで歴史的遺産を保存し、その周辺の自然環境と景観の保全を図ります。												

■ 地域区分図

町土における地域区分は、自然的、社会的、歴史的な経過から、千曲川右岸地域、千曲川左岸地域、千曲川河川地域および森林地域に区分します。



■ 土地利用構想図



3. 坂城町人口ビジョン／第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年次	令和3年(2021年)3月策定
計画期間	人口ビジョン：～令和42年(2060年) 総合戦略(第2期)：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度) [5年間]
人口ビジョン	<p>■ 人口の将来展望</p> <p>人口の将来展望は、国の長期ビジョンや長野県の人口ビジョンを考慮するとともに、人口が減少した場合にも、年齢構成の変化や、生活関連サービス施設の維持など、人口の変化による影響が少なくなることを踏まえて設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>人口減少、少子高齢化を抑制しながら、令和22年(2040年)に人口1万3千人、令和42年(2060年)において人口1万2千人の維持を目指します</p> </div> <p style="text-align: center;">図 坂城町における総人口の将来推計(将来展望)</p> <p>出典：平成27年(2015年)は総務省「国勢調査」、シミュレーション①・②及び将来展望の2020～2060年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づき、まち・ひと・しごと創生本部作成</p>

■ 基本目標と施策展開



基本目標①～④に共通するテーマ

共通テーマ①

デジタル変革によるSociety5.0時代の効率的なまちづくり ～未来の技術を活用したスマートタウンの実現～

共通テーマ②

SDGsの達成を目指すまちづくり ～誰一人取り残さない持続可能な町の実現～

■ 重点プロジェクト

≪重点プロジェクト①≫

環境に優しく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクト

≪重点プロジェクト②≫

新たな工業団地の造成を核にした雇用の創出プロジェクト

≪重点プロジェクト③≫

子育て・教育・福祉のオールインワンプロジェクト

第4章 坂城町の課題

1. 分野別の課題

(1) 人口からみた主要課題

傾向・特性	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子・高齢化が進行し、概ね20年後には高齢化率が40%を上回る。 ・人口の自然増減は、出生数を死亡数が上回っており、自然減の傾向が続いている。 ・人口の社会増減は、転入者数を転出者数が上回っており、転出超過の傾向が続いている。 ・人口集中地区(DID)が指定されておらず、用途地域内は既成市街地の人口密度水準(40人/ha)以下となっている。 ・用途地域内の現状の人口密度は19.2人/haとなっており、現状のまま推移した場合、低密度化が進行すると予測される。 ・4地区別の人口動向は、全ての地区で人口が減少傾向となっている。 ・通勤・通学流動は、他市町村に居住し、坂城町で働く就業者(町外からの流入者)は直近10年間で約4%増加している。また、坂城町に居住し、他市町村で働く就業者は直近10年間で約3%増加している。
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少の抑制に向けた居住の受け皿づくり ○若者から高齢者まで多様な世代が暮らしやすい生活環境づくり

(2) 土地利用からみた主要課題

傾向・特性	<ul style="list-style-type: none"> ・町全体の土地利用構成比は、自然的土地利用が85.4%、都市的土地利用が14.6%となっている。 ・用途地域内の土地利用構成比は、自然的土地利用が25.2%、都市的土地利用が74.8%となっている。 ・新築建物(H30~R4)が最も多いのは中之条地区で、次いで四ツ屋地区となっている。 ・空き家が最も多いのは中之条地区となっている。 ・農地転用の状況(H30~R4)は、用途地域外よりも用途地域内の転用件数が多いとなっている。
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然環境の保全 ○市街地における空き家や空き地の利活用 ○市街地及び郊外部における適切な土地利用・居住の誘導

(3) 都市施設からみた主要課題

傾向・特性	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の改良率は26.98%で、県内の自治体の中でも改良率が低い。 ・都市公園(都市計画決定していない都市公園)は7箇所あり、都市計画区域人口1人あたりの公園面積は13.47㎡/人となっている。 ・下水道は流域下水道に接続して終末処理場で処理する「千曲川流域下水道」で、2市1町で構成される上流処理区に入っている。 ・その他都市施設として、葛尾組合火葬場が整備されている。
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路の見直しと計画的な整備の推進 ○町民の生活を支える下水道等の都市施設の計画的な維持・管理

(4) 都市交通からみた主要課題

傾向・特性	<ul style="list-style-type: none"> ・本町を縦断する国道18号の混雑度は、他の主要道路と比較して高い傾向にある。 ・鉄道駅は、坂城駅とテクノさかき駅の2つの駅があり、利用者は減少傾向にある。 ・バス路線は、循環バスとデマンド交通があり、町民の足として生活を支えている。
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ○交通流動の特性を踏まえた効率的な町内道路ネットワークの構築 ○町民の生活を支える公共交通の維持・確保

(5) 都市機能からみた主要課題

傾向・特性	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の生活を支える多くの都市機能が用途地域内に立地・集積している。 ・用途地域外でも一定の施設立地がみられ、郊外部の集落等の生活を支えている。
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少下における町民の生活を支える都市機能の持続的な維持・確保 ○市街地と郊外部における都市機能の適正配置や機能分担とネットワークの構築

(6) 経済活動からみた主要課題

傾向・特性	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次産業、第二次産業、第三次産業ともに就業者数は減少傾向にある。 ・産業別の従業者数をみると、製造業が約6割を占めている。 ・農業産出額は増加傾向にある。 ・製造品出荷額、従業者数は増加傾向にあり、県内でも有数の「ものづくりのまち」としての地位を築き、地域経済発展の原動力となっている。 ・小売業従業者数、小売業年間商品販売額は減少傾向にあり、卸売業従業者数、卸売商品販売額は増加傾向にある。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年以降は、観光客(延数)・観光消費額が大きく減少している。
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ○産業系土地利用需要への受け皿づくり ○商業や観光業の活性化

(7) 財政からみた主要課題

傾向・特性	<ul style="list-style-type: none"> ・町税の減収が懸念される一方で、福祉施策の充実のための社会保障費や公共施設の老朽化に伴う改修工事費など財政需要の増加が見込まれている。 ・公共建築物の将来の更新費用は、今後40年間の年平均で約8.2億円となり、過去5年間の公共建築物に係る投資的経費平均4.7億円の約1.7倍の予算が必要となる。 ・インフラ施設の更新費用は、今後40年間現状の施設を全て保有し続けた場合、約273.2億円、年平均で約6.8億円となり、これまでの投資的経費の約0.7倍となる。
主要課題	○人口減少下における公共施設、インフラ施設の適正な維持・管理

(8) 地価からみた主要課題

傾向・特性	<ul style="list-style-type: none"> ・地価公示の推移をみると、住宅地、商業地ともに価格が減少傾向となっている。 ・地価が低下することで、税収の減少等につながるおそれがある。
主要課題	○居住や都市機能の集約化による地価の維持

(9) 災害からみた主要課題

傾向・特性	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の主な自然災害は、令和元年東日本台風で、千曲川や支流、水路の氾濫により大きな浸水被害が発生した。また、ゲリラ豪雨も頻繁に発生している。 ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域が指定されるエリア内に住宅地・集落地が形成されている。 ・浸水想定区域が指定されるエリア内に工場等が立地・集積している。
主要課題	○災害リスクを踏まえた土地利用、都市機能、居住の誘導

(10) 住民意向からみた主要課題

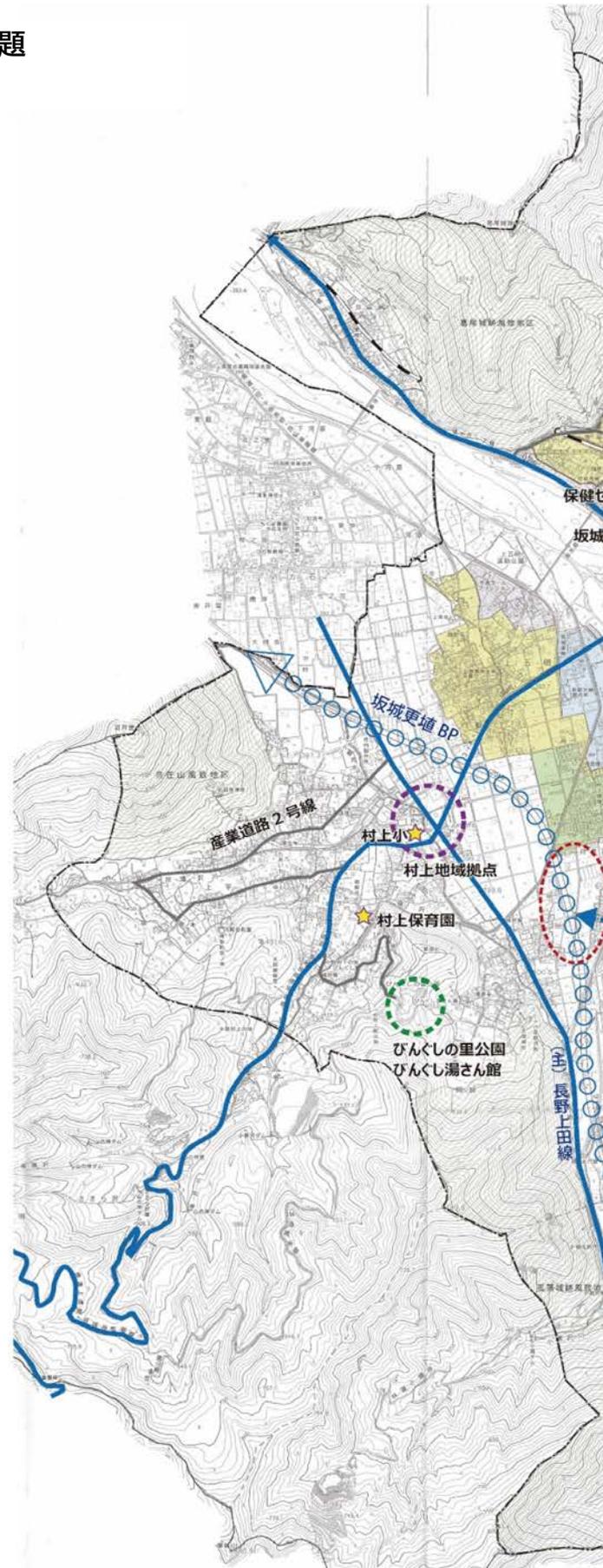
傾向・特性	<ul style="list-style-type: none"> ・町の住みやすさに関して重点的に改善すべき事項として、道路の安全性確保、買い物環境の確保、公共交通の利便性向上、子どもの遊び場確保、防災機能の強化が求められている。 ・ほとんどの施設へのアクセスが自家用車となっており、高齢化に伴う運転免許証の返納が進行した場合の代替交通手段が課題になると想定される。 ・坂城駅周辺は商業施設、金融施設、医療施設、行政施設の維持・充実、中之条地域では、教育・文化施設、商業施設、公園・スポーツ施設、福祉施設の維持・充実が求められている。
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ○重点改善分野への対応による住みやすさの向上 ○高齢化に伴う運転免許証の返納が進行した場合の代替交通手段の確保 ○坂城駅周辺と中之条地域の拠点特性を踏まえた都市機能の分担

2. 都市づくり(土地利用・都市基盤)上の主要課題

本町の都市づくりの主な課題は右図に示すとおりです。坂城町都市計画マスタープラン及び坂城町立地適正化計画では、これら課題解決に向けた道筋を整理していきます。

〈坂城町の都市づくりにおける主要課題〉

- ① 「交流と生きがいづくり」推進エリアにおけるまちづくり
- ② 中心市街地周辺の効率的な土地利用
- ③ 効率的な町内道路ネットワークの構築
- ④ 産業系土地利用需要への受け皿づくり
- ⑤ 災害リスクを踏まえた都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定
- ⑥ 国道18号坂城更埴バイパス整備に伴う効率的な土地利用の検討



⑤災害リスクを踏まえた都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定

- ・立地適正化計画における防災指針にて検討

②中心市街地周辺の効率的な土地利用

- ・空家・空地の活用及び都市機能の配置
- ・街並み整備
- ・適正な用途地域指定のあり方

①「交流と生きがいがづくり」推進エリアにおけるまちづくり

- ・新複合施設の整備
- ・施設老朽化に伴うホール機能の充実
- ・法規制上必要な措置の検討

③効率的な町内道路ネットワークの構築

- ・都市計画道路改良率(R5 現在：26.98%)を踏まえた都市計画道路の見直し
- ・坂城更埴 BP 及びインター線延伸整備促進

⑥国道18号坂城更埴BP整備に伴う効率的な土地利用の検討

- ・産業・業務・流通系用途地域の拡大の可能性

④産業系土地利用需要への受け皿づくり

- ・工業地域の拡大検討

図 都市づくりの主要課題図

第5章 住民意向の把握

【調査の概要】

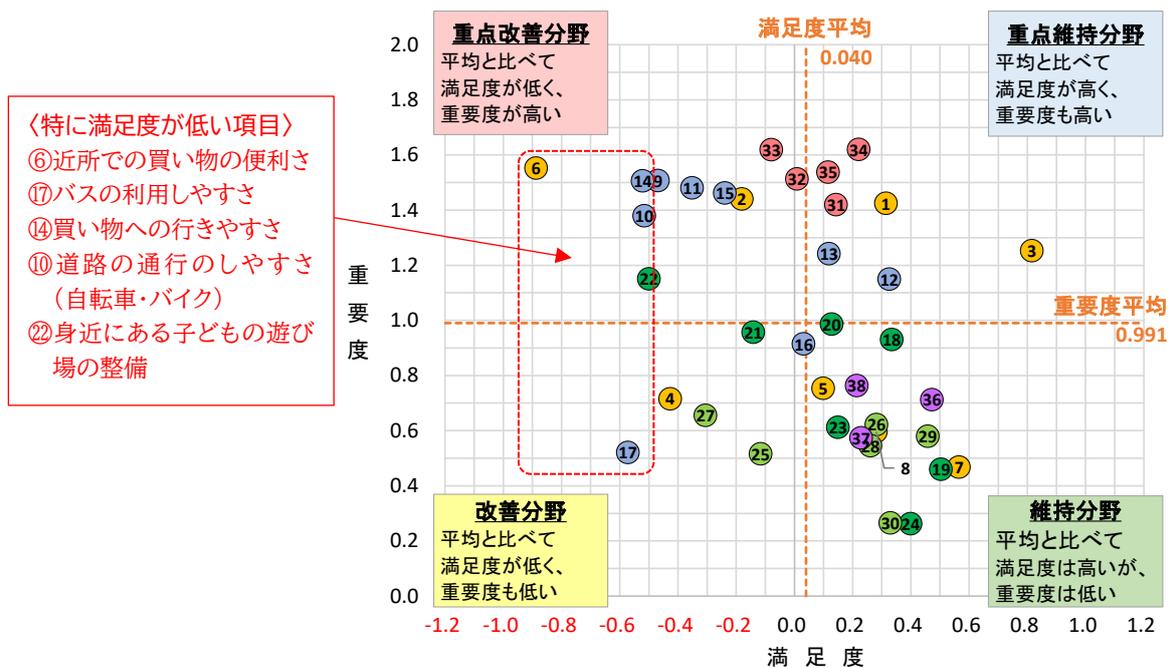
調査期間:令和4年9月16日(金)~令和4年9月28日(水)

調査対象:坂城町内在住の16歳以上の方1,500人

回収数(回収率):597件(39.8%) (郵送回収499件(83.6%)、Web回答:98件(16.4%))

1. 住みやすさについての満足度・重要度 (問5)

- 重点改善項目(平均値と比べて満足度が低く、重要度が高い)は10項目あり、そのうち、道路・交通分野が5項目を占めています。
- 特に満足度が低い項目は「⑥近所での買い物の便利さ」、「⑰バスの利用しやすさ」、「⑭買い物への行きやすさ」、「⑩道路の通行のしやすさ(自転車・バイク)」、「②身近にある子どもの遊び場の整備」であり、特に改善が求められている項目といえます。



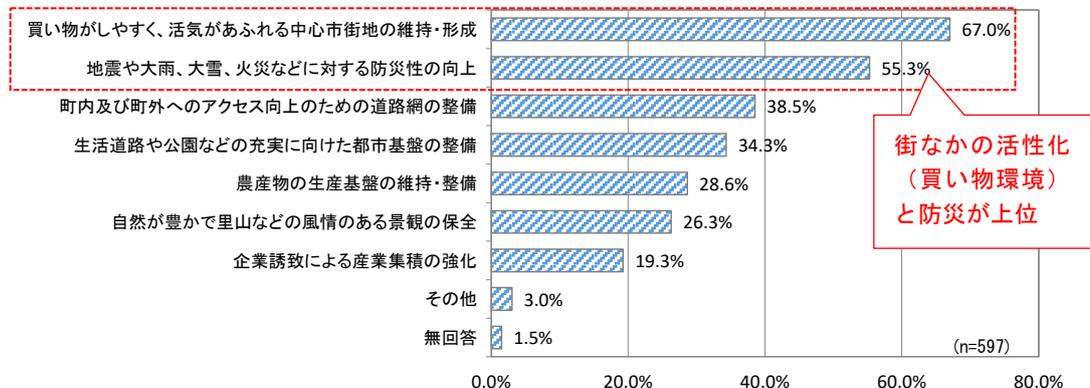
〈評価項目一覧 (6分野、38項目)〉

□ は重点改善項目

土地利用・居住環境	1.子ども・子育て世代の生活のしやすさ	公園・緑地	18.森林など自然環境の保全	安全・安心	31.火災、延焼に対する安全性
	2.高齢者・障がい者の生活のしやすさ		19.寺社の境内地などの森の保全		32.地震に対する安全性
	3.日照や静かさのある環境		20.河川など水辺空間の環境保全		33.土砂災害・風水害に対する安全性
	4.空き家・空き店舗の少なさ		21.スホーツ・レクリエーション施設・公園の整備		34.避難場所・避難路の分かりやすさ
	5.近隣の建物の密集や老朽の程度		22.身近にある子どもの遊び場の整備		35.まちの防犯対策
	6.近所での買い物の便利さ		23.道路や公共施設の敷地の緑化		36.ご近所付き合いの機会
	7.工業団地の整備・工場などの立地状況		24.民間施設や工場の敷地の緑化		37.まちづくりへの住民参画の機会
	8.優良な農地の保全		25.沿道や街並み、家並みの美しさ		38.まちづくりに関する情報提供
道路・交通	9.歩行者に対する安全性	景観	26.水辺や眺望などの風景の美しさ	住民参画等	
	10.道路の通行のしやすさ(自転車・バイク)		27.駅周辺や市街地の都市景観の美しさ		
	11.道路の通行のしやすさ(自動車)		28.里山や集落の景観の美しさ		
	12.広域(町外)への行きやすさ		29.寺社や文化財など歴史的・文化的景観の保全状況		
	13.通勤・通学のしやすさ		30.看板など屋外広告物の規制		
	14.買い物への行きやすさ				
	15.医療・福祉施設などへの行きやすさ				
	16.鉄道の利用しやすさ				
	17.バスの利用しやすさ				

2. 坂城町がまちづくりにおいて重点的に取り組むべきこと（問6）

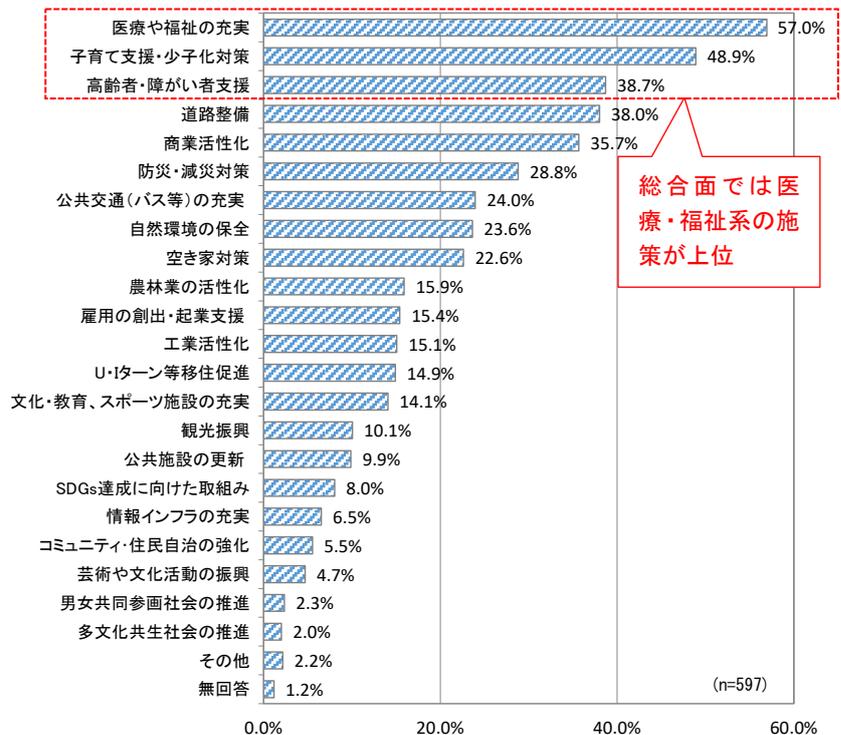
・「買い物がしやすく、活気があふれる中心市街地の維持・形成(67.0%)」が最も多く、次いで「地震や大雨、大雪、火災などに対する防災性の向上(55.3%)」、「町内及び町外へのアクセス向上のための道路網の整備(38.5%)」の順となっています。



街なかの活性化
(買い物環境)
と防災が上位

3. 坂城町を更によくするために力を入れる施策（問7）

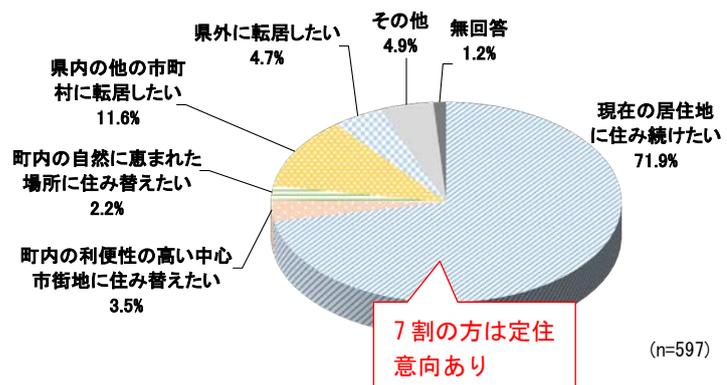
・「医療や福祉の充実(57.0%)」が最も多く、次いで「子育て支援・少子化対策(48.9%)」、以下、「高齢者・障がい者支援(38.7%)」「道路整備(38.0%)」「商業活性化(35.7%)」の順となっています。



総合面では医療・福祉系の施策が上位

4. 今後の居留意向（問9）

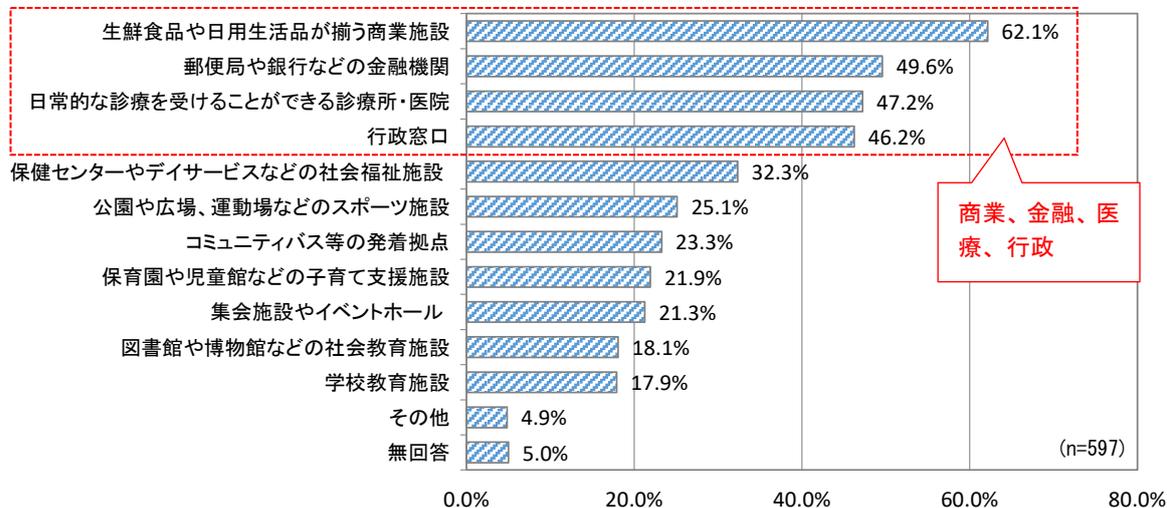
・「現在の居住地に住み続けたい」が71.9%で7割を占め、次いで「県内の近隣市町村に転居したい(11.6%)」の順となっています。



7割の方は定住意向あり

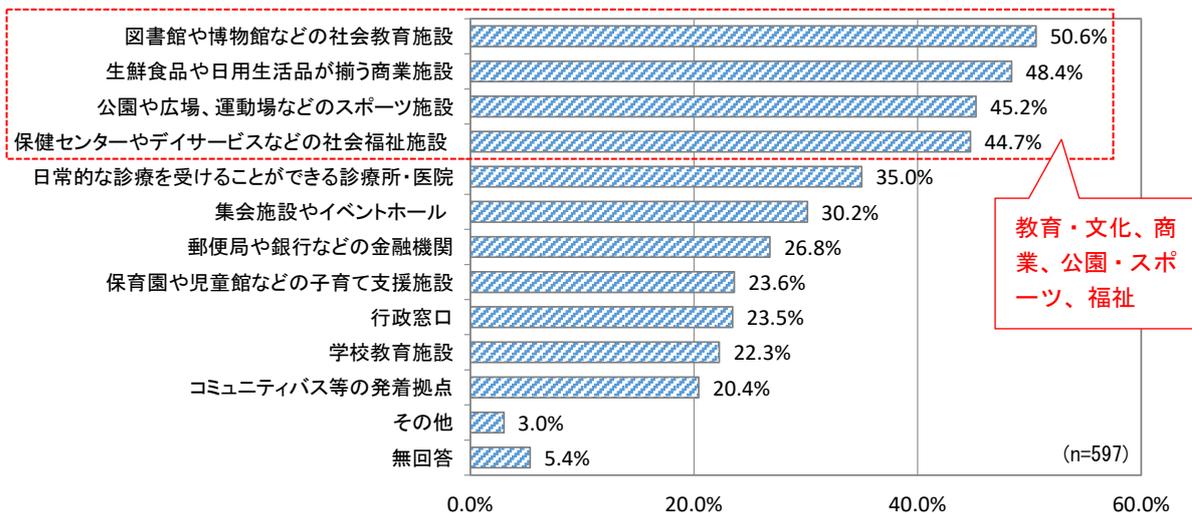
5. 坂城駅周辺で維持・充実すべき施設（問 12）

・「生鮮食品や日用生活品が揃う商業施設(62.1%)」が最も回答割合が高く、次いで「郵便局や銀行などの金融機関(49.6%)」、「日常的な診療を受けることができる診療所・医院(47.2%)」、「行政窓口(46.2%)」の割合が高くなっています。



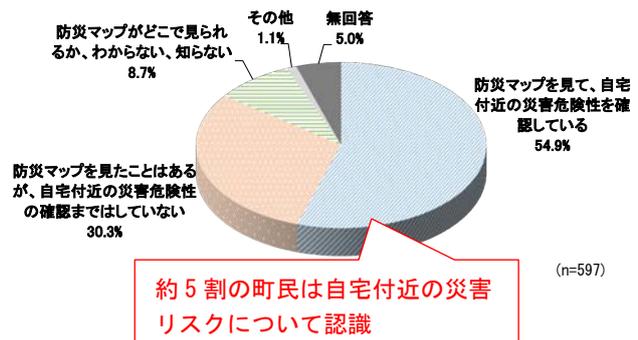
6. 中之条地域で維持・充実すべき施設（問 13）

・「図書館や博物館などの社会教育施設(50.6%)」、「生鮮食品や日用生活品が揃う商業施設(48.4%)」、「公園や広場、運動場などのスポーツ施設(45.2%)」、「保健センターやデイサービスなどの社会福祉施設(44.7%)」の回答割合が高くなっています。



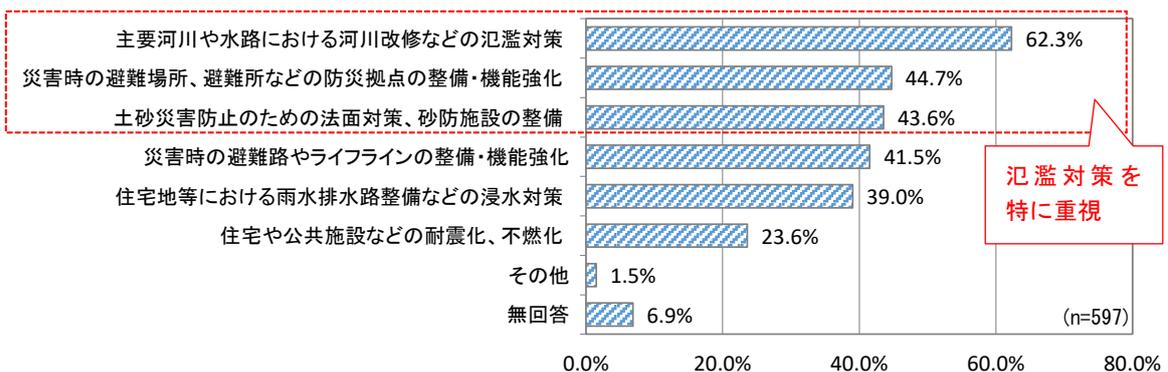
7. 防災マップ（ハザードマップ）の認知度（問 14）

・「防災マップを見て、自宅付近の災害危険性を確認している(54.9%)」、「防災マップを見たことはあるが、自宅付近の災害危険性の確認まではしていない(30.3%)」、「防災マップがどこで見られるか、わからない、知らない(8.7%)」の順となっています。



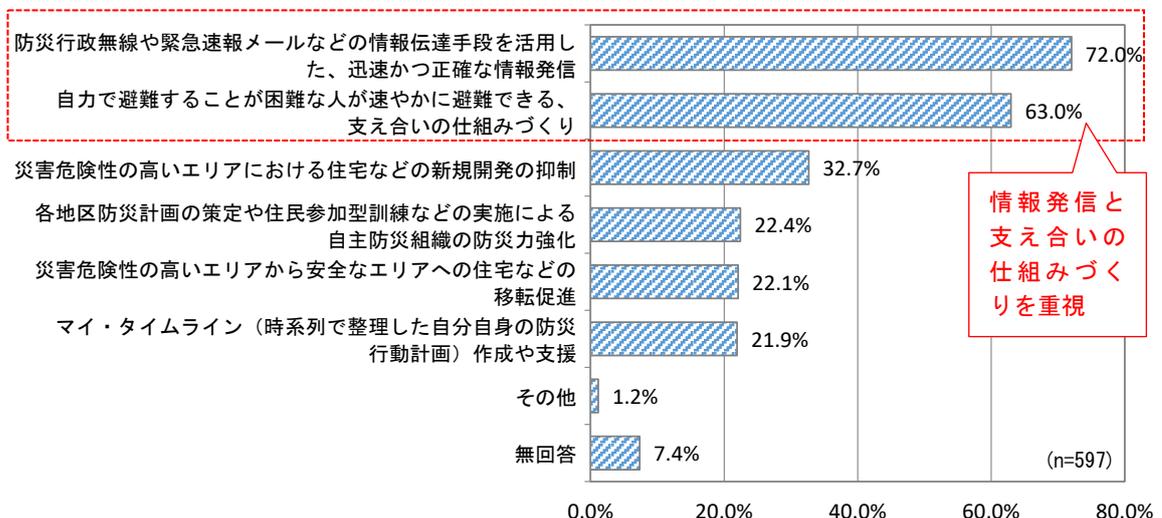
8. 防災・減災対策で重視すべき取組み（ハード対策）（問 15-1）

・「主要河川や水路における河川改修などの氾濫対策(62.3%)」、「災害時の避難場所、避難所などの防災拠点の整備・機能強化(44.7%)」、「土砂災害防止のための法面对策、砂防施設の整備(43.6%)」の順となっています。



9. 防災・減災対策で重視すべき取組み（ソフト対策）（問 15-2）

・「防災行政無線や緊急速報メールなどの情報伝達手段を活用した、迅速かつ正確な情報発信(72.0%)」、「自力で避難することが困難な人が速やかに避難できる、支え合いの仕組みづくり(63.0%)」の順となっています。



10. 住民意向調査結果の考察

- ・町の住みやすさについて、38 の項目について満足度及び重要度を把握しポートフォリオ分析を行ったところ、重点改善項目(平均値と比べて満足度が低く、重要度が高い)は 10 項目あり、そのうち、道路・交通分野が 5 項目を占め、道路の安全性確保に対する意向が読み取れます。道路の安全性については、設問16 の「都市づくりへの提案」(自由記述)の中で、10 歳代、20 歳代の方から、街灯の設置を望む意見が寄せられています。また、上記の他、買い物環境の確保、公共交通の利便性向上、子どもの遊び場確保、防災機能の強化が都市づくりの大きな課題であるといえます。
- ・上記の傾向は設問6の「まちづくりにおいて重点的に取り組む施策」、設問7の「坂城町を更によくするために力を入れる施策」とも連動しており、設問10の「居住地を選択する際に重視すべきこと」の中でも、買い物環境、防災性、医療機関の利便性が求められていることから、これらの課題に対応していくことで、特に若者の移住・定住の促進につなげていくことが必要と思われます。(設問9の「今後の居住意向」における若い年代の定住意向の低さへの対応の必要性)
- ・設問13の生活利便施設と交通手段の関係では、ほとんどの施設へのアクセスが自家用車となっており、今後の高齢化に伴う運転免許証の返納が進行した場合の代替交通手段が課題となることが想定されるため、公共交通の利用環境整備や維持方策を検討していく必要があるといえます。
- ・坂城駅周辺(設問12)と中之条地域(設問13)の機能分担では、坂城駅周辺は商業施設、金融施設、医療施設、行政施設の維持・充実が求められており、中之条地域では、教育・文化施設、商業施設、公園・スポーツ施設、福祉施設の維持・充実が求められており、2つの拠点の特性を踏まえた都市づくりを進めていく必要があります。
- ・防災については、立地適正化計画における防災指針において、ハード及びソフト施策を組み込んだ体系的な施策の整理を行うことが重要といえます。

第6章 全体構想

1. まちづくり理念と将来都市像

坂城町第6次長期総合計画(令和3年度～令和12年度)に示されている基本理念及び町の将来像は以下のように示されています。

〈まちづくりの基本理念〉

未来へと躍動するまち	暮らしと産業を支える交通網などの基盤整備を進め、「ものづくりのまち」の更なる発展と地域経済の成長を目指します。
みんなの笑顔輝くまち	誰もが幸せで笑顔あふれ、健康でいきいきと輝き、次世代を育む文化あふれるまちを目指します。
つながる安心のまち	豊かな自然環境と調和し、人のつながりと助け合いによる、災害に強く安心なまちを目指します。

〈町の将来像〉

輝く未来を奏でるまち

〈輝く未来〉

- ・自然との調和、多様性に富んだ人々のつながり、あらゆる主体のつながりにより、安心な暮らしの中ですべての人が輝く。
- ・道路、産業用地、情報通信などの基盤がつながり、「ものづくりのまち」が更なる発展を遂げ、誰もがいきいきと働き、創造的な産業が輝く。
- ・自然・人・産業が輝くまちを次世代につなぎ10年後にも一人ひとりが夢と希望を持って輝き躍動するまちを表しています。

〈奏でる〉

- ・「奏」には、音楽を演じる(演奏など)という意味と、成し遂げる(奏効など)という意味があります。
- ・自然・人・産業・基盤のつながりと、それぞれの輝きが調和し豊かなハーモニーを奏でることにより、新たな価値を創造し、将来にわたり持続可能なまちづくりを成し遂げるという想いを込めています。

まちづくりの基本理念は、上位計画である「坂城町第6次長期総合計画」を踏襲するものとします。また、町の将来像の考え方を踏まえ、坂城町の都市づくりにおける将来都市像(=目指すべき都市の姿)を以下のように設定します。

〈将来都市像〉

自然・人・産業がともに輝く持続可能な都市

2. 都市づくりの目標と基本方針

(1) 都市づくりの目標

将来都市像の実現に向けた都市づくりの目標を以下のように設定します。

〈基本理念〉

○未来へと躍動するまち ○みんなの笑顔輝くまち ○つながる安心のまち

〈将来都市像を実現するための都市づくりの目標〉

〈将来都市像〉

自然・人・産業がともに輝く持続可能な都市

【目標1】持続可能で暮らしやすい都市づくり

〈基本方針〉

1. 自然環境の保全と活用
2. コンパクト+ネットワークによる都市づくりの推進
3. 既存ストックの有効活用による都市機能の適正配置

【目標2】活力ある産業を支える都市づくり

〈基本方針〉

1. 産業の活性化を支える都市基盤整備の推進
2. 農林業の生産基盤の維持
3. 周辺環境との調和に配慮した産業基盤の整備

【目標3】安全で安心に暮らせる都市づくり

〈基本方針〉

1. 地域の特徴ある景観の保全
2. 「坂城町国土強靱化地域計画」に基づく防災機能の強化
3. 住民ニーズを踏まえた公共交通の維持・充実

(2) 目標の達成に向けた基本方針

【目標1】 持続可能で暮らしやすい都市づくり

基本方針	概要
1. 自然環境の保全と活用	本町が有する豊かな自然環境を保全しつつ、この資源を都市の魅力として有効に活用するため、自然と人が共生する都市づくりを目指します。
2. コンパクト+ネットワークによる都市づくりの推進	本町の歴史的な成り立ちを踏まえ、公共施設や駅等を中心とした拠点への機能の集約化を進めるとともに、それぞれの拠点を鉄道・バスなどの公共交通や効率的な道路ネットワークで結ぶ「坂城町版コンパクト+ネットワーク」の形成により、環境負荷が低く、利便性の高い都市づくりを目指します。
3. 既存ストックの有効活用による都市機能の適正配置	「坂城町公共施設個別施設計画」との整合性に配慮し、都市機能の適正配置を推進します。また、「交流と生きがいづくり」推進エリアにおける都市機能の複合化の推進により、町民が暮らしやすい都市づくりを目指します。

【目標2】 活力ある産業を支える都市づくり

基本方針	概要
1. 産業の活性化を支える都市基盤整備の推進	国道18号坂城更埴バイパス及び(主)坂城インター線など新たな町の骨格となる幹線道路の整備や町内の道路・交通網の整備を進めるとともに、国道18号坂城更埴バイパス沿線の効果的な土地利用を誘導し、産業の活性化を支える都市基盤の構築を目指します。
2. 農林業の生産基盤の維持	農地や水路などの適切な保全管理を行うとともに、農業委員会や農業支援センター、農地中間管理機構による農地の集積と集約化を推進し、耕作放棄地の活用を促進しながら、農業生産基盤の維持を目指します。
3. 周辺環境との調和に配慮した産業基盤の整備	限られた土地の有効利用により、良好な住環境及び自然環境との調和に配慮しながら活力ある産業基盤の整備を目指します。

【目標3】安全で安心して暮らせる都市づくり

基本方針	概 要
1. 地域の特徴ある景観の保全	里山や千曲川が育む豊かな自然と地域の歴史・伝統的な文化、まち並みを継承しつつ、地域の特徴ある景観の形成と保全に努め、魅力あるまちの形成を目指します。
2. 「坂城町国土強靱化地域計画」に基づく防災機能の強化	山地災害や水害など自然災害に対する強靱性を高めるとともに、住民の防災意識の向上を推進し、暮らしと産業を守る、災害に強いまちづくりを目指します。
3. 住民ニーズを踏まえた公共交通の維持・充実	循環バスや鉄道の利便性を高めるとともに、タクシー事業者やバス事業者と連携して、移動が困難な高齢者や障がい者などが利用しやすい、地域公共交通の構築を進め、住民ニーズを踏まえた地域交通の維持・充実を目指します。

3. 将来フレーム

(1) 将来推計人口の見通し

- 総人口は、昭和 60 年(1985 年)をピークに減少傾向
- 直近の令和2年国勢調査による総人口は「14,004 人」
- 概ね20年後の令和 22 年(2040 年)には、総人口が約 3,800 人減少
- 少子・高齢化が進行しており、令和 22 年(2040 年)には高齢化率が 40%を上回る

本町の総人口は、昭和 60 年(1985 年)の「16,918 人」をピークに減少傾向にあり、直近の令和2年国勢調査による総人口は「14,004 人」となっています。それに対して、国立社会保障・人口問題研究所(以降、社人研)による将来推計人口をみると、概ね 20 年後の令和 22 年(2040 年)には、総人口が「10,207 人」と、約 3,800 人減少すると予測されています。

また、高齢化率(65 歳以上人口の割合)は上昇傾向にあり、令和2年(2020 年)時点で 36.2%、令和 22 年(2040 年)には 43.5%となっています。

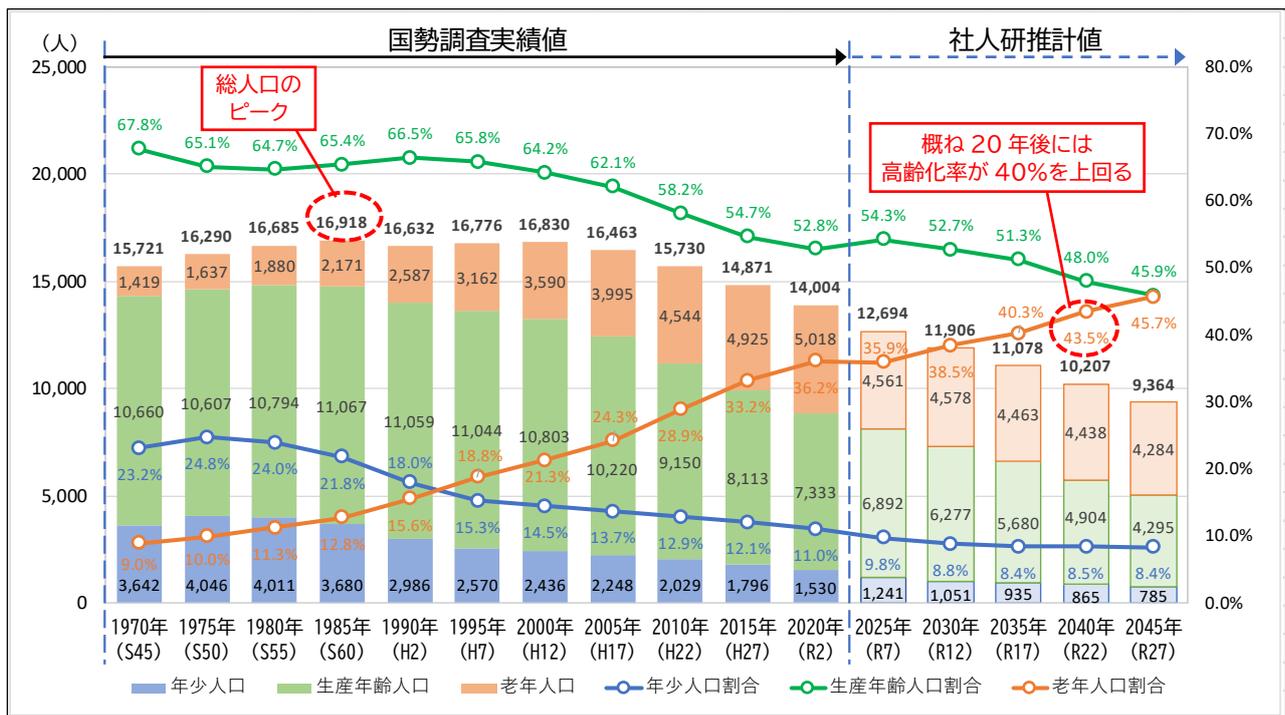


図 坂城町の総人口・年齢3区分別人口の推移

出典：[1970～2020 年] 総務省統計局「国勢調査」

[2025～2045 年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

(2) 坂城町人口ビジョンにおける人口の将来展望

「坂城町人口ビジョン・第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和3年3月)における人口の将来展望は以下に示すとおりです。

人口減少、少子高齢化を抑制しながら、
令和22年(2040年)に13,000人、令和42年(2060年)に12,000人の維持を目指す

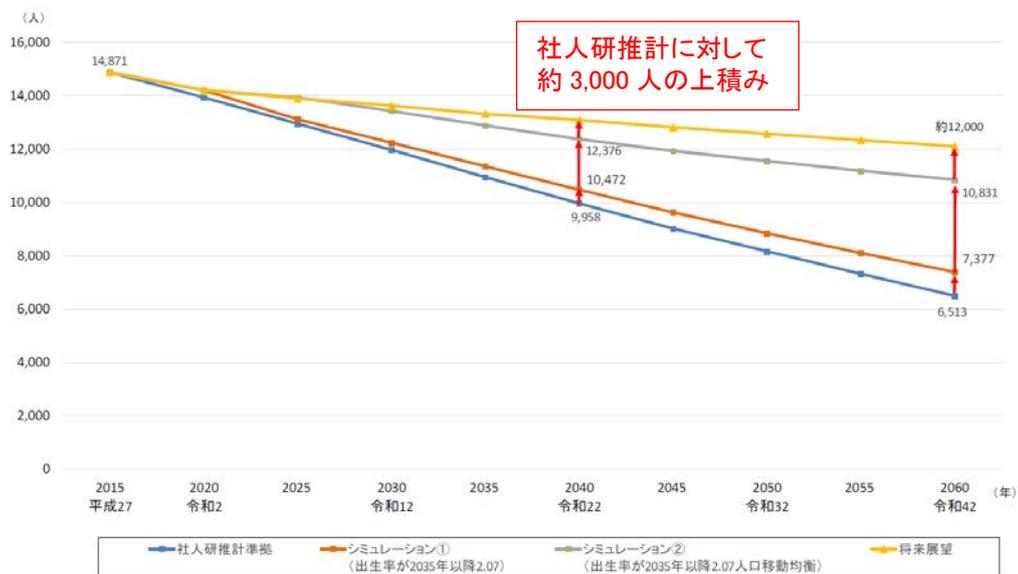
〈将来展望人口の設定にあたっての目標値〉

①合計特殊出生率

令和7年(2025年)に1.84、令和17年(2035年)に2.07

②社会減から社会増への転換

人口の転出超過を抑制して、令和7年(2025年)以降、転入超過へ転換するように純移動率及び移動数を設定。20歳代、30歳代を中心に町内への転入を促進することで平成28年(2016年)～令和2年(2020年)の21人減(5年間)から、令和3年(2021年)～令和42年(2060年)に147人増(5年平均)に転換することを目指します。



出展：2015年は総務省「国勢調査」、シミュレーション①・②及び将来展望の2020～2060年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

(3) 坂城町都市計画マスタープランにおける目標人口

坂城町都市計画マスタープランにおいても、将来展望人口の考え方を踏まえるものとし、目標年次(令和25年(2043年))における人口を約13,000人と設定します。

〈目標年次(令和25年(2043年))における目標人口〉

約13,000人

4. 将来都市構造

将来都市構造は、町全体の特徴や骨格を概念的に表して、目指すべき将来の都市の姿を分かりやすく描くものであり、「ゾーン」、「軸」、「拠点」の3つの要素で構成されます。

表 ゾーンの配置方針

名 称	方 針
市街地ゾーン	現行の用途地域周辺に指定され、住宅地や商業・業務地、工業地などが集積するエリアを「市街地ゾーン」と位置付けます。開発需要を受け止めながら低未利用地の有効活用を図り、生活基盤が整った暮らしやすい環境づくりや産業基盤の充実を目指します。
田園集落ゾーン	既存集落地や農地を含むエリアを「田園集落ゾーン」と位置付けます。集落地における地域コミュニティの維持に資する生活基盤の維持・確保を図るとともに、農業生産基盤の維持やワイン用ぶどうの産地化など地域資源の活用による活性化を目指します。
里山ゾーン	貴重な自然環境を有し、水源涵養などの役割を担う森林地域を「里山ゾーン」と位置付けます。森林のもつ多面的な機能を将来にわたって確保していくとともに県と連携した治山事業の推進により、健全な森林の整備と保全を図ります。
自然環境保全ゾーン	良好な自然景観を有し風致地区に指定されている葛尾城跡、金比羅山、岩鼻、狐落城跡、自在山の5地区を「自然環境保全ゾーン」と位置付けます。開発行為の規制により、歴史的遺産及び自然環境・景観の保全を図ります。

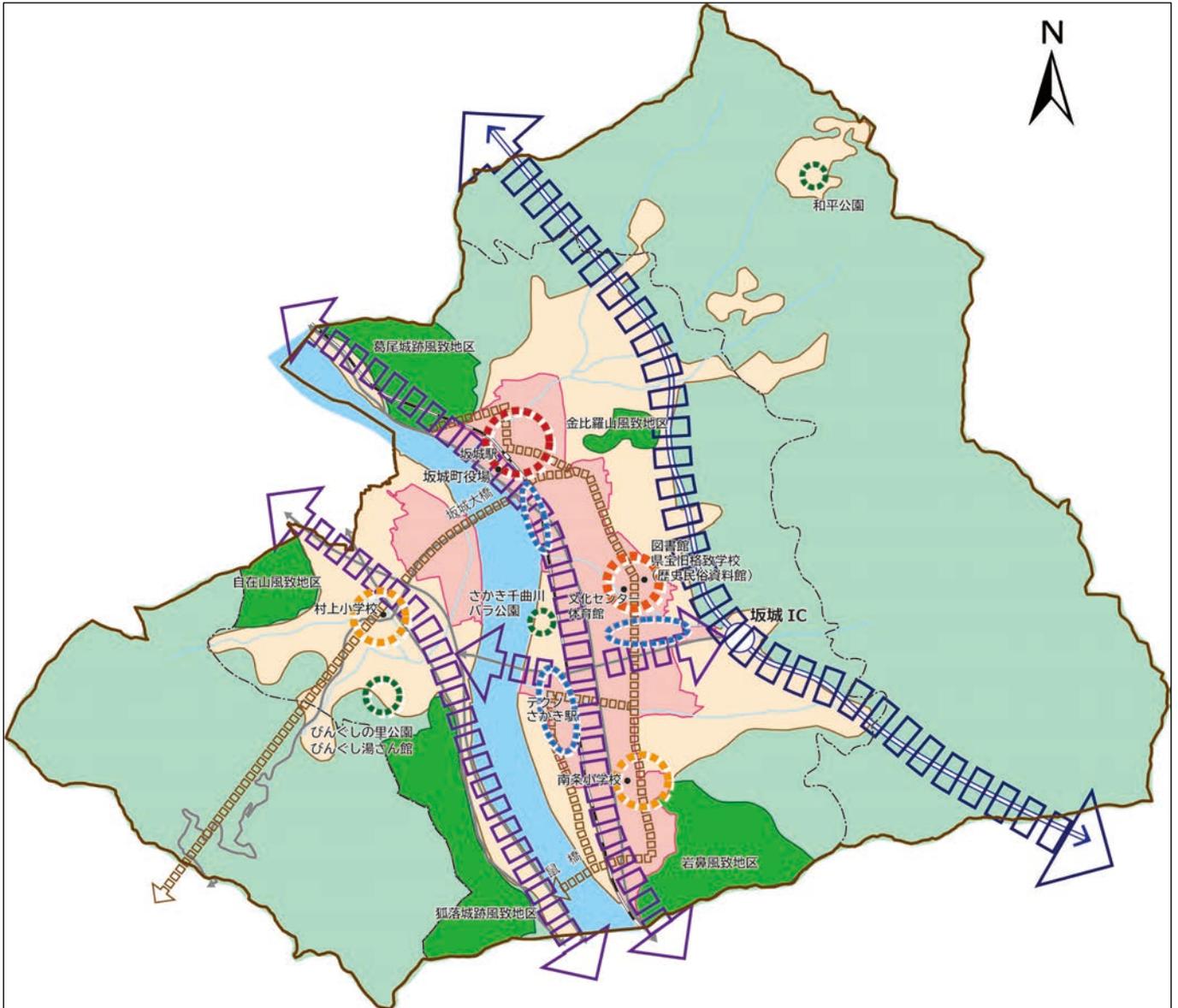
表 軸の配置方針

名 称	方 針
広域連携軸	首都圏及び日本海側を結ぶ上信越自動車道を広域連携軸に位置づけ、連携・機能強化を促進します。【上信越自動車道】
都市間連携軸	近隣の都市を結ぶ主要幹線道路を都市間連携軸に位置づけ、道路及び公共交通の充実により連携機能の強化を図ります。 【しなの鉄道、一般国道18号、一般国道18号坂城更埴バイパス、(主)長野上田線、(主)坂城インター線】
地域交流軸	町内の主要拠点を結ぶ幹線道路を地域交流軸に位置づけ、地域間の交流を促進するためのネットワーク形成を図ります。 【(一)上室賀坂城(停)線、(一)新田坂城(停)線、(都)坂都1号線、(町)町道A09号線】

表 拠点の配置方針

名 称	方 針
中心拠点	<p>町の中心市街地であり、商業系用途地域が指定されているエリアを「中心拠点」と位置付けます。坂城駅及び坂城町役場、坂木宿ふるさと歴史館、坂城町鉄の展示館、中心市街地コミュニティセンター等の中核的施設が立地することから、町の表玄関としてのまち並み景観の形成や低未利用地の活用促進により、魅力あふれる都市づくりを推進します。</p>
福祉交流拠点	<p>中之条地区の老人福祉センターや坂城町文化センター、図書館、歴史民俗資料館等が立地するエリアを「福祉交流拠点」として位置付けます。既存公共施設の老朽化を踏まえ、新複合施設の整備により、「交流と生きがいづくりの場」の形成を図ります。</p>
自然交流拠点	<p>びんぐしの里公園、和平公園、さかき千曲川バラ公園を「自然交流拠点」と位置付けます。周囲の自然環境との調和を図りながら、レクリエーションや健康増進のための施設の活用により交流促進を図ります。</p>
地域生活拠点	<p>(主) 長野上田線沿道、(一) 上室賀坂城(停)線沿道の商業地や南条小学校、村上小学校を含むエリアを「地域生活拠点」と位置付けます。千曲川左岸における地域の暮らしを支える機能の維持を図ります。</p>
産業拠点	<p>テクノさかき工業団地、坂城インター工業団地、南条産業団地及び工業専用地域に指定されているエリアを「産業拠点」と位置づけ、周辺環境に配慮するとともに操業環境の維持及び更なる産業集積を図ります。</p>

【将来都市構造図】



〈凡 例〉

 市街地ゾーン	 広域連携軸	 中心拠点	 行政界
 田園集落ゾーン	 都市間連携軸	 福祉交流拠点	 都市計画区域
 里山ゾーン	 地域交流軸	 地域生活拠点	 鉄道
 自然環境保全ゾーン		 産業拠点	 主な道路
		 自然交流拠点	 河川

5. 土地利用の方針

(1) 市街地ゾーン

① 商業・業務地

坂城駅周辺地区を中心商業・業務地として位置付け、商業活性化のための施策を推進しながら、商業施設の立地を誘導するとともに、坂城駅周辺では、町の「顔」としてふさわしい、魅力ある商業・業務地を目指して、交流拠点の整備など機能強化を図ります。

また、官民連携により空き家・空き店舗や空き地等の有効活用を図ります。

さらに、歴史的、文化的まち並みの維持・形成に努め、魅力あるまち並み景観の形成を図ります。

② 住居地

利便性が高く魅力ある良好な住宅地の形成を目指して、居住環境の改善・向上を図るとともに、落ち着いたまち並み景観の形成により住宅市街地内への定住を促進します。

また、住宅と商業地・工業地が共存する地域では、商業・操業環境と生活環境の両立に配慮しながら生活環境の改善・向上を図ります。

③ 工業地

テクノさかき駅周辺や坂城インターチェンジ周辺など、工場や企業の集積地を工業地と位置付け、公害防止に配慮しつつ、生産・操業機能の向上を図るとともに、周辺環境整備を推進します。

また、若者の地元定着や雇用の確保を見据え、魅力的な企業の誘致及び地元企業からの要望を踏まえ、テクノさかき駅周辺及び国道18号バイパス沿線に新たな工業用地の確保に努めます。

(2) 田園集落ゾーン

① 農地

農地の集積・集約を進め、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図り、良好な農地の維持・保全を図りながら農業振興に努めます。また、耕作放棄地については、ワイン用ぶどうの栽培など農地としての再生・活用を図ります。

なお、再生困難な荒廃農地については、森林や里山など自然環境の再生への転換を推進します。

② 集落地

自然環境・農地等の保全を図り無秩序に分散した居住を防ぐとともに、既存集落のコミュニティを維持するための環境整備を進め、秩序ある土地利用を誘導します。

③ 国道 18 号坂城更埴バイパス沿線

整備が進む国道 18 号坂城更埴バイパスの周辺では、商工業の土地需要の増加や集落の拡大による宅地化の進行が見込まれることから、都市計画法に基づく土地利用の制限を設けるとともに、既存の低未利用地や空き家等の利活用を促進し、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

(3) 里山ゾーン

① 里山

里山、森林等の豊かな自然環境は、水資源の供給、地すべり災害防止等に重要な役割を果たす地域です。里山の原風景を守りながら、自然環境の適正な保全を図ります。

(4) 自然環境保全ゾーン

① 風致地区

葛尾城跡地区、金比羅山地区、岩鼻地区、自在山地区及び狐落城跡地区は、第 1 種風致地区に指定し保護されています。これらの地区は、本町の特徴を形成する景勝地であり、今後も適正な維持・保全を図ります。

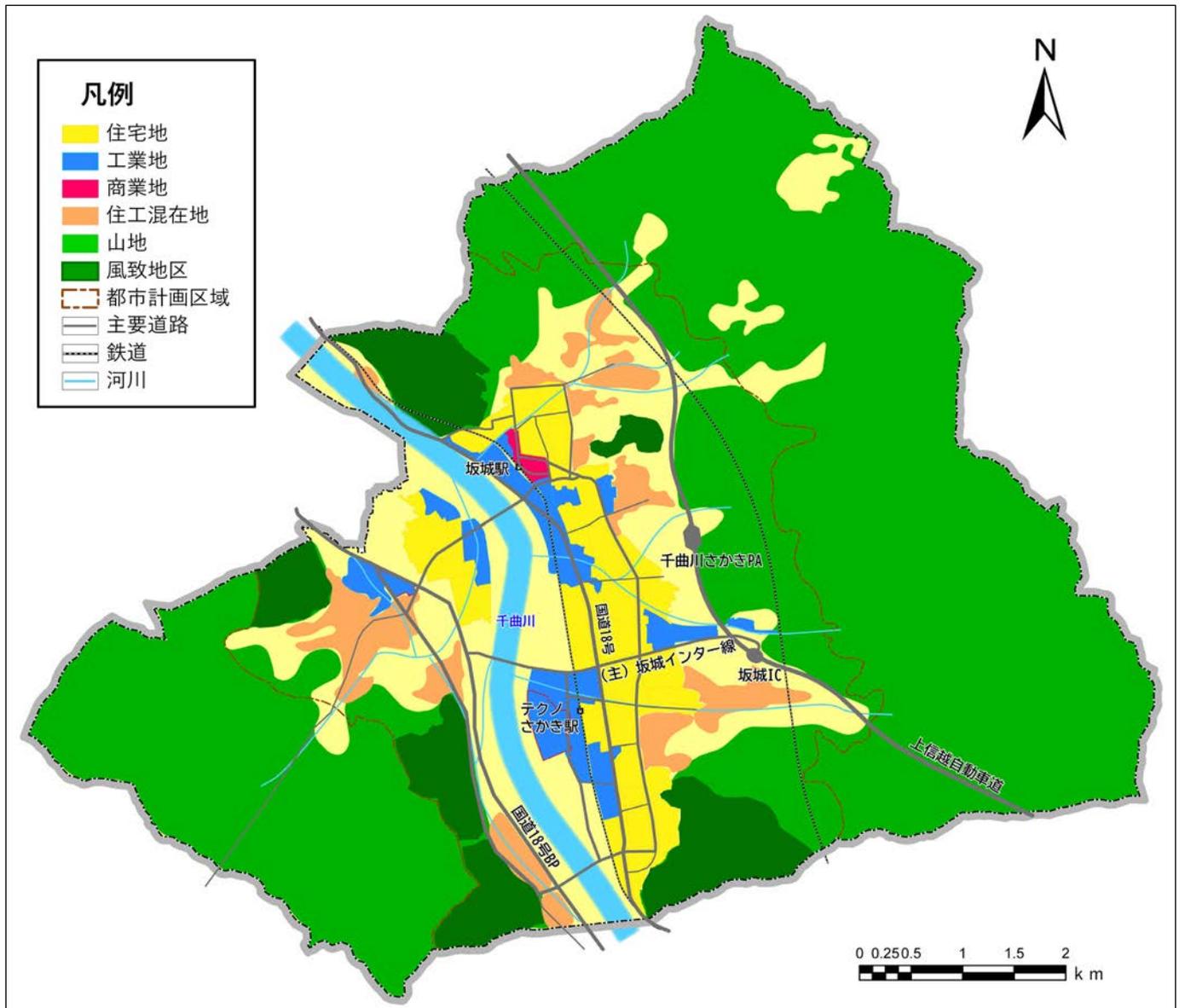


図 土地利用方針図

6. 道路・交通の方針

(1) 幹線道路網の構築

本町における主要な幹線道路は、上信越自動車道、国道18号及び国道18号坂城更埴バイパスがあります。

また、それらを補完して町内の交通を担う道路として、主要地方道及び一般県道があります。

現在整備が進められている国道18号坂城更埴バイパスと主要地方道坂城インター線の延伸については、今後も増加が予想される交通需要に対応するため、関係機関とともに全線の早期事業化及び完成を目指します。

さらに、広域的な交通利便性の確保や近隣自治体との連携・交流促進、災害時における緊急輸送道路としての役割を担うことから、適切な機能維持を推進します。

(2) 生活・産業を支える道路の整備・維持

町の中心街や郊外地域では、生活や産業を支える道路の整備を進めるとともに、既に整備した道路については、必要な点検・改修による長寿命化を促進します。

また、学校周辺など歩行者や自転車の交通量が多い道路では、歩道やグリーンベルトの整備など安全性の向上を図り、安心して通行できる道づくりに努めます。

さらに、風水害や地震などの災害に備え、沿道空間の確保や避難経路として活用できる道づくりに努めます。

(3) 公共交通の方針

高齢化や核家族化が進み交通弱者の増加が見込まれる中、公共交通は、生活を守り、地域の活力を維持していくために必要不可欠なインフラ機能の一つです。

本町では、しなの鉄道や坂城町循環バス、タクシー等に加え、坂城町デマンド交通（乗り合いタクシー）の導入に向けた取組みを進めています。

これらの公共交通は、暮らしを守る役割を担うとともに、コンパクトなまちづくりを支える拠点間のネットワークを形成する役割を踏まえ、維持・整備と利用促進に努めます。

都市計画道路については、今後のまちづくりを見据えながら道路の必要性を検証し、整備の促進又は、計画の見直しを行います。

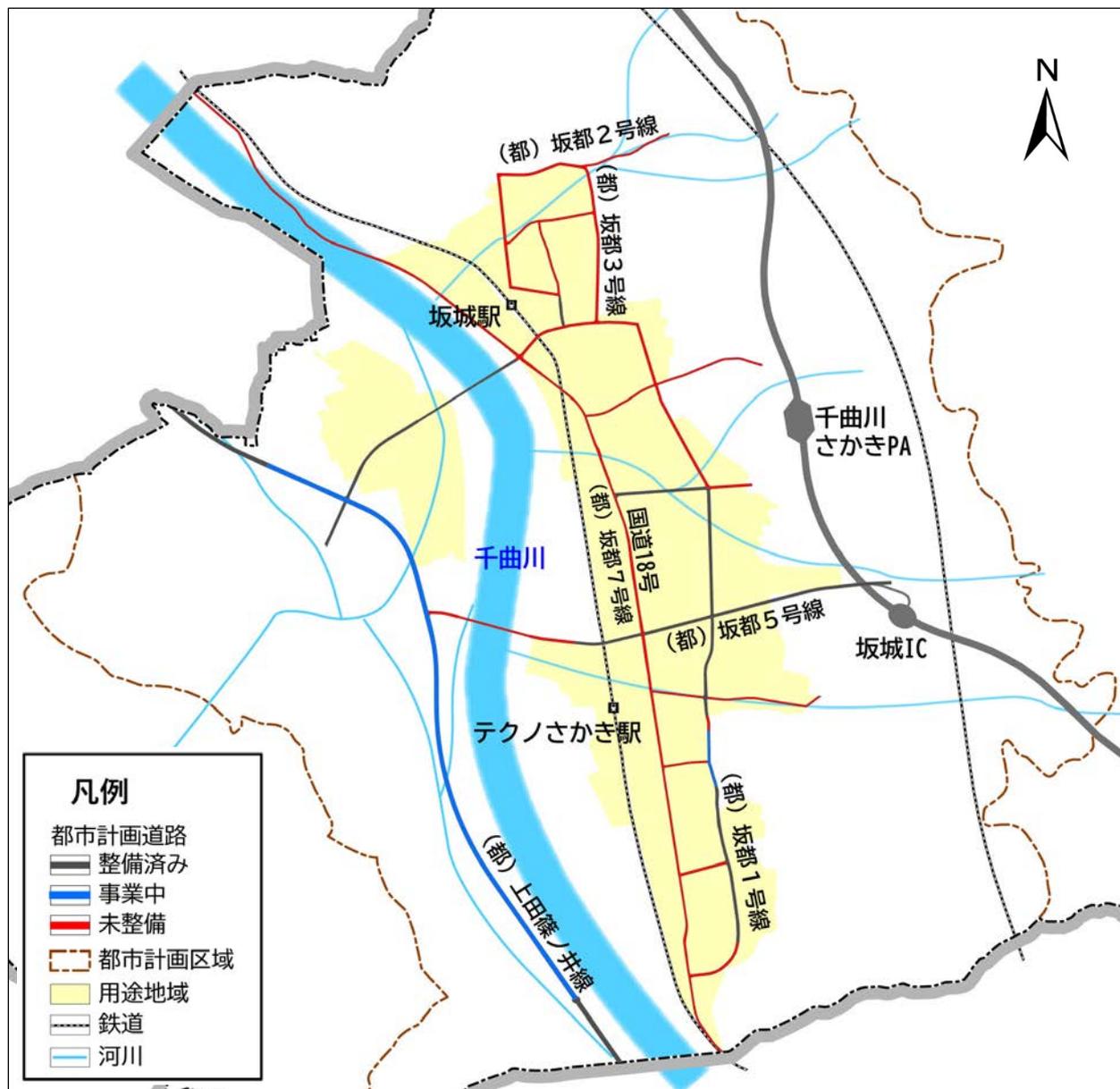


図 坂城町の都市計画道路網

7. 自然環境の保全と都市環境整備の方針

(1) 豊かな自然環境の保全

鏡台山をはじめとする里山や千曲川等の水辺は豊かな生態系を持つ本町の財産です。このため、多様な動植物が生育する環境の維持・保全に努めるとともに、人と自然が共生できるよう取組みます。

里山の森林管理を適正に行うため、主伐や植栽などによる適正な更新を進めるとともに、間伐などの施業の効率化を図るため林道などの基盤整備を促進します。

(2) 緑豊かな都市環境の創造

住民の生活・都市活動の場となる道路や公園など公共空間・居住環境において、街路樹や植栽など身近にふれあえる緑を保ち“ゆとり”と“癒し”のある都市空間の創造に努めます。

街なかにおいては、身近な公園・広場が不足していることから、低未利用地を活用し、防災性の向上も踏まえ、住民が利用しやすく、地域活動の拠点・コミュニティの形成の場となる公園・広場(グリーンインフラ)の整備を検討します。

(3) 公園・緑地の方針

都市公園は、住民に“やすらぎ”と“憩い”を与える場としての役割を担っています。また、災害時の避難場所としても機能します。

本町では、都市計画決定されている都市公園はありませんが、坂城町都市公園条例による街区公園が3箇所、地区公園が1箇所、風致公園が2箇所及び千曲川河川敷を利用した運動公園・緑地等が5箇所開設されています。

今後は、既存施設の長寿命化を進めるとともに、必要に応じて都市公園・緑地の計画的な整備に努めます。

(4) 脱炭素・循環型都市の形成

環境負荷の少ない、脱炭素、循環型社会の構築のため、拠点相互に連携した集約型都市構造の形成、公共交通や自転車の利用促進、再生可能エネルギー等の導入・活用や、循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、再生利用など持続可能な資源利用を推進し、環境負荷の少ない脱炭素型の都市づくりを目指します。

また、建築物の省エネルギー化や敷地内の緑化などを推進することにより、環境負荷の軽減を図ります。

(5) その他施設の方針

ごみ排出量の削減や分別徹底等によるごみの減量に努めるとともに、資源循環社会の推進、SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現といった時代の要請や地域の持続的発展に向けた、不燃ごみ及び資源物の安定処理を行っていきます。

8. 景観保全・育成の方針

本町の良好な景観の保全と育成を目指し、長野県景観育成計画に基づき、里山や千曲川などの豊かな自然環境と調和した景観づくりを進めます。

このため、千曲川に沿った優良な水田や花卉栽培を中心とした農地の保全、荒廃防止及び森林の保全・育成を図り、美しい郷土景観の保全を図ります。

また、社寺、境内地等樹林地は、良好な景観を有する都市内緑地として重要であり、象徴的かつ景観を特徴づける緑地として保全に努めます。

さらに、地域の歴史や伝統文化を継承しつつ、個性あるまち並みの保全・育成に努め、町の魅力向上を目指します。

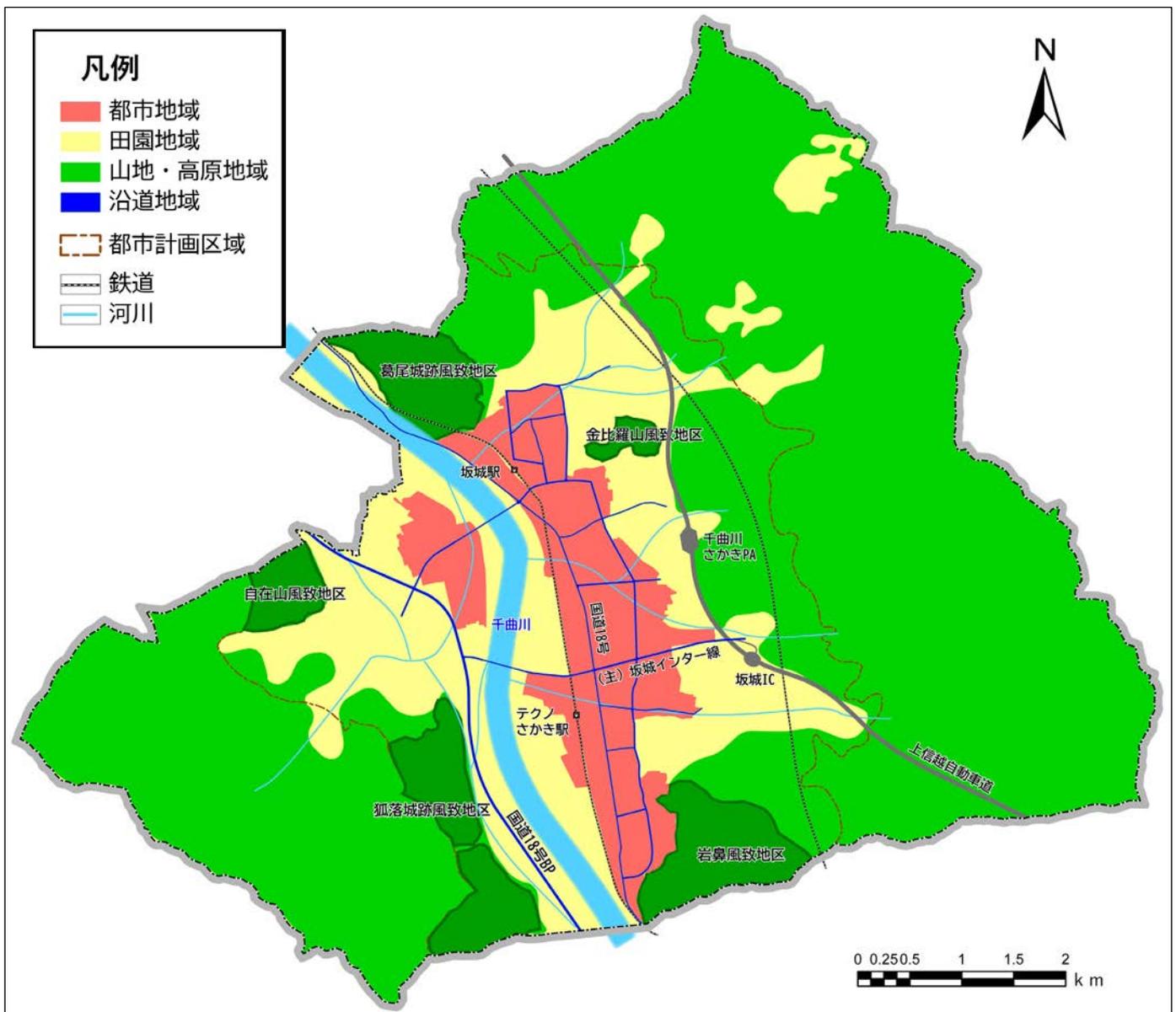


図 景観保全・育成の方針図

9. 都市防災の方針

本町では、これまで千曲川の氾濫などはあったものの、大規模災害が少なく、比較的 안전한地域となっています。しかし、近年では地球温暖化に起因する風水害被害の多発化や甚大化、大規模地震の発生確率の上昇など、自然災害の発生の危険性が高まっています。

今後、大規模な自然災害等が発生しても町民の生命と財産を守り、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進します。

(1) 自然災害による被害の抑制

自然災害の被害を最小限にするため、河川の氾濫や急傾斜地の崩落防止など治水・治水対策を促進します。

国及び長野県で「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」が進められています。

本町においても国や長野県と連携を図りながら住民生活の安全確保に向けた取組を推進します。

土砂災害対策としては、土砂災害や地すべり等が発生する恐れがある危険箇所の適切な把握やその解消、安全性確保について関係機関と連携しながら推進します。

また、農業用ため池や大規模な盛土造成が行われる場合には安全性の確認・把握に努めます。

(2) まちなか・集落の防災対策

まちなかや集落部においては、火災や地震などに対する防災機能の強化として、「坂城町住宅耐震改修促進計画」や「坂城町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、地震における建築物の倒壊等の被害から、住民の生命・身体・財産等を守るために、建築物の耐震診断や耐震改修を計画的に進め、耐震化率の向上を目指しています。

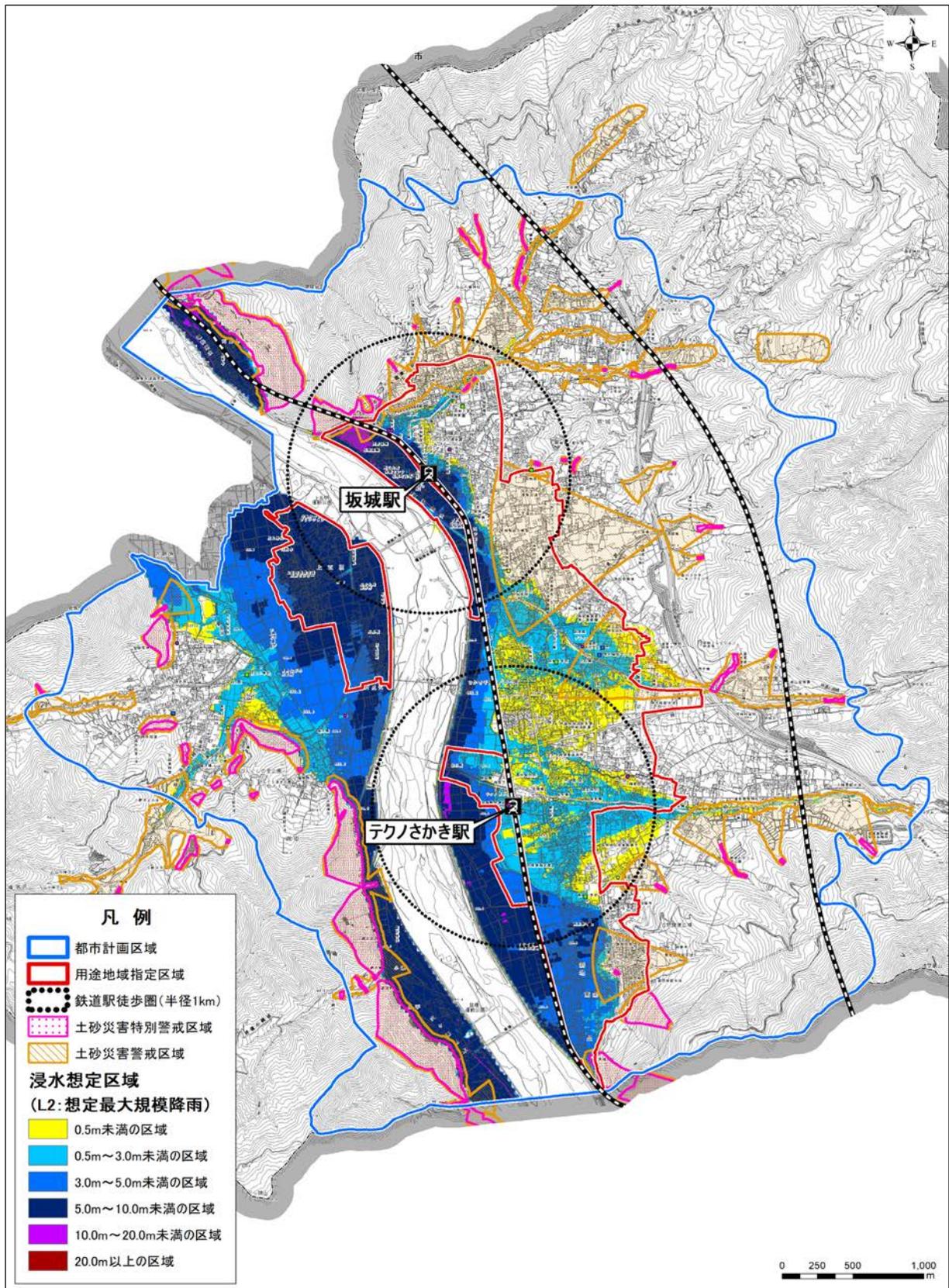
また、延焼遮断や避難経路となる道路や橋梁の維持補修・改善及び都市防災上のオープンスペースの確保などに努めます。

(3) 防災・防犯意識の醸成

住民への防災・防犯情報を広く発信しながら防災・防犯意識の啓発を推進するとともに、地域や自治会ごとの防災・防犯に対する協力体制づくりを進めます。

また、地域における自主防災組織の設立や活動支援、避難訓練、マイタイムラインの周知や作成支援等に努めます。

さらに、地域防災計画の適切な運用や関係機関との情報共有、非常時における情報通信機能の安定確保、非常時に備えた備蓄等を計画的に進め、危機管理体制の確立を目指します。



注) 浸水想定区域 (L2) の対象河川：千曲川、御堂川、谷川、日名沢川、福沢川

図 災害リスクの分布図

第7章 地域別構想

1. 地域区分の設定

地域別構想は、歴史的な形成過程や経緯、地域の成り立ちを考慮して、4つの地域を設定します。

設定した4つの地域別に、現況と特性を踏まえた整備方針を示します。

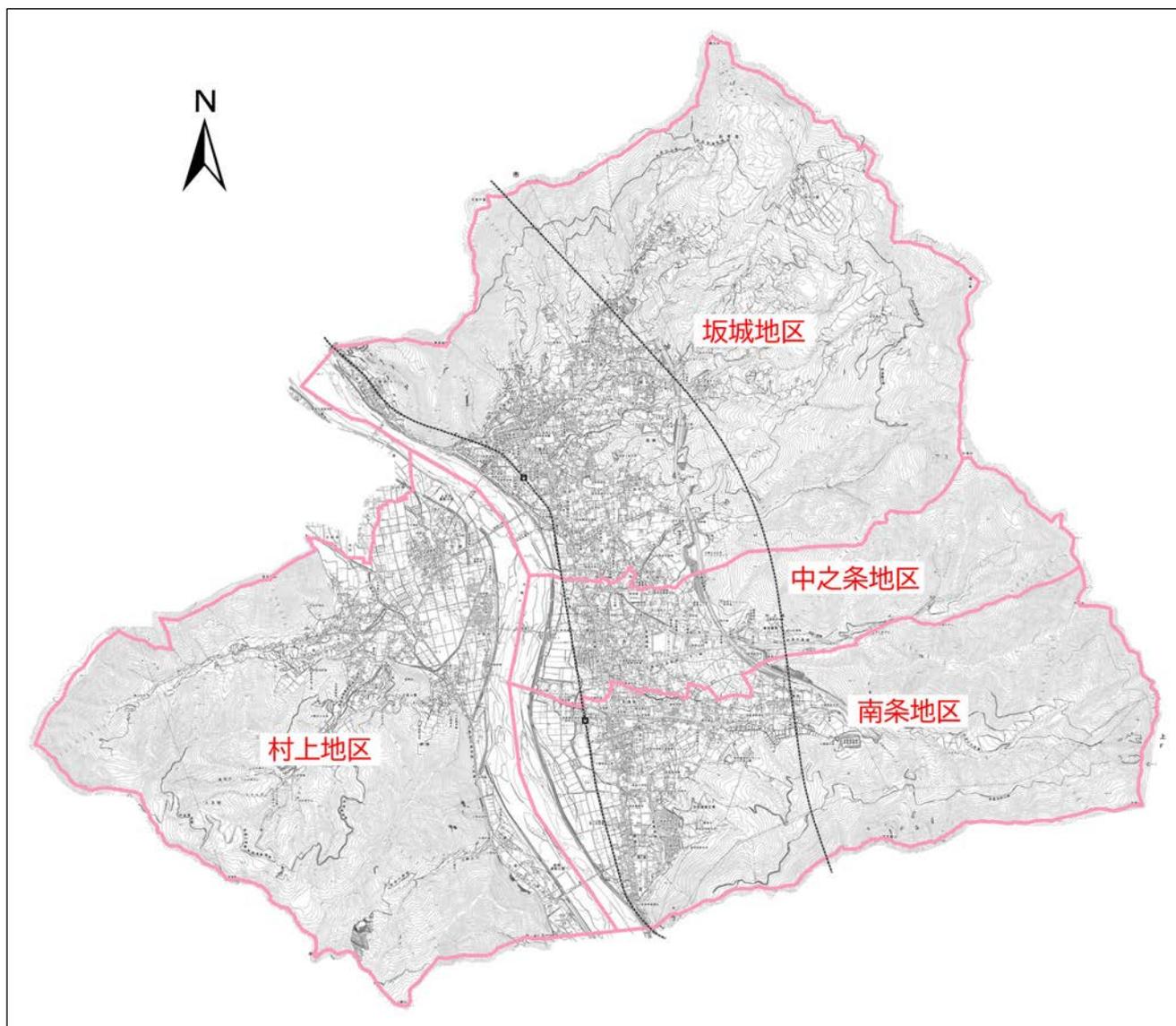


図 地域の区分

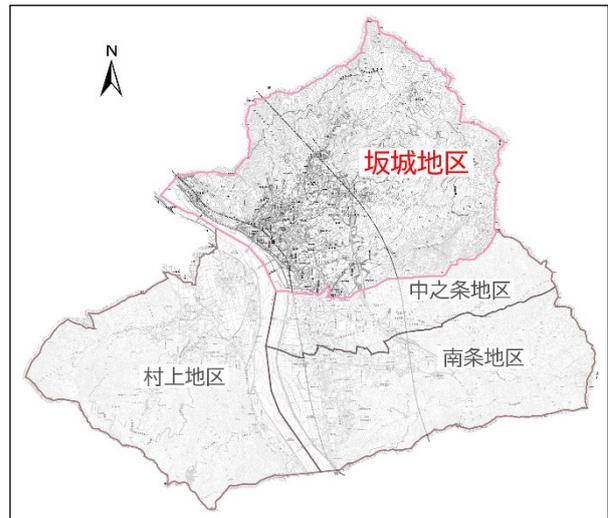
2. 坂城地区の整備方針

(1) 地区の概要

坂城地区は、千曲川の右岸に位置し、山からの扇状地にまちを形成しています。

国道18号やしなの鉄道の坂城駅があり、町役場や金融機関、小学校、高等学校等の主要な施設が集積しています。

また、北国街道の坂木宿の名残や歴史館等が分布しています。



(2) 坂城地区の人口

人口は、平成22年から令和2年にかけて減少が続いています。

年齢構成では、65歳以上の人口は増加傾向が続いていますが、0-14歳及び15-64歳は減少傾向にあり、少子化・高齢化が進んでいます。

今後もこの傾向は続く予想されることから、居住の受皿として良好な居住環境の構築に努めます。

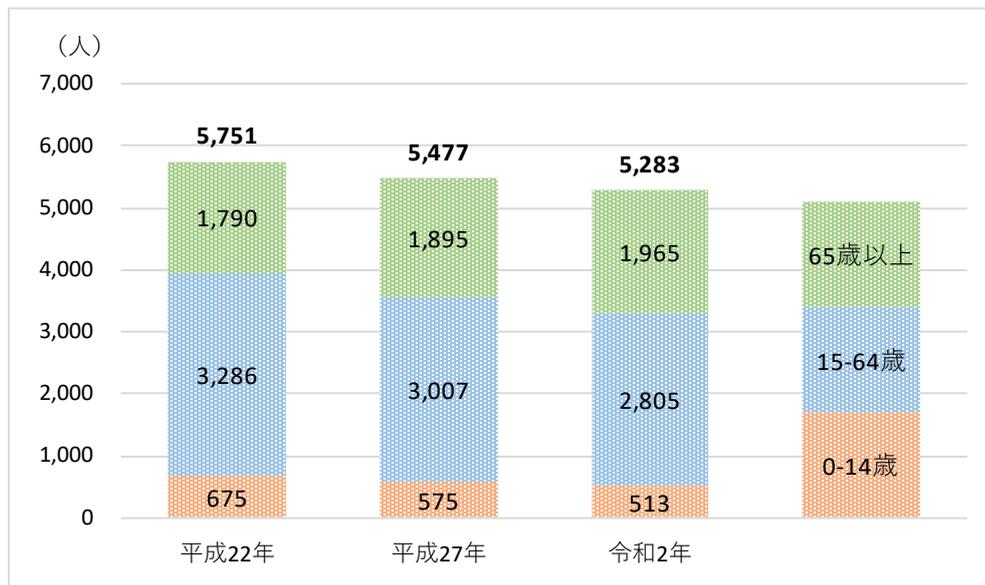


図 坂城地区の人口推移

出典：総務省統計局「国勢調査」

(3) アンケート結果にみる地区の課題

分野別の満足度では、「住民参画等」と「安全・安心」が高く、「道路・交通」が最も低くなっています。一方、重要度では、「安全・安心」が最も高く、次いで「道路・交通」が続いています。

項目別では、「近所での買物の便利さ」や「空き家・空き店舗の少なさ」「買い物への行きやすさ」に不満があり、「土砂災害・風水害に対する安全性」「買い物への行きやすさ」「避難場所・避難路の分かりやすさ」が重視されており、これらの改善が課題となっています。

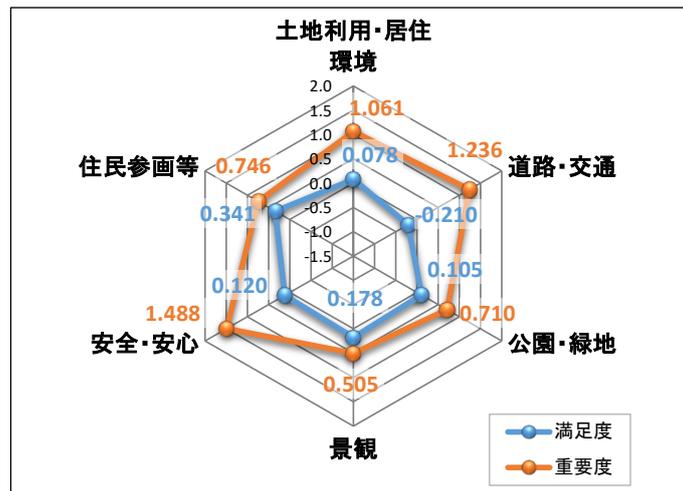


図 分野別満足度・重要度

地区名	重要度		
	1位	2位	3位
坂城	土砂災害・風水害に対する安全性	買い物への行きやすさ	避難場所・避難路の分かりやすさ
	不満度		
	1位	2位	3位
	近所での買い物の便利さ	空き家・空き店舗の少なさ	買い物への行きやすさ

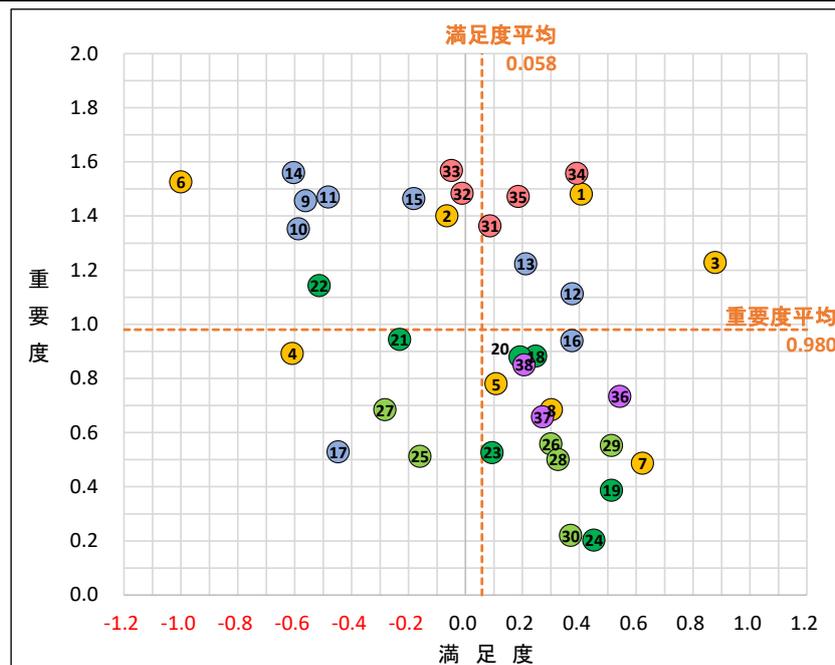
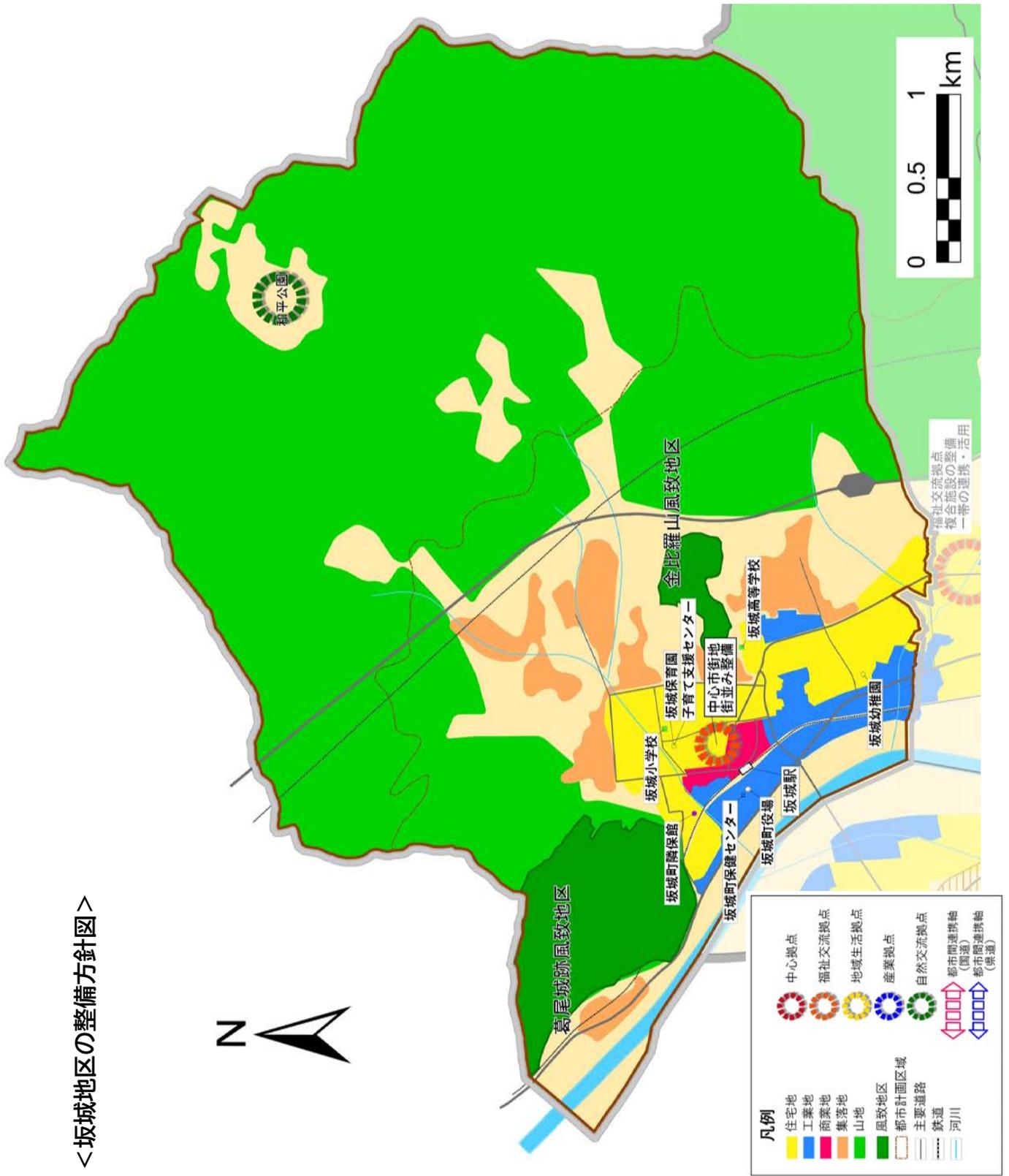


図 施策別満足度・重要度の相関

坂城地区のまちづくりの目標	坂城駅周辺、坂木宿のまち並みを活かし、回遊性の向上と賑わいを創出できる魅力と活力あるまちづくりを目指します。 また激甚化する自然災害に備え、安心・安全なまちづくりを目指します。
---------------	---

分野	整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■坂城町生活環境保全条例や坂城町空家等対策計画に基づき、空き家・空き地の適正な管理と利活用を促進します。 ■観光や交流の場となる交流拠点を整備して賑わい創出に努めます。 ■優良農地の保全と活用に努めるとともに、必要に応じて、住宅地の確保を検討します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ■幹線道路については、関係機関と連携し適切な維持・保全に努めます。 ■生活道路は、定期的な点検、補修による長寿命化を図りつつ、危険箇所や狭隘区間の改善に努めます。 ■長期末着手な都市計画道路について、必要性を再確認し、早期整備や都市計画変更を進めます。 ■地域特性に合わせた公共交通の構築と利用促進に努めます。
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ■住民の景観に対する意識啓発に努めつつ、まち並み景観の保全・育成に努めます。 ■北国街道坂木宿の名残を残す、建物や史跡等の適切な維持・保全に努めます。 ■北国街道周辺の景観保全・育成に努めます。 ■既設公園の長寿命化に努めつつ、住民や来訪者の憩いの場として活用を推進します。 ■葛尾城跡風致地区、金比羅山風致地区等の自然地は、多様な生態系の維持と環境の保全に努めます。
防災・安全	<ul style="list-style-type: none"> ■信濃川水系流域治水プロジェクト（千曲川・信濃川）と連携し、千曲川の治水対策に努めます。 ■坂城町役場など、行政機能や避難施設周辺の災害リスクの低減に向け、必要な対策を講じ、防災機能の確保・維持に努めます。 ■まちなかの防災拠点、オープンスペースを整備します。

<坂城地区の整備方針図>



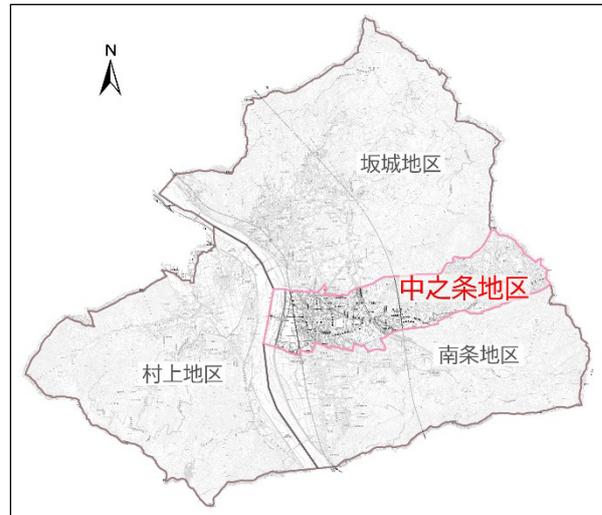
3. 中之条地区の整備方針

(1) 地区の概要

中之条地区は、千曲川の右岸に位置し、山からの扇状地にまちを形成しています。

国道18号や上信越自動車道の坂城インターチェンジ、産業道路等があり、多くの工場や企業が立地しています。

また、坂城中学校や文化センター、図書館等が立地する文教エリアがあります。



(2) 中之条地区の人口

人口は、平成22年から平成27年にかけては概ね横ばいでしたが、令和2年は減少しています。

年齢構成では、65歳以上の人口は増加傾向が続いていますが、0-14歳及び15-64歳は減少傾向にあり、少子化・高齢化が進んでいます。

今後もこの傾向は続くと予想されますが、企業や工場と共存しつつ、文教施設や福祉施設等の立地を生かし、良好な居住環境の構築に努めます。

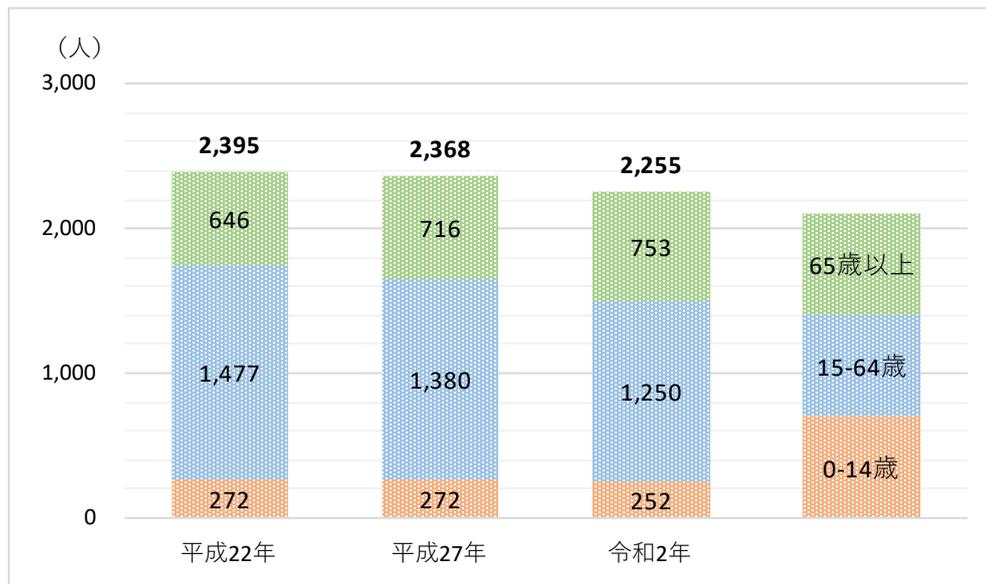


図 中之条地区の人口推移

出典：総務省統計局「国勢調査」

(3) アンケート結果にみる地区の課題

分野別の満足度では、「住民参画等」と「安全・安心」が高く、「道路・交通」が最も低くなっています。一方、重要度では、「安全・安心」が最も高く、次いで「道路・交通」が続いています。

項目別では、「近所での買い物の利便性」や「バスの利用しやすさ」「歩行者に対する安全性」に不満があり、「道路の通行のしやすさ」「まちの防犯対策」「土砂災害・風水害に対する安全性」が重視されており、これらの改善が課題となっています。

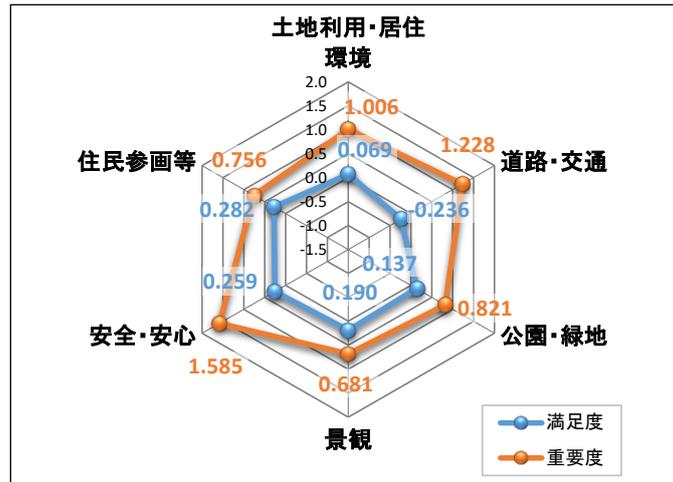


図 分野別満足度・重要度

地区名	重要度		
	1位	2位	3位
中之条	道路の通行のしやすさ (自動車)	まちの防犯対策	土砂災害・風水害に対する安全性
	不満度		
	1位	2位	3位
	近所での買い物の利便性	バスの利用しやすさ	歩行者に対する安全性

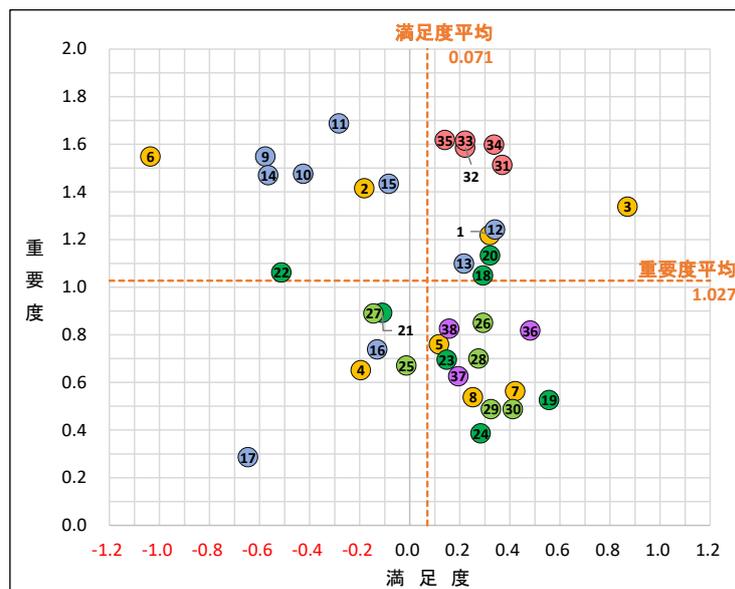
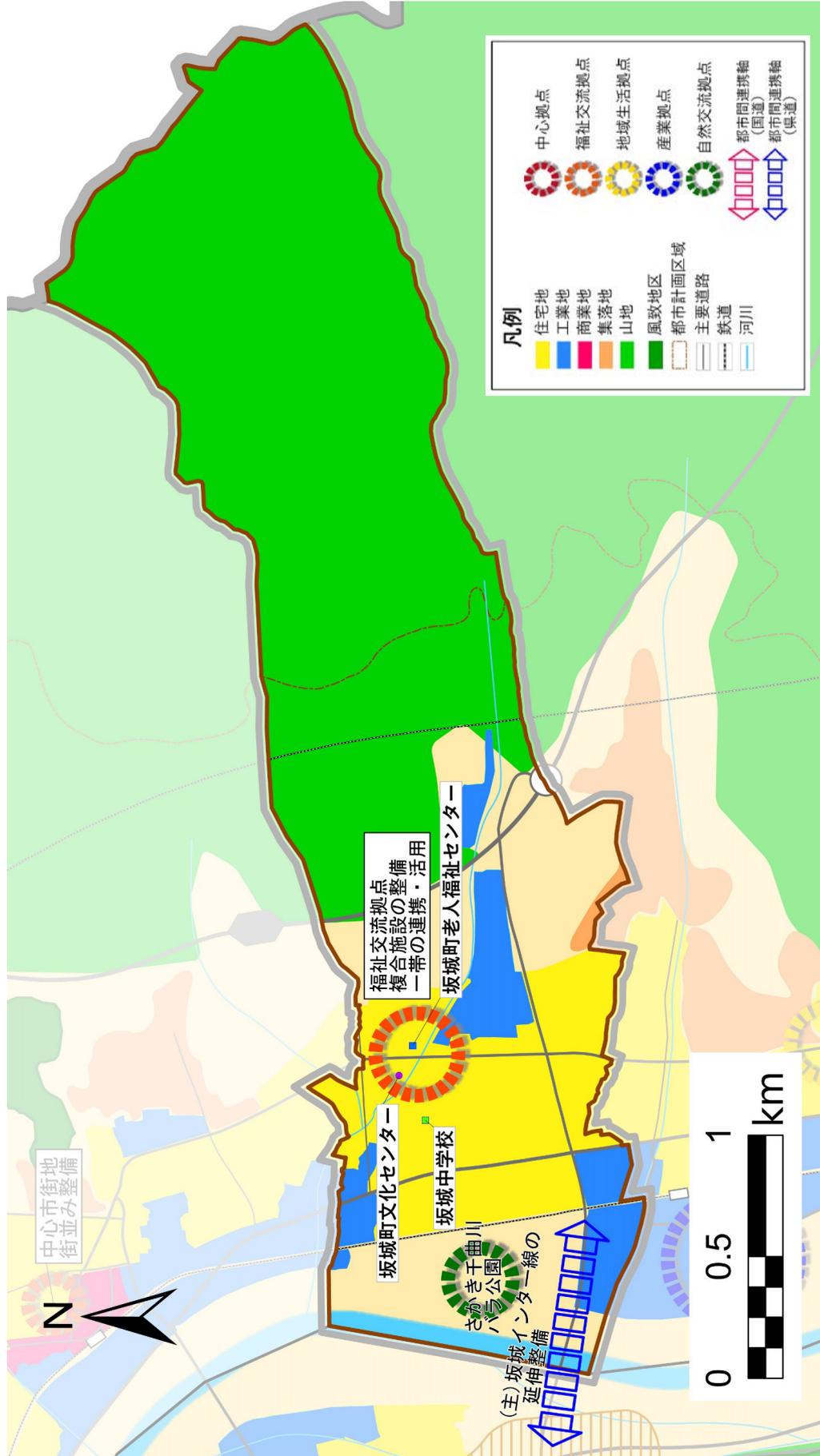


図 施策別満足度・重要度の相関

中之条地区のまちづくりの目標	坂城中学校や坂城町文化センター等の施設が集積したエリアを拠点に、保健福祉施設や子育て支援機能等の拡充を図り、多様な世代がつながり、交流と賑わいを創出する「well-being」の実現を目指します。
----------------	--

分野	整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■老朽化した公共施設の機能を確保する複合交流施設を整備し、多様な世代間の交流を育むことを目指します。 ■坂城町生活環境保全条例や坂城町空家等対策計画に基づき、空き家・空き地の適正な管理と利活用を促進します。 ■千曲川沿いや坂城インターチェンジ周辺は、優良農地の保全に努め、水稲や果樹生産を推進します。 ■必要に応じて、住宅地の確保を検討します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ■主要地方道坂城インター線は、国道18号坂城更埴バイパスまでの早期延伸整備を関係機関に要望します。 ■生活道路や産業道路の適正な維持に努め、生活や経済活動を支えます。 ■長期未着手な都市計画道路について、必要性を再確認し、早期整備や都市計画変更を進めます。 ■地域特性に合わせた公共交通の構築と運用により移動手段の確保に努めます。 ■複合交流拠点に交通結節機能を備え、施設の利用や生活の移動手段の円滑化を図ります。
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ■葛尾組合りサイクルセンター（不燃ごみ・資源ごみ処理施設）の建設、運用により、適正なごみの処理を図ります。 ■住民の景観に対する意識啓発に努めつつ、まち並み景観の保全・育成に努めます。 ■さかき千曲川バラ公園周辺は、環境や景観の保全に努め、観光拠点として憩いと賑わいづくりを進めます。
防災・安全	<ul style="list-style-type: none"> ■信濃川水系流域治水プロジェクト（千曲川・信濃川）と連携し、千曲川の治水対策に努めます。 ■土砂災害や水害リスクを抱えたエリアでは、国土強靱化計画等に基づき防災・減災対策に取り組めます。 ■住民や企業と自助・共助による防災意識を共有し、ハザードマップや避難路、避難場所等の情報を共有し、防災意識の向上に努めます。

<中之条地区の整備方針図>



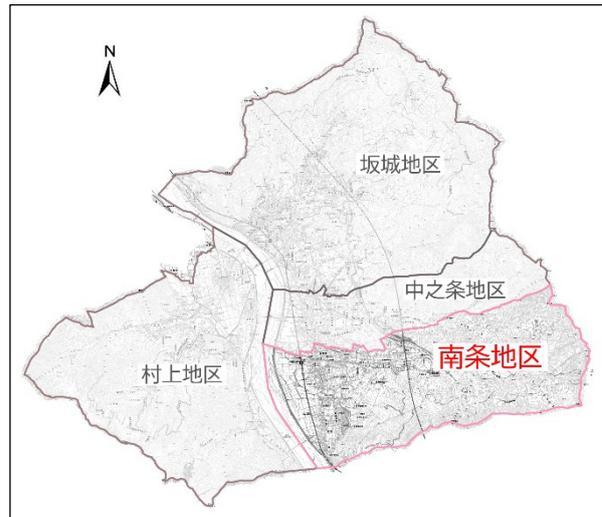
4. 南条地区の整備方針

(1) 南条地区の概要

南条地区は、千曲川の右岸に位置し、山からの扇状地にまちを形成しています。

国道18号や産業道路の他、しなの鉄道のテクノさかき駅があり、多くの工場や企業が立地しています。

また、南条小学校や南条保育園が立地する他、住宅地、住宅団地も形成しています。



(2) 南条地区の人口

人口は、減少が続いており令和2年では4,000人を下回っています。

年齢構成では、65歳以上は平成27年から令和2年にかけて横ばいで推移していますが、0-14歳及び15-64歳は減少傾向にあり、少子化が進んでいます。

工業エリアと居住エリアそれぞれを維持しつつ、居住の受皿として良好な環境の構築に努めます。

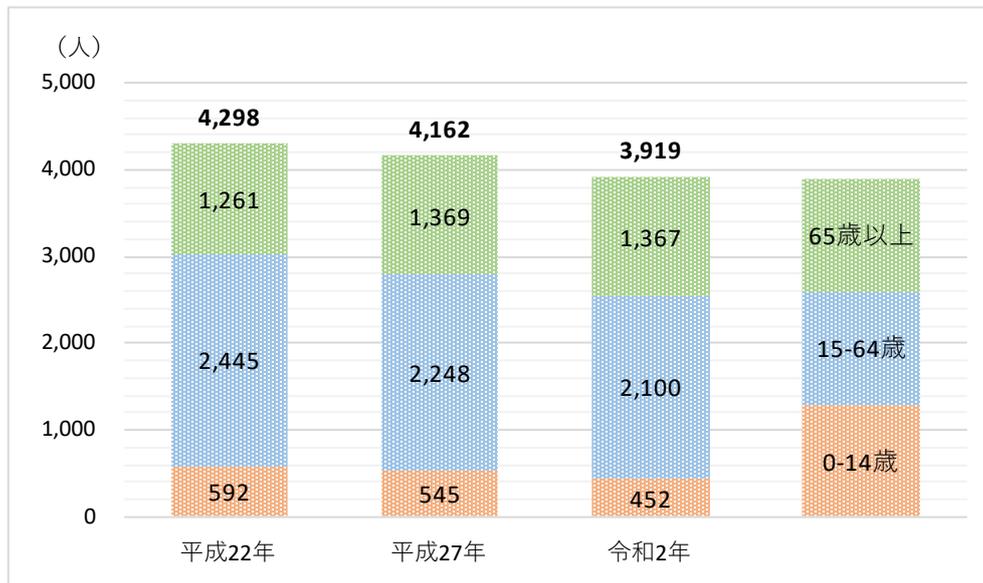


図 南条地区の人口推移

出典：総務省統計局「国勢調査」

(3) アンケート結果にみる地区の課題

分野別の満足度では、「住民参画等」が高く、「道路・交通」が最も低くなっています。一方、重要度では、「安全・安心」が最も高く、次いで「道路・交通」が続いています。項目別では、「近所での買い物の便利さ」や「バスの利用しやすさ」「買い物への行きやすさ」に不満があり、「避難場所・避難路の分かりやすさ」「土砂災害・風水害に対する安全性」「まちの防犯対策」が重視されており、これらの改善が課題となっています。

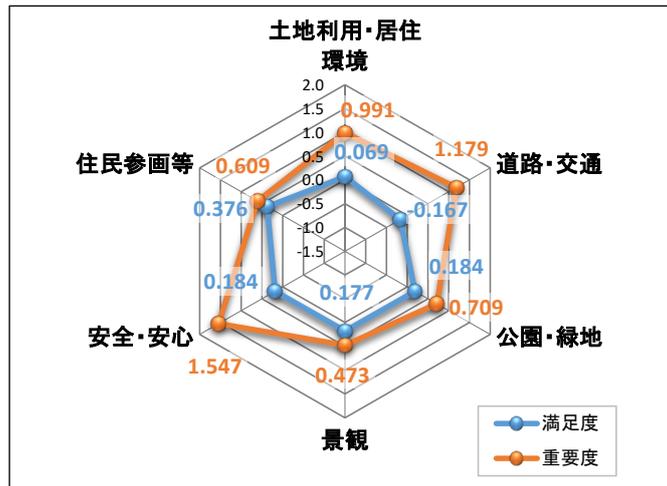


図 分野別満足度・重要度

地区名	重要度		
	1位	2位	3位
南条	避難場所・避難路の分かりやすさ	土砂災害・風水害に対する安全性	まちの防犯対策
	不満度		
	1位	2位	3位
	近所での買い物の便利さ	バスの利用しやすさ	買い物への行きやすさ

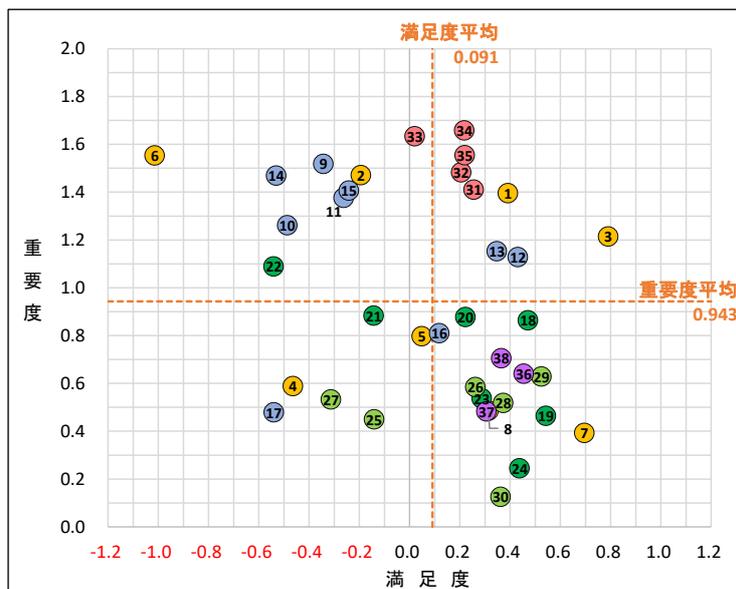
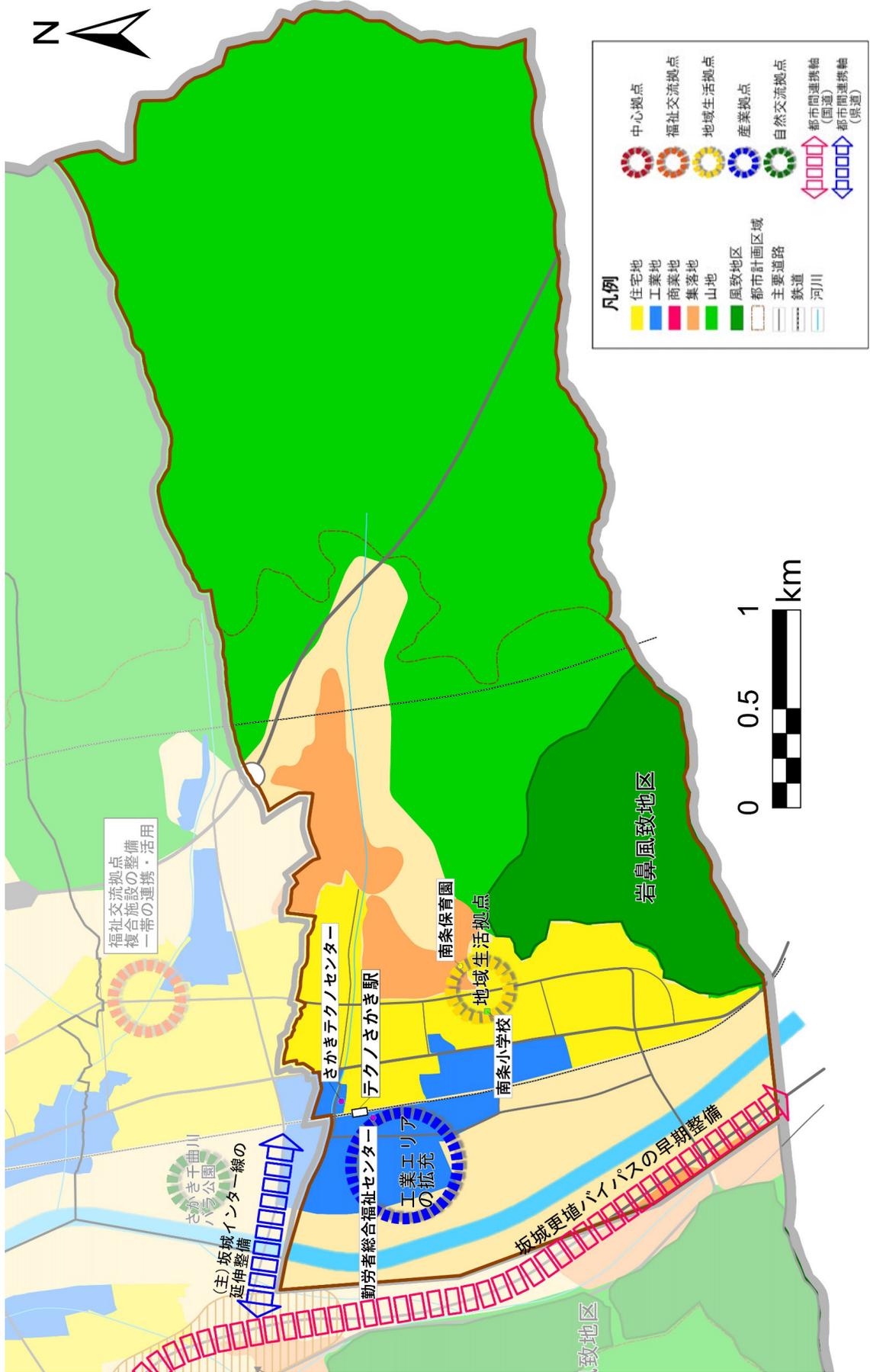


図 施策別満足度・重要度の相関

南条地区のまちづくりの目標	「ものづくりのまち」の更なる発展と次世代につながる工業技術の集積を目指して、産業基盤の拡充に努めるとともに、東側地域は、自然と調和した良好な居住環境の確保・維持を図ります。
---------------	--

分野	整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■テクノさかき駅周辺において、新たな工業用地の確保と産業基盤の整備に取り組めます。 ■坂城町生活環境保全条例や坂城町空家等対策計画に基づき、空き家・空き地の適正な管理と利活用を促進します。 ■優良農地の保全と活用に努めるとともに、必要に応じて、住宅地の確保を検討します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ■国道 18 号坂城更埴バイパスの早期整備を関係機関に要望します。 ■生活道路や産業道路の適正な維持に努め、生活や経済活動を支えます。 ■長期未着手な都市計画道路について、必要性を再確認し、早期整備や都市計画変更を進めます。 ■地域特性に合わせた公共交通の構築と運用により移動手段の確保に努めます。
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ■住民の景観に対する意識啓発に努めつつ、まち並み景観の保全・育成に努めます。 ■岩鼻風致地区等の自然地は、多様な生態系の維持と環境の保全に努めます。 ■産業の発展とともに、カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの利活用、二酸化炭素排出削減に向け、住民や企業と連携して取り組めます。
防災・安全	<ul style="list-style-type: none"> ■信濃川水系流域治水プロジェクト（千曲川・信濃川）と連携し、千曲川の治水対策に努めます。 ■土砂災害や水害リスクを抱えたエリアでは、国土強靱化計画等に基づき防災・減災対策に取り組めます。 ■住民や企業と自助・共助による防災意識を共有し、ハザードマップや避難路、避難場所等の情報を共有し、防災意識の向上に努めます。

<南条地区の整備方針図>



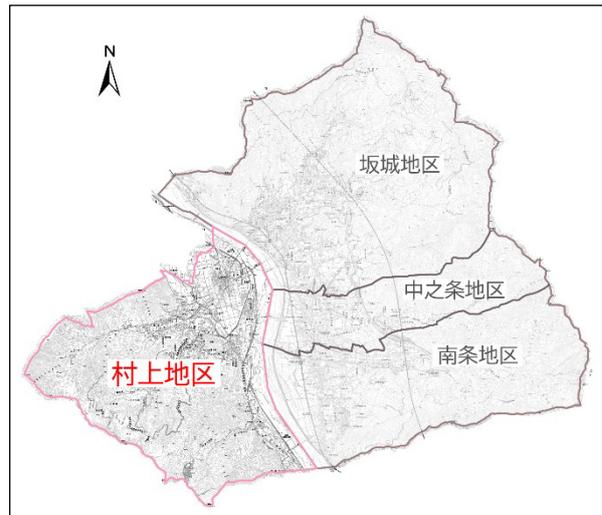
5. 村上地区の整備方針

(1) 村上地区の概要

村上地区は、千曲川の左岸に位置し、山からの扇状地にまちを形成しています。

古くから千曲川の氾濫に見舞われる一方、肥沃な堆積土を活かして農業が行われています。

村上小学校がある他、びんぐしの里公園や温泉施設など憩いの場があります。



(2) 村上地区の人口

人口は、平成22年から令和2年にかけて減少が続いています。

年齢構成では、65歳以上の人口は増加傾向が続いていますが、0-14歳及び15-64歳は減少傾向にあり、少子化・高齢化が進んでいます。

今後もこの傾向は続く予想されますが、国道18号バイパスの整備を見据え、適正な土地利用の誘導を図りつつ、良好な居住環境の構築に努めます。

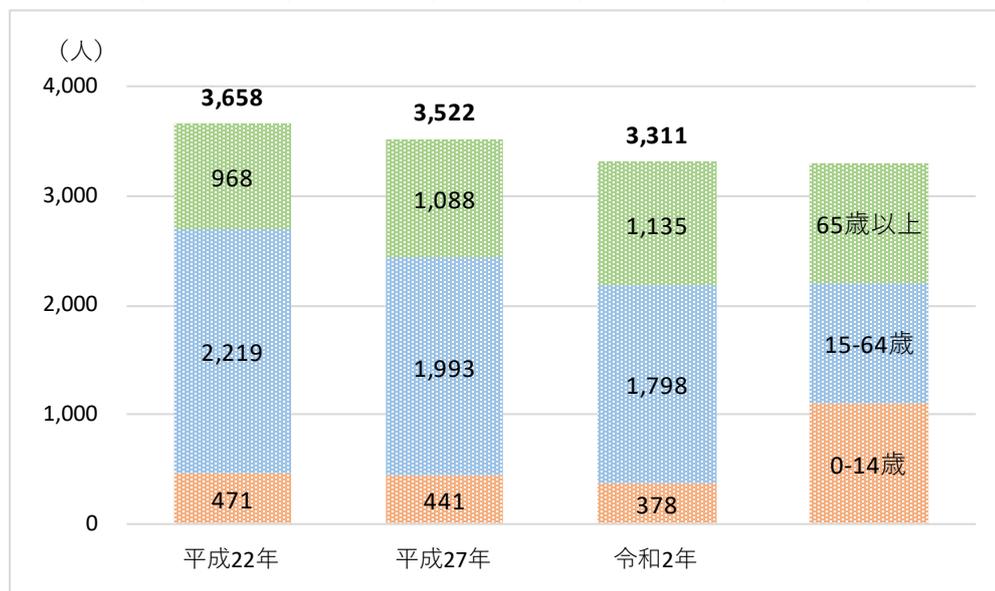


図 村上地区の人口推移

出典：総務省統計局「国勢調査」

(3) アンケート結果にみる地区の課題

分野別の満足度では、「住民参画等」が高く、「道路・交通」「安全・安心」が最も低くなっています。一方、重要度では、「安全・安心」と「道路・交通」が高くなっています。

項目別では、「バスの利用しやすさ」と「鉄道の利用しやすさ」「土砂災害・風水害に対する安全性」に不満があり、「土砂災害・風水害に対する安全性」や「避難場所・避難路の分かりやすさ」「近所での買い物の便利さ」が重視されており、これらの改善が課題となっています。

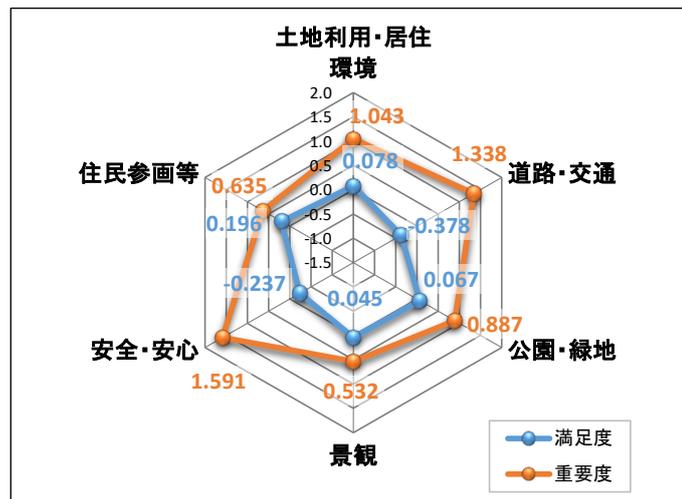


図 分野別満足度・重要度

地区名	重要度		
	1位	2位	3位
村上	土砂災害・風水害に対する安全性	避難場所・避難路の分かりやすさ (※1位と同点)	近所での買い物の便利さ
	不満度		
	1位	2位	3位
	バスの利用しやすさ	鉄道の利用しやすさ	土砂災害・風水害に対する安全性

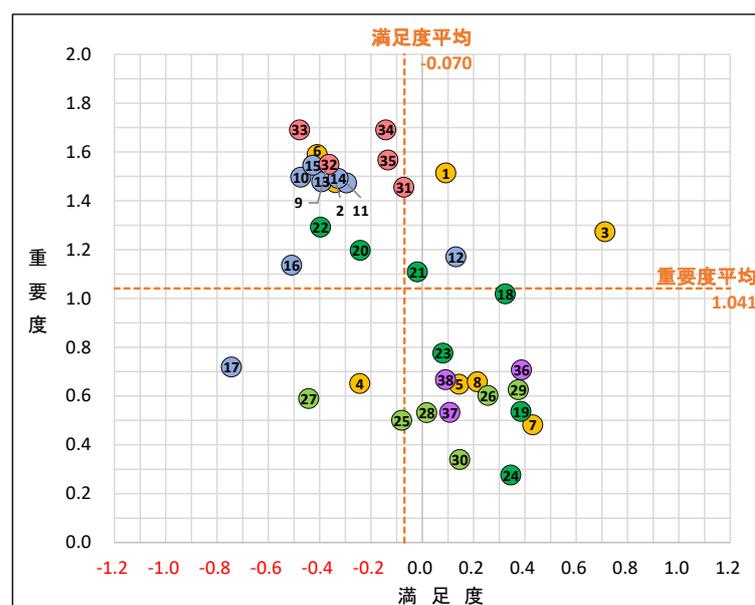
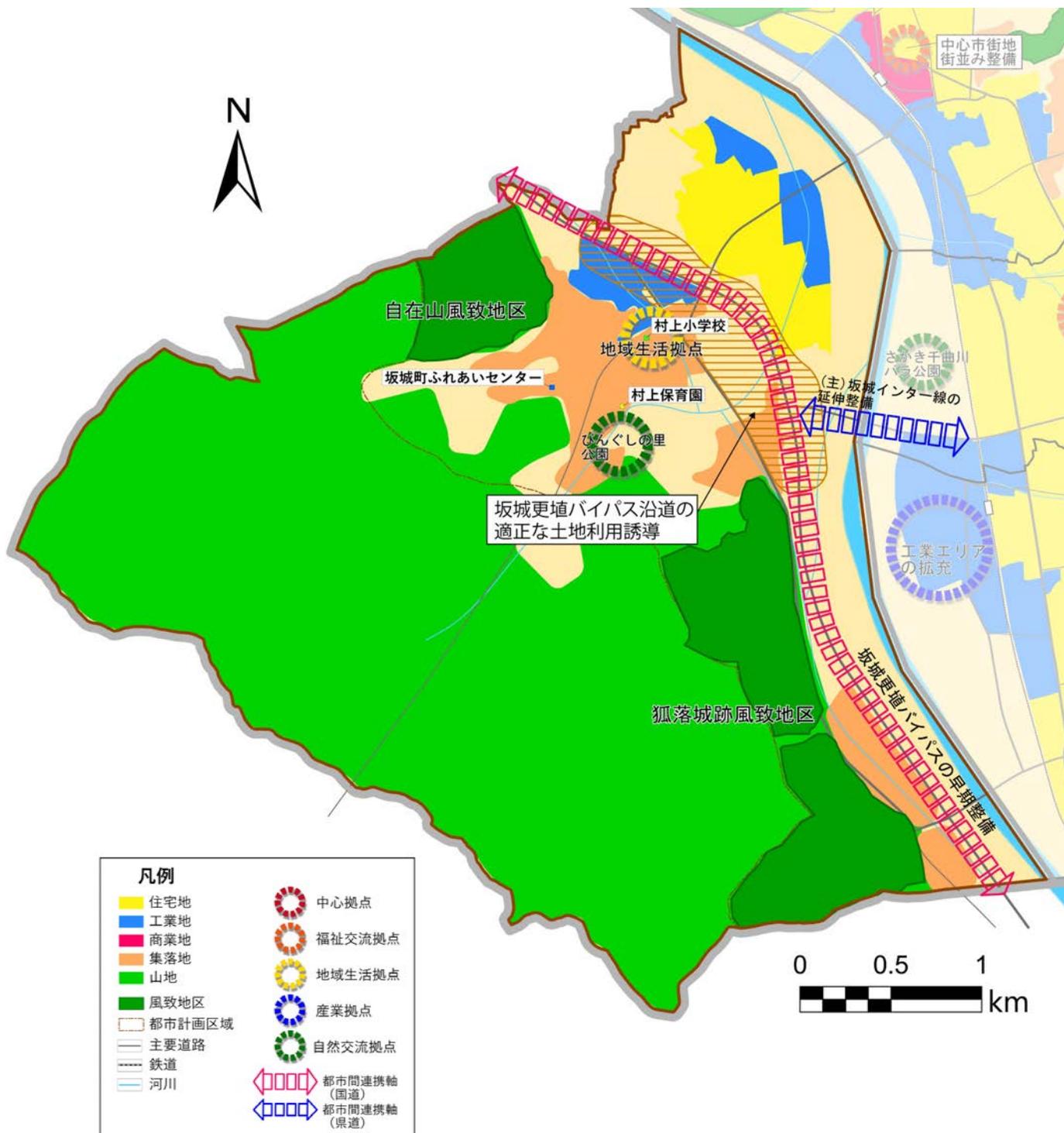


図 施策別満足度・重要度の相関

村上地区のまちづくり目標	幹線道路の整備を見据えつつ適正な土地利用を誘導し、産業基盤の充実や、良好な居住環境の形成を図り、人やモノが集まり賑わう地域づくりを目指します。
--------------	---

分野	整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ものづくりの発展と次世代産業の創出に向け、必要な工業用地の確保に努めます。 ■国道 18 号坂城更埴バイパス沿線の適正な土地利用の誘導を図ります。 ■坂城町生活環境保全条例や坂城町空家等対策計画に基づき、空き家・空き地の適正な管理と利活用を促進します。 ■優良農地の保全と活用に努めるとともに、必要に応じて、住宅地の確保を検討します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ■国道 18 号坂城更埴バイパスの早期整備を関係機関に要望します。 ■主要地方道坂城インター線の国道 18 号バイパスまでの早期延伸を関係機関に要望します。 ■生活道路や産業道路の適正な維持に努め、生活や経済活動を支えます。 ■長期未着手な都市計画道路について、必要性を再確認し、早期整備や都市計画変更を進めます。 ■地域特性に合わせた公共交通の構築と運用により移動手手段の確保に努めます。
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ■住民の景観に対する意識啓発に努めつつ、まち並み景観の保全・育成に努めます。 ■びんぐしの里公園周辺は、豊かな自然環境を活かした健康増進の場として利用を推進します。 ■自在山風致地区、狐落城跡風致地区等の自然地は、多様な生態系の維持と環境の保全に努めます。
防災・安全	<ul style="list-style-type: none"> ■信濃川水系流域治水プロジェクト（千曲川・信濃川）と連携し、千曲川の治水対策に努めます。 ■土砂災害や水害リスクを抱えたエリアでは、国土強靱化計画等に基づき防災・減災対策に取り組めます。 ■住民や企業と自助・共助による防災意識を共有し、ハザードマップや避難路、避難場所等の情報を共有し、防災意識の向上に努めます。

<村上地区の整備方針図>



第8章 実現化方策

1. 用途地域の見直し

本町で指定している用途地域については、制限に基づき適正な土地利用の誘導を図るとともに、都市基盤整備の進捗や周辺環境の変化も踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

本町においては、産業基盤の強化や国道18号坂城更埴バイパスの整備に伴って、新たな宅地や産業用地等の需要が高まることが予想されます。本計画で位置付けた計画的な土地利用を誘導していくためにも、関連事業の進捗と連携を図りながら、良好な住環境の構築とにぎわいと魅力の創出に資する施設の立地に向けて、用途地域の見直しや他の区域の指定について検討します。

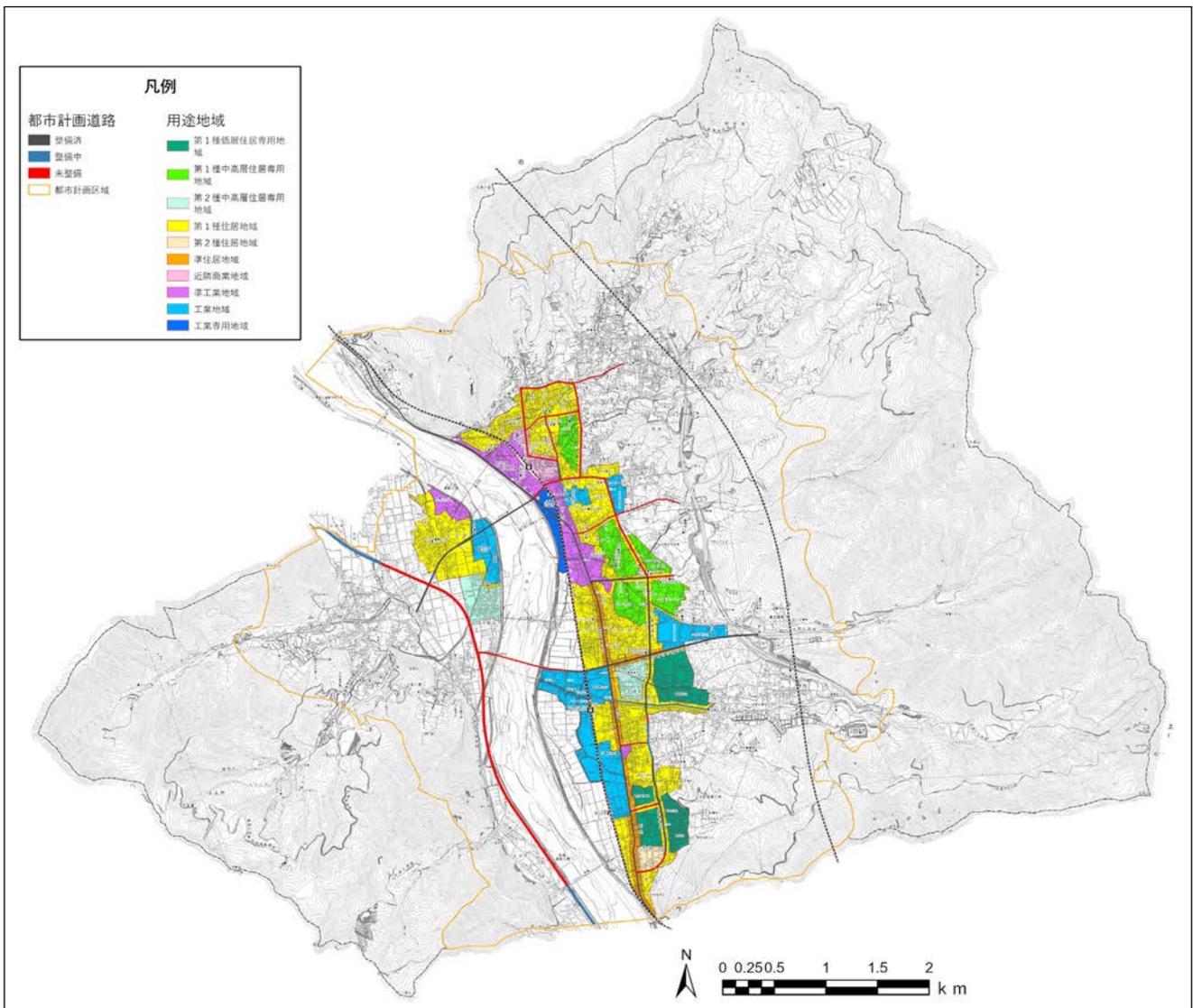


図 用途地域の指定現況

2. 都市計画道路の見直し

都市計画道路とは、都市計画法に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められ、都市の骨格となり、まちづくりに大きくかかわる道路のことで、将来の都市づくりを見据えて計画されます。

このため都市計画道路は、単に交通量进行处理するためだけでなく、まちづくりを担う様々な機能を有しています。

都市計画道路は、円滑に道路整備が行えるように土地利用（建築物等の行為）に制限^{*}が設けられます。

しかし、計画決定から概ね 20 年以上経過した道路では、計画決定当時に求めた道路機能や設計思想が変わってきているもの（場合によっては、機能不足や必要性が薄れたもの）など住民や行政双方に課題を抱えたものがあります。

このため、現在及び今後の都市づくりを考慮し、長期間未整備である都市計画道路について、その機能や必要性を改めて検証し、地域住民や関係機関と協議を重ねながら見直しを検討します。

※都市計画法 53 条による制限

都市計画決定された都市計画施設（道路・公園等）の区域、又は市街地開発事業（市街地再開発事業・土地区画整理事業等）の施行区域では、将来行う事業の円滑な施行のため、建築物の階数や構造に関する建築制限が設けられています。

建築物の建築計画が、上記に該当する都市計画施設等の区域に該当する場合には、許可申請が必要になります。

◆都市計画施設に建てられる許可範囲はつぎのとおりです。

階数：2階以下で、かつ地階（地下）を有しないもの

構造：主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造

その他これらに類する構造であること

未整備な都市計画道路を対象に、「都市計画道路の見直しの手引き（国土交通省都市局）」及び「都市計画道路見直し指針（長野県土木部）」等に基づき、今後の都市づくりの方向性を確認し、都市計画道路の必要性、求められる機能等を検証しながら、坂城都市計画道路の見直しを検討します。

3. 立地適正化計画との連携

「立地適正化計画」は、居住機能及び都市機能の誘導、公共交通網の形成等により、コンパクト+ネットワークのまちづくりを推進するための実行計画として位置づけられます。

立地適正化計画で設定する「都市機能誘導区域」に商業、医療・福祉などの都市機能を誘導し、「居住誘導区域」にそれらの都市機能を支え、人口密度を確保するための居住誘導を図ることで、利便性の高い拠点地域と質の高い居住地の形成、都市基盤整備や住民サービスの提供などに係る都市経営コストの適正化を図り行財政運営の効率化を実現するものです。

坂城町立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域と誘導施設を設定することで、公共施設や民間施設の整備に対して、補助制度や税制優遇などの支援方策が活用できるようになり、各拠点に求められる都市機能の立地促進を目指します。

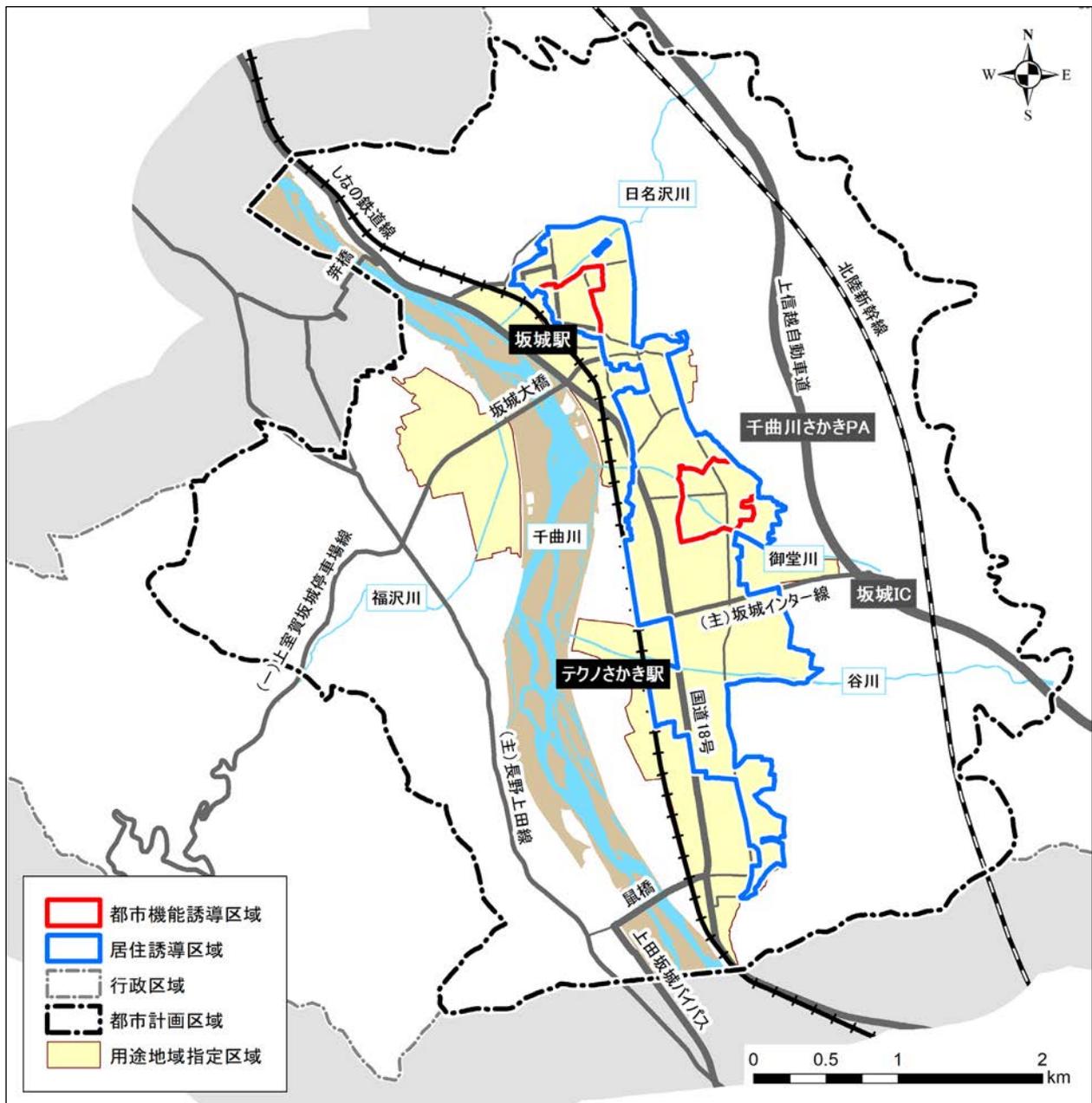


図 坂城町立地適正化計画の誘導区域

4. まちづくりの推進方策

(1) 関係部署・部門別計画との連携

都市計画マスタープランの推進に当たっては、まちづくりに関連する部署のほか、福祉・子育て・医療・産業・防災等の様々な分野との連携が必要不可欠です。このため、庁内の関係部署及び個別計画との連携を十分に図ります。

(2) 立地適正化計画に基づく具体的取組

「坂城町立地適正化計画」は、本計画の一部となるもの（「市町村マスタープランの高度化版」）で、本計画に定めるまちづくりの方針に加えて、「坂城町立地適正化計画」に定められた施策への取組と合わせて、将来都市像の実現を目指します。

5. 進行管理と計画の見直し

まちづくりは、本計画の適正な進行管理を図り、実効性を高めていくことが重要となります。

このため、計画（Plan）を、実行に移し（Do）、その効果を評価・点検し（Check）、必要に応じて改善し（Action）、さらに次の計画（Plan）へとつなげていく「PDCAサイクル」によって、計画の進行管理と質的向上を図ります。



本計画は、計画策定から20年後となる令和25年度（2043年度）を目標とした計画となりますが、PDCAサイクルに基づく定期的な計画管理に基づく見直し以外にも、総合計画などの上位計画の変更、都市計画法をはじめとする関係法令の見直しなど、社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

また、社会経済情勢に大きな変化が見られなかった場合においても、本計画の中間年となる令和15年度（2033年度）を目安に、計画の方向性や進捗状況等の検証を行い、必要に応じて内容の見直しを行います。

資料編

坂城町都市計画審議会委員名簿

	所 属 ・ 役 職 等	氏 名	選出区分
会長	公立学校法人長野大学 環境ツーリズム学部教授	松下 重雄	学識経験者
委員	坂城町議会議長	滝沢 幸映	町議会議員
委員	坂城町議会総務産業常任委員長	大日向 進也	町議会議員
委員	坂城町農業委員会会長	柄沢 満則	町農業委員
委員	長野県千曲建設事務所長	倉田 雅史	学識経験者
委員	坂城町社会福祉協議会会長	上野 敬一	福祉
委員	坂城町商工会長	関戸 啓司	商工業
委員	坂城町女性団体連絡会長	師田 智恵子	女性団体
委員	坂城町区長会長	小澤 猛	町区長会代表
委員	長野県建築士事務所協会埴科支部	荒城 善明	建築
委員	坂城町教育委員	三井 有奈	教育
委員	坂城町社会教育委員	宮原 広美	文化
幹事	建設課長	堀内 弘達	
庶務	都市・公園係長	高橋 卓也	
庶務	都市・公園係	朝倉 亮一	

坂城町都市計画審議会条例

昭和55年9月30日条例第30号

改正

昭和58年7月1日条例第20号
昭和61年4月1日条例第5号
平成3年6月29日条例第24号
平成13年3月23日条例第9号
平成14年3月28日条例第17号
平成18年12月26日条例第15号

坂城町都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、都市計画行政の円滑な運営を図るため、坂城町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 本町が定める都市計画に関する事項
- (2) 都市計画について本町が提出する意見に関する事項
- (3) その他町長が都市計画上必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町農業委員会委員
- (3) 学識経験者
- (4) 町内の公共的団体の役員
- (5) 町職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干名を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は建設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（昭和58年7月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第9号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日条例第17号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月26日条例第15号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

坂城町都市計画マスタープラン

発行 令和6年（2024年）3月

発行者 坂城町

編集 坂城町 建設課 都市・公園係

〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050番地

TEL : 0268-75-6208 (課直通)

E-mail : tosikou@town.sakaki.lg.jp



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**